

ふじのくに景観形成計画 進捗状況評価レポート

【中間報告書】
(平成29年度-令和3年度)

令和4年3月

静岡県

目 次

1	総括評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1)評価の趣旨	
	(2)評価の方法	
	(3)評価結果	
	(4)外部評価による講評	
2	景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画(A)）の評価結果・・	18
3	景観に配慮して行う事業・取組（行動計画(B)）の取組実績・・	89

1 総括評価

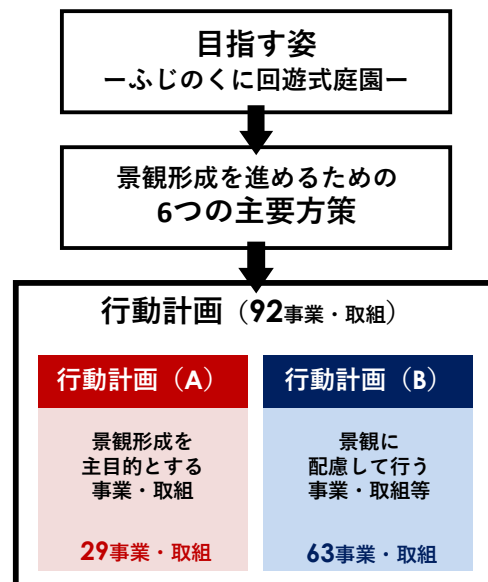
(1) 評価の趣旨

本県では、美しい県土づくりをさらに進めるため、平成29年3月に「ふじのくに景観形成計画（計画期間：平成29年度～令和8年度）」を策定し、公表しました。この計画は、景観形成の目指す姿、6つの主要方策、行動計画等を示すとともに、これらが確実に実施されるよう体制や仕組み等のマネジメントを重視した内容となっています。

行動計画は、平成29年度～令和3年度の5年間に県が主体的に行う、景観形成を主目的とする29の事業・取組（行動計画（A））と景観に配慮して行う63の事業・取組（行動計画（B））の計92の事業・取組を位置付けています。

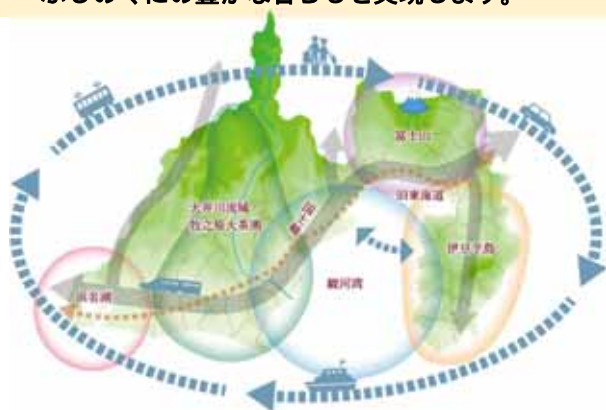
「中間報告書」は、行動計画に位置付けた事業・取組について、「ふじのくに景観形成計画」の中間年となる令和3年度に、これまでの5年間に行った行動計画の事業・取組の進捗状況や成果等を整理し、有識者で構成する静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会による外部評価を実施した上で、静岡県景観づくり推進本部（庁内推進組織）に諮り、その結果を公表するものです。

《ふじのくに景観形成計画の構成》



《目指す姿》

—ふじのくに回遊式庭園—
駿河湾をぐるりと取り囲む各地の美しい景観。
それを社会総掛かりで磨き上げることで、世界の憧れを呼ぶ
ふじのくにの豊かな暮らしを実現します。



《目指す姿の実現に向けた主要方策》

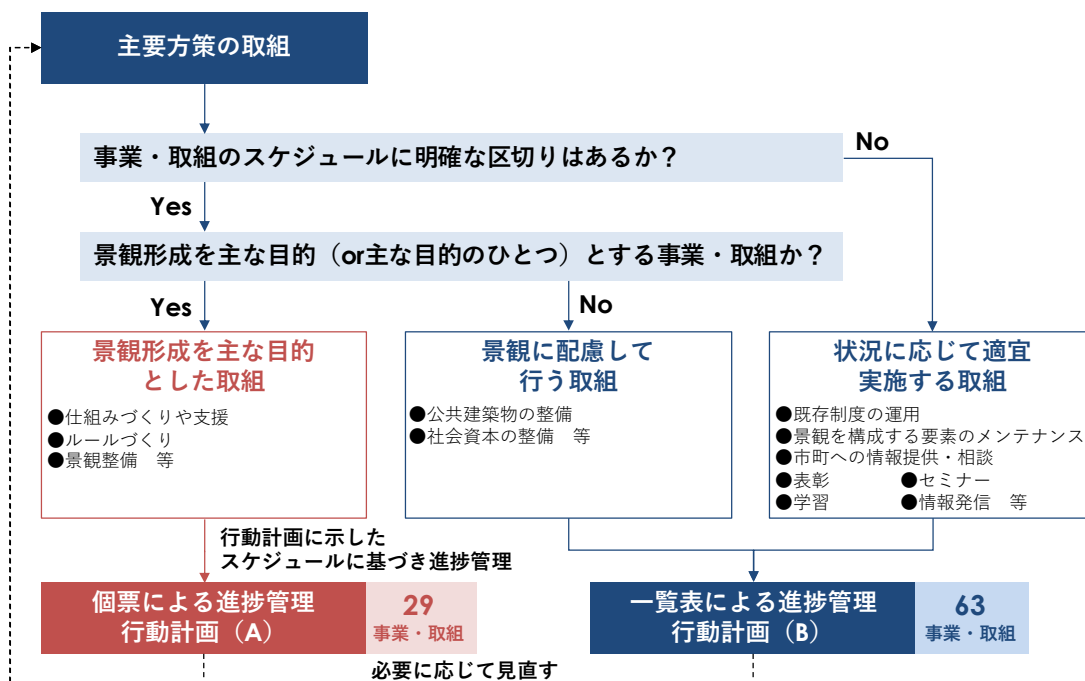


6つの主要方策に掲げる行動計画の事業・取組

広域景観形成をさらに加速させる 主要方策1 行動計画 (A) 11事業・取組 行動計画 (B) 3事業・取組	ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む 主要方策4 行動計画 (A) 1事業・取組 行動計画 (B) 7事業・取組
国内外に誇れる高質な公共空間を形成する 主要方策2 行動計画 (A) 4事業・取組 行動計画 (B) 9事業・取組	自立した持続性のある県民・事業者による景観形成を進める 主要方策5 行動計画 (A) 3事業・取組 行動計画 (B) 18事業・取組
静岡県の景観をすべての地域から底上げする 主要方策3 行動計画 (A) 8事業・取組 行動計画 (B) 26事業・取組	景観形成をマネジメントする 主要方策6 行動計画 (A) 2事業・取組 行動計画 (B) 0事業・取組

(2) 評価の方法

主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に評価を行うのではなく、以下の選定フローに従って、評価を行うこととしています。行動計画（A）は、景観形成を主目的とした事業であり、個票による進捗管理を行っています。行動計画（B）は、景観形成を主たる目的としない別の目的（要求）から行われる事業ですが、景観への配慮を必要とする特に重要な案件を位置付けています。行動計画（B）は、景観形成を主目的としない事業のため、景観に対して悪くしない配慮をすることを最低限の目標とし、可能であれば、事業を契機に景観を良くすることを目指すものであり、評価は、どの程度の景観配慮ができたかということに主眼を置くため、取組実績を一覧表管理するものとしています。



a) 個票による中間評価（行動計画（A））

個票による中間評価を行う事業・取組は、29（うち2つは、令和2年度までに事業完了のため管理対象外）あります。5年間（平成29年度～令和3年度）の取組や成果の実績評価に加え、景観の質に関する変化について定性的な評価を行います。

個票の前段には、計画期間5年間（平成29年度～令和3年度）に実施を予定する取組や成果を達成目標として記載しています。中段以降には、計画期間における取組、成果の実績及び景観の質に関する変化を整理した上で、それぞれの項目について、担当課による評価を行っています。加えて、各個票には、静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会の委員コメント等による外部評価を行っています。

【取組や成果の評価区分】

取組及び成果は、以下の評価区分に基づき担当課が評価を行います。

評価	取組の進捗状況	評価	成果の達成状況
S	計画以上の進捗が得られた	◎	目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の30%を超えるもの
A	計画どおり進捗した	○	目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの
B	計画より進捗に遅れがある	●	目標成果を達成できなかったもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の-30%以下

【景観の質に関する評価】

景観の質に関する評価は、計画中間年度（5年目）や計画最終年度（10年目）のタイミングで実施します。平成29年度から令和3年度の5年間に行った事業・取組により、どのような景観変化が見られたかを整理し、定性的な評価を行います。評価の観点や指標は、達成目標を踏まえ、事業・取組の内容に応じた取組項目ごと、下表を参考に行います。

取組項目	評価の観点	評価指標
基本方針	—	①計画が策定されているか ②景観施策推進の体制があるか ③計画に基づく施策推進の進捗管理が行われているか
規制誘導	景観変化	①看板数が減り景観阻害要素が減少した（色彩、形態、意匠の改善・向上） ②看板内容が適正化した（色彩、形態、意匠の改善・向上） ③より良い看板が増加した（立地、大きさ、色彩、意匠など）
普及啓発	県民・職員の意識変化	①景観の重要性が認知されているか ②活動への参加意識が高まっているか
景観整備	景観変化	①視対象そのものがより美しくなった（色彩・規模・形態・意匠の改善・向上） ②近景・中景・遠景の調和が図られた ③より印象的になった（象徴性・意味性の向上） ④地域の特徴が感じられるようになった（独自性、個性の発揮） ⑤不快でなくなった （景観阻害要素・要因の減少、オーバーデザインの取りやめ、雑然性の改善） ⑥【保全】良好な景観が保全（維持）されているか
その他	市町職員意識変化	①市町職員の意識向上は図られたか ②市町職員の満足度は向上したか

b)一覧表による進捗管理（行動計画（B））

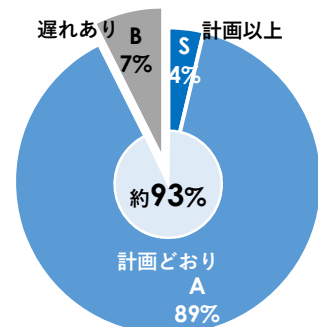
一覧表による進捗管理を行う事業・取組（行動計画（B））は、景観形成を主な目的としないものの、適切に事業・取組を行うことにより景観形成に寄与するものとなります。そのため、事業・取組ごとの評価や有識者による外部評価は行わないものの、中間評価では、計画期間中の取組予定と、これまで5年間（平成29年度～令和3年度）の取組実績を整理します。

(3) 評価結果

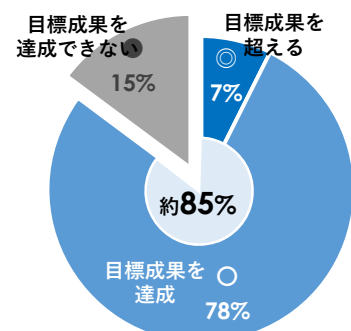
a)景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画（A））の評価

29の事業・取組のうち、既に完了した2事業・取組を除く27の事業・取組の進捗状況は、25の事業・取組（約93%）が計画どおり又は計画以上の進捗が得られており、23の事業・取組（約85%）が目標成果を達成できたとの評価になりました。全体としては、平成29年度から令和3年度の5年間の事業・取組は、概ね順調に進捗しており、成果も得られているという評価結果となりました。

取組の進捗状況	評価区分	合計
計画以上の進捗が得られた	S	1 (4%)
計画どおり進捗した	A	24 (89%)
計画より進捗に遅れがある	B	2 (7%)



成果の達成状況	評価区分	合計
目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の30%を超えるもの	◎	2 (7%)
目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の±30%範囲内のもの	○	21 (78%)
目標成果を達成できなかったもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」の推移の-30%以下	●	4 (15%)



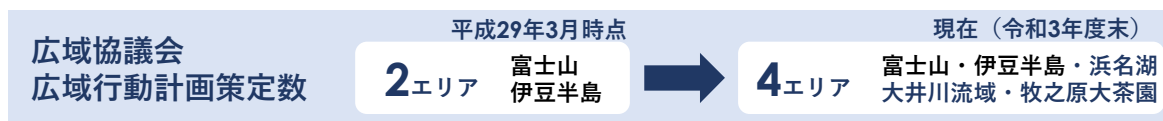
b)主要方策ごとの評価結果

主要方策1 広域景観をさらに加速させる

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
全広域	01広域景観の形成 20頁	
富士山	02富士山広域景観の形成 22頁 06清水海岸（三保地区）の景観改善の取組 31頁 07三保松原の松林保全技術支援事業 35頁 08富士山周辺地域における無電柱化の推進 38頁	01定点観測地点からの眺望景観の観察 90頁 02ぐるり富士山風景街道の取組推進 90頁
伊豆半島	03伊豆半島広域景観の形成 25頁 09伊豆半島における屋外広告物対策 40頁 11伊豆地域における無電柱化の推進 44頁	
大井川流域・牧之原大茶園	04大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成 27頁	
駿河湾	05駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成 29頁	03駿河湾の世界で最も美しい湾クラブ関連事業の推進 90頁
浜名湖、旧東海道、国土軸		

【5年間の事業・取組の実績】

- 行動計画の策定時（平成29年3月時点）は、協議会の設立及び行動計画が策定されていたのは、富士山及び伊豆半島の2エリアでしたが、平成29年度に大井川流域・牧之原大茶園の協議会の設立、平成30年度に大井川流域・牧之原大茶園の行動計画の策定、令和元年度には浜名湖の協議会設立及び行動計画の策定をしました。行動計画が策定された4エリアでは、毎年協議会やWGを開催し、行動計画に位置付けた取組の推進及び進捗管理を行っています。



- 富士山エリアでは、世界遺産登録を契機に進めている清水海岸の景観改善や三保松原の松林保全技術支援において、有識者により構成する協議会により定期的な進捗管理等のフォローアップ体制が構築され、着実な事業進捗が図られています。また、構成資産の1つである白糸の滝周辺（富士宮市）における無電柱化では、平成29年度から観光関係者との協議により綿密な工程調整を行い、平成30年度には電柱10本と電線約540mが撤去され、白糸の滝の休憩施設からの富士山眺望が劇的に改善されました。富士山世界文化遺産では、視界に入り込む阻害要因を把握するため、県内11箇所の定点観測を毎年度実施して、富士山世界文化遺産協議会において審議しています。平成29年度から令和3年度に開催された同協議会において、良好な富士山の眺めが保全されていることが承認されています。



- 伊豆半島エリアでは、東京五輪に向けた取組として、伊豆半島の違反広告物対策を集中的に実施した結果、平成29年度の調査開始時に2,232件あった違反広告物が、東京五輪開催前（令和3年8月時点）には、約92%の2,046件の是正が完了しました。



- 大井川流域・牧之原大茶園エリア及び浜名湖エリアでは、広域協議会を設立し、行動計画の策定を行いました。大井川流域・牧之原大茶園エリアの構成市町では、景観計画を策定済みの市町と景観行政団体に移行していない市町の景観行政に対する温度差が大きいことから、行動計画の重点地域でモデル的な取組を行うことで、関係者の景観に対する意識向上及び機運を高めることに努めました。その結果、令和2年4月から全ての市町が景観行政団体に移行し、重点区域でのモデル的な取組では、川根本町久野協における農作業小屋の塗替えや島田市阪本におけるガードレール塗替えにおいて地域住民も参加した活動を行ってきました。

【5年間の事業・取組における検証】

- 広域景観形成に向けたエリアごとの協議会や行動計画の策定は、計画どおり進めることができたが、エリアごと広域景観形成の取組熟度に応じた今後の対応課題があるため、それぞれの協議会ごと目標設定が重要となります。
- 富士山エリアでは、県内でもいち早く設立した広域協議会であり、富士山というシンボリックな景観要素を中心とした連携体制が構築されました。構成市町においても、景観行政団体への移行及び景観計画の策定が既に行われており、市町単位での景観形成の取組も積極的に進められています。一方で、市町をまたがる区域における共通ルールの整備を検討する場として、協議会は任意組織のため、決議事項への実効性が担保されておらず、法定の景観協議会への移行等に向けた検討が必要と考えます。
- 伊豆半島エリアでは、観光が主要産業ということもあり、観光地エリア景観計画の策定や施設整備、来訪客アクセス道路の違反広告物の是正など、観光客をターゲットとした景観形成が進みました。一方で、行政規模が小さい自治体が多く、景観行政団体に移行したものの、景観計画の策定や広域的な取組に着手できていない現状にあります。
- 大井川流域・牧之原大茶園エリアでは、茶園景観30選や茶園景観に配慮する屋外広告物のガイドライン策定などの取組を経て、平成29年度に協議会の設立、平成30年度に行動計画を策定しました。一方で、茶園や大井川など地域特有の営みや地形に起因する景観資源のため、広域景観での取組展開には、構成市町の意識醸成が必要と考えます。
- 浜名湖エリアでは、浜名湖サイクリングロードを主軸とした浜名湖の眺望景観に対象を絞り、令和元年度に広域協議会を発足し、行動計画を策定しました。対象が限定されているため、具体的な修景活動（防護柵の修景や展望施設前面の修景伐採等）が展開されており、令和3年度には、地域協働による修景活動を行う予定でした（コロナ禍のため令和4年度に延期）。浜名湖周辺では、観光DMOや舟運等の他組織による取組が展開されているため、こうした組織との連携体制を構築し、観光と連携した景観施策の推進がも期待されます。
- 駿河湾、旧東海道、国土軸の3つのエリアは、組織や行動計画を先行して策定した4つのエリアの実施状況やノウハウを踏まえた広域形成に取り組んでいく予定となっております。特に、これらの3つのエリアの構成市町は、先行する4エリアの構成市町と重複していることから、市町担当者の負担が大きくなることが想定されます。そのため、各エリアで共通するものは、広域景観をまたいで実施する等の、個別の行動計画とは別の位置づけを行うなどの配慮が必要になります。

主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
公共空間の高質化	12公共施設整備における景観形成の推進 46頁 13公共施設整備のデザイン協議の推進 49頁	04清水都心WF地区開発基本方針の策定 90頁 05東静岡周辺地区の整備 90頁 06日本平山頂シンボル施設の整備 90頁 07無電柱化の推進 91頁 08わかりやすい道案内の推進 91頁 09津波対策「静岡方式」の推進 91頁 11津波避難誘導標識の設置 91頁 12公共建築物等での県産材利用促進 91頁
屋外広告物の適正な規制・誘導	14屋外広告物行政の推進 52頁 15屋外広告物行政への民間活力導入 54頁	

【5年間の事業・取組の実績】

- 公共空間の高質化に向けて、県が行う公共事業の景観配慮を着実に進めるため、景観形成の留意事項等をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」の全庁運用に加え、国や道路デザイン指針の改定等を踏まえた内容の充実を図り、職員への講習会・説明会を行っています。5年間の受講者数は、県土木技術職員の3倍を超えており、職員全体への普及が行えました。

ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発 （講習会・説明会等）

5年間の累計受講者 約**2,500人**

- 県の公共事業の景観配慮に関して専門家からの助言を受けるため、景観工学や色彩等の有識者からなる「静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会」を年1回程度開催し、良好な景観形成に努めています。個別の公共施設整備においては、設計・整備段階における専門家による景観検討の仕組みを運用しています。これまでの実績を踏まえたデザイン協議を推進するため、景観検討の時期や対象施設等を明文化した「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編の改訂施行を平成31年4月に行いました。景観検討は、年10件程度実施されており、そのほとんどが色彩検討ではあるものの、設計段階におけるデザイン検討についても徐々に実施されてきています。
- 公共事業の景観配慮の取組は、県事業のみならず民間事業においても波及しています。NEXCO中日本による東名高速道路の大規模リニューアル工事において、県の指針にあわせた橋梁塗色景観計画が作成されました。この計画では、架橋位置の地域特性からゾーニングを行い、周辺の景観特性を鑑みた色彩検討の結果が整理されており、リニューアル工事とともに段階的に周辺景観に調和した橋梁塗色の整備が行われています。

民間事業にも波及した景観配慮



橋梁塗色景観計画
に基づき、橋梁の
塗替えを実施



鳥坂橋（静岡市）を
オフグレー（5Y7/0.5）
に塗替え（R2実績）



- まちづくりと一体となって計画される公共施設整備は、市や地元企業等の関係者からなる組織が設立され、官民連携によるまちづくりが進められています。清水港では、県や静岡市、港湾企業、地元金融機関や鉄道会社が「清水みなとまちづくり公民連携協議会」を設立し、「みなと」と「まち」を一体で描くランドデザインを令和元年7月に策定しています。ランドデザインは、公共事業の効果を最大限に生かして民間投資を促し、地域の明るい未来を感じて行動を起こすための将来像として、産業と市民が共存し、活力と美しさが両立するまちづくりを目指しています。
- 富士山と駿河湾を一望できる展望施設「日本平夢テラス」は、平成29年10月に工事に着手し、平成30年11月に開館しました。建築設計は、プロポーザル方式により選定された（株）隈研吾建築都市設計事務所が実施し、県産材を活用した洗練された空間となりました。

日本平山頂シンボル施設整備



平成30年11月の開館
から1年で約118万人
が来訪（目標30万人）
令和元年度の静岡県景
観賞優秀賞（静岡県建
築士会賞）を受賞

- 屋外広告物の適正な規制・誘導については、伊豆半島エリアから始めた違反広告物対策を、県内各地に展開し、沿道景観の磨き上げを進めました。特に、平成30年度から取り組んだ、東京五輪のロードレースコース沿線の違反広告物対策では、関係する3市町と連携し、東京五輪の開催前である令和3年4月に全ての是正が完了しました。伊豆半島等で実施した違反広告物の是正指導に関する具体的なノウハウは、大井川流域・牧之原大茶園や浜名湖の広域エリアでも情報共有を図り、県内全域での取組に発展しております。また、違反広告物対策の成果が上がった伊豆半島等では、新たな違反広告物が設置されないよう、取組成果のポスターの掲示やSNSを活用した広報活動を実施しています。

違反広告物対策の全県展開

平成29年度～

伊豆半島で取組開始

13市町

平成30年9月～

ロードレースコース沿線に
取組拡大

3市町

平成31年3月～

県内全市町へ連携拡大

19市町

屋外広告物の取組を通じた
沿道景観の磨き上げ

- 行政の人的負担軽減を図り、是正指導に集中して取り組むため、違反広告物対策の現況把握では、移動計測車両を用いた高度な計測技術を導入し、基礎データの収集から台帳整備を効率的に実施しました。また、屋外広告物講習会や簡易広告物のパトロール・除却については、専門的な知見を有する県屋外広告協会に委託する等、民間活力導入に取り組みました。

【5年間の事業・取組における検証】

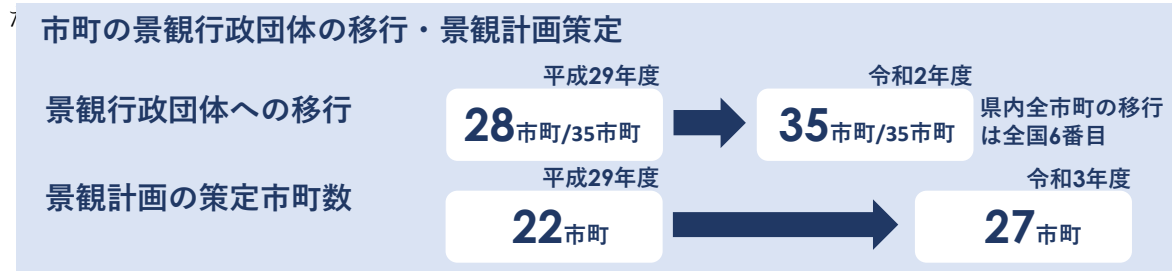
- 公共空間の高質化に向けて普及啓発を行っている「ふじのくに色彩・デザイン指針」の考えは、継続的に進んでいる説明会や研修会等により職員に浸透してきた状況にあります。全庁での運用から、沼津市での準用やNEXCO中日本による東名高速道路への展開等、市町や民間企業への普及啓発も着実に浸透していることから、今後も継続的に普及啓発を行い、景観形成に対する意識の向上を図っていく必要があります。
- 公共施設整備のデザイン協議では、「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編を改訂して、対象施設や検討のタイミングを明文化したことで、年間10件程度の色彩又はデザインに関する協議が行われています。色彩検討については、公共建築物や橋梁などの構造物補修のタイミングにおいて、かなりの実績を得ることができましたが、デザイン検討については、実績が少なく、検討体制を含めた実施手法について手探りで進めているのが現状です。そのため、景観検討のタイミングが遅く、構造や配置などデザイン検討に踏み込めない等の課題があるため、体制等を含めた手法の検討を行っていく必要があります。
- 清水都心WF（ウォーターフロント）地区や東静岡周辺地区などのプロジェクト事業では、関係市町や地元企業等が参加する協議組織が設立され、まちづくりや地域振興も含めた調整が行われています。こうした取組は公共空間のみならず隣接する民間部分を一体的に整備することで、相乗的な事業効果を発揮することができます。そのため、市町の景観計画の街並み誘導等の手法が適切に活用できるよう、関係機関との調整や情報提供を行うことが重要です。
- 屋外広告物の適正な規制や誘導は、東京五輪を契機として伊豆半島で始めた違反広告物対策をロードレースコース沿線や他エリアに展開することができました。今後も、取組で得られた違反広告物対策のノウハウ（移動計測車両による現況調査、台帳整備、是正事務等）を県全体で共有し、広域連携による取組を推進していく必要があります。併せて、違反広告物が是正された地域において、新たな違反広告物が設置されないよう、ポスター等を活用した屋外広告物制度の周知・啓発等を継続していくことが重要と考えています。
- 屋外広告物行政への民間活力導入により業務の効率化を図るため、移動計測車両を用いた屋外広告物の現況調査や三次元点群データの活用に取り組みました。今後は、行政、民間ともに手続きの負担軽減を図るため、事務手続きの電子申請化を進めていく必要があります。

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
市町景観行政の積極的支援	16市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援 56頁 17観光地エリア景観計画の策定支援 58頁 18景観重要公共施設の指定支援 60頁 19専門アドバイザーの派遣 62頁	
自然景観の保全・復元		13産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 92頁 14不法投棄未然防止緊急対策事業費助成 92頁 15多自然川づくりの推進 92頁 16養浜を主体とした侵食対策の実施 92頁 17海岸漂着物等対策事業費助成 92頁 18放置艇プレジャーボート対策（浜名湖） 93頁 19造林事業 93頁 20治山事業 93頁 21静岡県森林景観形成ガイドライン普及啓発 93頁 22都市山麓グリーンベルト整備事業 93頁 23富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成 94頁
農山漁村景観の保全・活用	21農村景観保全への取組について 64頁 22ふじのくに美しく品格のある邑づくり 66頁	24茶草場農法実践者の応援制度の確立 94頁 25わさび田の保全と活用 94頁 26世界かんがい施設遺産登録の支援 94頁 27景観農業振興地域整備計画の策定支援 94頁 28耕作放棄地対策の推進 95頁
良好な市街地・産業地景観の確保	23豊かな暮らし空間創生の促進 69頁	29静岡県グリーンバンク環境緑化事業の支援 95頁 30街路整備事業 95頁 31公園・緑化推進事業 95頁 32河川海岸環境整備事業 95頁 33空家等対策 96頁 34地域振興整備事業 96頁 35市町の条例策定や運用に関する助言、工場緑化セミナーの実施 96頁
歴史的・文化的な景観資源の保全・活用		36連絡協議会の開催 96頁 37文化財の指定、整備・活用の促進 96頁 38重要文化的景観の選定支援 97頁

【5年間の事業・取組の実績】

- 市町景観行政の積極的支援として、担当職員の景観への知識や理解を深めるためのセミナーの開催（13回、参加者累計705名）や専門アドバイザーの派遣（合計24回、延べ16市町）、市町首長へのトップセールス（延べ7市町）を行い、計画より1年早い令和2年4月には県内35市町が景観行政団体に移行しました（全国6番目）。景観計画は、平成30年度に川根本町と焼津市、平成31年度に函南町、令和3年度に南伊豆町と松崎町で策定し、県内27市町で景観計画を策定しまし

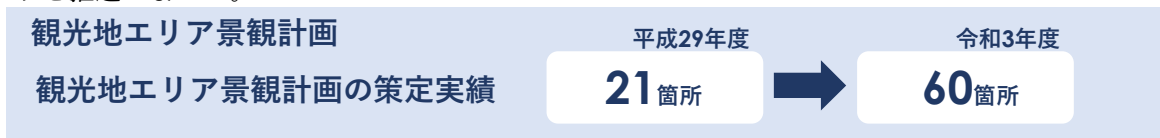


- 景観重要公共施設制度の活用を促進するため、平成30年度に景観重要公共施設の指定フローや活用事例を整理し、令和元年度は事務処理要領と併せて市町への周知を行い、景観重要公共施設の指定を促しました。令和2年度から、富士山地域景観協議会でGISを活用した景観重要公共施設の指定状況を可視化して、広域的な観点から景観重要公共施設の指定を促しました。令和3年度現在の県管理施設の景観重要公共施設は、平成29年度時点の延べ20箇所から平成30年度の焼津市景観計画策定に伴い5箇所増加した延べ25箇所が指定されています。

GISで可視化した富士山周辺の景観重要公共施設（道路）



- 市町が行う観光地施設整備を施設単独の整備ではなく面的に捉えて、観光地エリアの整備を行うため、平成28年度に伊豆半島でモデル的に実施した観光地エリア景観計画の策定を、平成29年度から全県市町での運用を開始しました。観光地エリア景観計画の策定を支援するため、景観形成推進アドバイザーの派遣を5年間で20回（延べ11市町）行い、周辺景観と調和した観光地づくりを推進しました。



- 市町が地域の特性に応じた景観形成を推進するため、景観工学や色彩、観光等の専門家を景観形成推進アドバイザーとして登録し、市町の景観計画の策定や公共施設の整備等について検討する際に、派遣しています。当アドバイザーは、これまで5年間で40名の専門家が登録され、5年間の派遣実績は72件となりました。
- 自然景観の保全・復元では、河川や海岸事業における多自然川づくり等による景観配慮を行い、治山や森林事業では森林を適正な管理や荒廃山地の復旧等による良好な森林景観の形成を推進しました。
- 農山村漁村景観の保全・活用では、静岡市清水地区の土地改良区で展開する農村景観保全指針の普及啓発や地域資源の保全等に先進的に取り組む集落を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、農村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全や継承を推進しています。「ふじのくに美しく品格のある邑」は、平成29年度から令和3年度の5年間で40地域が登録されました。登録された“邑”の景観保全等の取組は、年4回発行される季刊誌やSNS等による情報発信がされており、令和2年度には73,058人が「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」に参画し、多様な主体による協働活動による保全が実現しています。



- 良好な市街地景観の確保に向けて、生活と自然が調和する住まいづくりを推進し、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備するため「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及啓発を行いました。一定の基準を満たした住宅地は「豊かな暮らし空間創生住宅地」として認定し、住宅地整備に対する助成を行い、豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図りました。平成29年度以前は121区画だった認定区画数は、現在360区画とこの5年間で239区画が認定されました。その他、地域緑化活動の活動助成や公園整備への助成を行い、地域の景観的魅力が向上しました。空家等対策についても市町連絡協議会や研修会を開催し、市町の空家対策を支援し、これまでに浜松市4件、静岡市1件、伊豆の国市1件の特定空家に対する略式代執行や行政代執行が実施される等、住宅地の景観改善に貢献しました。



- 歴史的・文化的な景観資源の保全や活用に向けて、特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会や名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会を定期的に開催し、文化財保護法に関する情報共有や、重要文化的景観の選定支援に向けて、研修会の開催や「静岡県文化的景観総合調査」を実施し、本県を特徴付ける文化的景観カテゴリーや代表する景観カテゴリー及びその代表箇所を位置付けました。

【5年間の事業・取組における検証】

- 市町景観行政の積極的支援として景観形成推進アドバイザーの派遣や景観セミナー、トップセールス等により、着実に県内市町が主体となる景観行政が推進しています。今後は、景観計画の策定に加え、重点地区や景観重要公共施設の指定など計画改定も支援していくことが必要と考えます。特に、景観計画の策定や改定において、令和2年度創設の国庫補助制度が活用できる市町への積極的な働きかけが有効であると考えます。
- 観光地エリア景観計画の策定数は順調に伸びてきており、今後も着実に観光事業と連携した景観施策を推進するため、新規策定に加え既存計画の変更についても支援の対象としていく必要があります。また、観光地エリア景観計画の策定に併せ、景観計画の重点地区に指定し、観光施設整備による事業効果を周辺の街並み形成に活かす取組も出てきています。今後、観光地の区域においては、景観計画の重点地区と観光地エリア景観計画を連携させ、当該地区における景観の保全・整備の仕組み市町の景観まちづくりに関する技術向上を図るため、こうした連携事例の積極的な情報発信を行い、取組の普及に努める必要があります。
- 自然景観の保全や復元に向けて、河川や海岸、森林等の事業において、景観配慮の取組が行われています。これらは通常事業の実施時に景観への配慮を行うため、計画的な管理を行うことは困難ですが、毎年行う進捗状況の把握において、良好な成果が発現した際には、好事例として収集を行っていくことが必要です。
- 農村の美しい景観や伝統、文化や自然環境の保全や継承を推進するため、「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」等の取組により、地域内外の多様な主体が関わる協働活動による農村景観の保全が推進しました。今後も、農村地域の人口減少や高齢化に対応するため、さらに多様な主体との連携に努め、関係人口の拡大と活動を深化させていくための支援体制を強化する必要があります。
- 良好な市街地や産業景観を確保するため、生活と自然が調和する住まいづくりの推進や地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備するため、「豊かな暮らし空間創生住宅地」の促進をはじめ、環境緑化や公園や街路事業などの基盤整備や空家等対策が進められています。NPO法人ふるさと回帰支援センター（東京都）への相談件数（2020年）は、静岡県が1位と移住への関心が高いことから、本県の温暖な気候や風光明媚な土地柄と生活と自然が調和する住まいづくりの推進は今後も重要となります。そのため、「豊かな暮らし創生住宅地」の認定区画を増やすためには、積極的な広報を行い、住環境の魅力を十分に伝えていくことが必要です。
- 歴史的・文化的な景観資源の保全や活用においては、名勝地に関する連絡協議会での情報共有に加え、文化財指定に向けた調査や新たな文化財の指定を行うと共に、保存や活用上修理を要する文化財には、所有者へ文化財保存費等の補助を行い、経年劣化した建造物等を改修することで歴史的な景観の保全を図っています。

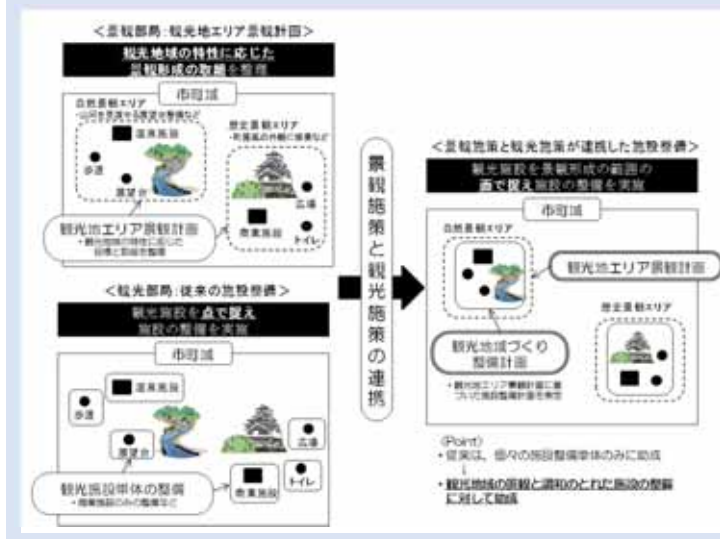
主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
県費助成や許認可等を通じた景観形成	24県費助成や許認可を通じた景観形成 72頁	39日本平・三保の松原県立自然公園 公園計画の見直し 97頁 40静岡県環境影響評価条例等の審査・指導 97頁 41林地開発許可制度の運用 97頁 42建築協定の認可促進 97頁 43都市計画法開発許可を通じた景観形成誘導 98頁 44工場立地法の制度活用支援 98頁 45文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 98頁

【5年間の事業・取組の実績】

- 県費助成や許認可等を通じた景観形成として、「観光施設整備事業」や「緑のいえなみ整備事業」の景観施策と連携させた助成制度を創設しました。特に、「観光施設整備事業」は、エリア全体の計画策定時、観光施設の設計時及び完成時に景観チェックを実施する体制を構築しており、事業趣意である景観と調和した観光地域づくりを着実に推進しています。

景観施策と観光施策の連携



【整備された施設事例】



南アルプスの大自然を満喫できる
清楚な温泉保養地（川根本町）



富士山眺望に配慮した商業施設（富士宮市）

- その他の許認可等においても、許認可審査の機会を通じて、事業者が地域の景観の保全に配慮して事業を実施するよう促しています。特に環境影響評価対象事業となる開発案件では、風力や太陽光などの発電事業に起因するものを中心に、毎年3件程度の審査が行われています。大規模な開発は、地域景観や環境への影響も大きく、問題視される事態も生じています。当審査では、景観への配慮を始め、自然環境への影響、治水や治山などの様々な観点に配慮して、事業を実施するよう促しています。工場立地法の制度活用支援においては、市町に対し、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行うと共に、緑化優良工場に関するホームページを作成し、優良事例の紹介を行っています。

【5年間の事業・取組における検証】

- 「観光施設整備事業」のように県費助成を行う他事業についても、対象事業の内容や適用方法の検討等を行い、景観施策と連携させた助成制度としていく必要があります。そのためには、連携による有効性や必要性の整理を行い、事業課と運用面も含めた調整が求められます。これまでに市町が整備主体である駅前広場のエリアカラー検討や公園施設の設計において景観検討を行っていることから、こうした実績を連携の有効性を伝えるPR資料として整理して、様々な事業と景観施策との連携を推進していくことが重要と考えます。
- その他の許認可等においては、現在行っている許認可審査などの機会を通じた事業者への景観配慮を促す取組について、継続的に行っていくとともに、良好な取組事例を紹介し、ノウハウを共有していく必要があります。

主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
景観に対する意識を変えていくための普及啓発	25景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進 74頁	46農村の魅力フォトコンテストの実施 98頁 47「花の都しずおか」づくりの推進 98頁 48緑化優良工場等表彰の推薦 99頁 49調査研究成果等を踏まえた情報提供 99頁 50「水の都しずおか」の推進 99頁 51県産材利用促進 99頁 52文化財クローズアップ 100頁
景観形成を担う人材の育成	26景観形成を担う人材の発掘・育成 77頁	53観光人材育成講座の開催 100頁 54総合的な学習の時間等とおした実践 100頁 55「地域学」推進事業 100頁
協働による景観形成		56しずおかアダプト・ロード・プログラム 101頁 57リバーフレンドシップ 101頁 58しずおかポートサポーター 101頁 59一社一村しずおか運動ふじのくに美農里プロジェクト 101頁 60道路協力団体制度の活用 101頁 61日本風景街道の取組促進 102頁 62河川海岸愛護団体等活動事業（補助金） 102頁 63沼津港みなとまちづくり推進計画への取組 102頁
景観形成を支える財源の確保・支援	27景観形成を支える財源の確保・支援 80頁	

【5年間の事業・取組の実績】

- 景観に対する意識を変えていくための普及啓発として、昭和63年度から実施する静岡県景観賞による景観形成に取り組む主体の表彰や、本県の魅力的な景観を知ってもらうために様々な情報発信を行い、県民や事業者への理解を深めてきました。静岡県景観賞の表彰制度では、平成30年度からこれまで以上に景観形成に携わる人々の活動に注目し、ストーリーが多くの県民に伝わるように表彰制度の見直しを行いました。令和2年度はコロナ禍の影響で他県等が軒並み賞の開催を中止する中、WEB会議や動画審査を活用して静岡県景観賞を実施するとともに、新たにSNSを活用した広報に取り組み、これまでの受賞地区の紹介や景観施策のPR等を実施しました。

令和2年度の静岡県景観賞優秀賞受賞地区



伝統農法が織りなす茶草場テラスから望む東山大茶園（掛川市）

受賞団体 ㈱茶文字の里東山
㈱竹下一級建築士事務所



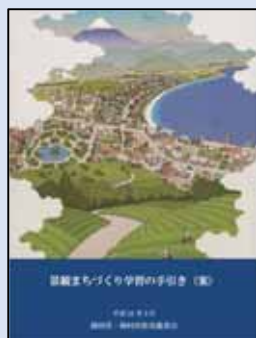
地域の資源を大切に誇りを持って地道に取り組む㈱茶文字の里東山の活動団体



令和2年度から開始したSNS

- 景観形成を担う人材の育成では、小学生を対象とした景観学習を実施するため、県教育委員会と連携して小学校の教員に向けた「景観まちづくり学習の手引（案）」を平成31年3月に策定しました。手引きに基づき毎年2校の研究指定校で実施し、令和元年度は御殿場市と掛川市、令和2年度は牧之原市と三島市、令和3年度は南伊豆町、森町の合計4市2町で行われました。大学生との連携については、静岡大学の「学際科目・地域創造学環」静岡県連携講義の中で、景観形成の重要性について毎年講義を行う等の仕組みを構築することができました。
- 協働による景観形成は、道路や河川、港湾などの施設管理者が取組む、地域と協働による美化活動などを通して景観保全に取り組んでいます。

次世代を担う子供たちを対象とした景観学習



令和元年度研究指定校
掛川市立第一小学校6年生



令和2年度研究指定校
牧之原小学校3年生

- 景観形成を支える財源の確保、支援では、県民や事業者等による景観形成活動が継続的に行えるようにするため、活動を支える財源や支援制度の検討について、試行的な取組を行ってきました。平成29年度には景観形成活動を行う団体と社会貢献活動を検討する企業の意見交換を行い、「大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画」の景観形成の方針に反映しました。平成30年度から、景観形成活動を行う団体の交流を図るため、静岡県景観賞の表彰式において、取組発表者や聴講者の意見交換を行う交流タイムを設け、参加者間の交流を促しました。令和2年度には、地域の課題解決や活性化の活動に係る「関係人口」と県内の地域づくり団体をウェブサイト上で繋ぐ「SHIZUOKA YELL STATION」が開設され、景観形成活動団体を含む地域づくり団体がSNSを活用した積極的な情報発信を行うようになりました。

【5年間の事業・取組における検証】

- 景観形成に取り組む主体の表彰は、地域の資源を地道にかつ誇りを持って整備している活動を発掘し、顕彰により光を立てて発信することができます。県内には、地域の活動により、美しい景観をなす場所が無数にあり、こうした取組が県下に広がる契機となるよう顕彰やSNS等を活用した情報発信を行っていくことが重要と考えます。
- 小学生を対象とした「景観まちづくり学習」は、これまでに合計6校が研究指定校において、着実に実績を積み重ねることができました。今後は、当学習による子供たちの意識変化や行動変容等について追跡調査やフィードバック等が可能であれば、より充実した学習が展開できると考えられます。また、景観まちづくり学習は、研究指定校での実施のみならず、県内の小学校での取組促進のため、ホームページ等での情報発信を行っています。令和2年度には研究指定校以外の小学校で、市や地元ボランティアガイドの協力のもと景観学習が行われました。こうした取組が進展するよう、取組実績や学習による子供たちの意識変化等について、ホームページ等での情報発信を行うことが重要です。
- 協働による景観形成では、道路や河川、港湾等の県管理施設において、地元との協働による美化活動が行われています。こうした協働による取組において、除草や清掃などの取組から、快適な空間の創出に展開することができるよう、活動団体への景観形成推進アドバイザーの活用促進などを行うと共に、参考事例の情報発信を行うことが必要と考えます。
- 上記に限らず、県の様々な部局において地域やNPO等との協働に取り組んでいます。県がNPO等を行う協働件数は、毎年増加傾向にあり、まちづくりの推進を図る活動件数も増加しています。こうした取組の支援制度は、毎年冊子にまとめられて公表されていますが、事業単位で整理されているため、目的別に制度の検索や実績の把握をすることが困難な状況となっています。進捗管理を行い、成果を評価するためには、具体的な取組内容に絞り、バックキャスティングによる年度目標の設定が必要と考えます。

主要方策6 景観形成をマネジメントする

方策の展開	行動計画(A)	行動計画(B)
推進体制の強化		
技術力の向上	28景観推進コーディネーターの養成 83頁	
外部視点による評価	29多面的なモニタリングの実施 86頁	

【5年間の事業・取組の実績】

- 推進体制を強化するため、全庁横断的に設置した静岡県景観づくり推進本部において、ふじのくに景観形成計画に掲げた行動計画の進捗状況について検証・評価を行い、その結果を進捗評価レポートにまとめて公表しています。当推進本部は、本部（本部長：副知事、本部員：部長級）、幹事会（幹事長：理事（地域交通・景観担当）、幹事：課長級）及びワーキンググループ（班長級、幹事課担当）で構成しています。

静岡県景観づくり推進本部

静岡県景観づくり推進本部
（本部長：副知事、副本部長：交通基盤部長）

部局名	職名
知事直轄組織	特別補佐・戦略監
危機管理部	危機管理部長
経営管理部	経営管理部長
くらし・環境部	くらし・環境部長
スポーツ・文化観光部	スポーツ・文化観光部長
健康福祉部	健康福祉部長
経済産業部	経済産業部長
企業局	企業局長
教育委員会	教育部長
警察本部	総務部長

開催実績
H30.2.9、H30.10.18、R1.11.13、R3.2.3、R3.7.26

静岡県景観づくり推進本部幹事会
（幹事長：交通基盤部理事（地域交通・景観担当））

部局名	職名
知事直轄組織	知事戦略局理事兼総務課長
危機管理部	危機政策課長
経営管理部	総務課長
くらし・環境部	企画政策課長
スポーツ・文化観光部	企画政策課長
健康福祉部	企画政策課長
経済産業部	産業政策課長
交通基盤部	景観まちづくり課長
企業局	経営課長
教育委員会	教育政策課長
警察本部	総務課渉外・企画管理官

開催実績
H30.1.25、H30.9.7、R1.7.19、R2.12.22、R3.7.2

- 県や市町の景観行政担当者等を対象に、景観形成に取り組む上で求められる知識を学ぶ機会を提供するため、研修会や臨場研修等を定期的で開催しており、平成29年度から令和3年度の5年間で累計38回、累計受講者数は1991人が参加しました（年平均約8回、約400人）。受講者の理解や満足度は、研修後のアンケート調査の結果より、概ね8割を超える受講者が業務の参考になると回答しており、実務担当者のニーズを捉えた研修の実施ができました。

研修受講者と今後の業務への参考度

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受講者数	298名	403名	435名	219名	636名
参考度	87%	93%	94%	82%	92%

研修後のアンケート調査に基づいた「今後の業務への参考度」の集計値（年度ごと）

- 多様かつ客観的な外部からの意見や提言をいただく場として、平成29年度より静岡県景観懇話会を発足し、令和元年度までの3年間、行動計画の進捗状況評価等に関する議論をしていただきました。令和2年度より、行動計画の進捗状況をより丁寧に評価するため、静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会を発足し、取組の外部評価を実施しています。

外部評価の有識者組織

静岡県景観懇話会（会長：武内和彦先生）平成29年度発足

氏 名	所 属・職 名	専門分野
武内 和彦	東京大学国際高等研究所サステナビリティ学連携研究機構 特任教授	緑地環境学
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	都市計画
天野 光一	日本大学理工学部 教授	景観工学
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
金田 享子	公益社団法人日本サインデザイン協会 常任理事	サインデザイン
川口 宗敏	静岡文化芸術大学 名誉教授	都市デザイン
齋藤 潮	東京工業大学環境・社会理工学院 教授	景観論
西森 陸雄	工学院大学建築学部 教授	建築デザイン
渡邊 靖乃	静岡県教育委員	教育
Tony Everitt	Tourism Shizuoka Japan 戦略アドバイザー	観光・広報

開催実績：H30.1.29、H30.9.21、R1.8.20

静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会（部会長：伊藤光造先生）令和2年度発足

氏 名	職 名	専門分野
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	植物生態学
天野 光一	日本大学理工学部 特任教授	景観工学・観光
渡邊 靖乃	静岡県教育委員	教育

開催実績：R2.7.31、R2.9.4、R2.10.30、R2.12.1、R3.6.4、R3.8.19、R3.9.17、R3.12.21、R4.2.18

【5年間の事業・取組における検証】

- ・ 庁内横断組織として設立した静岡県景観づくり推進本部では、ふじのくに景観形成計画に基づく行動計画の進捗状況の検証・評価を行っています。進捗評価は、前年度の取組状況を整理して、計画に対する進捗状況を評価するため、例年秋ごろに推進本部を開催していました。令和2年度から景観形成を主な目的とした取組については、担当課の評価に加え、景観施策向上・評価専門部会による外部評価により、進捗状況の客観的な評価を行うとともに今後の取組に対する助言を得られる状況となりました。そのため、令和3年度は、委員からの助言を次年度の取組に活かすため、評価を翌年度の早い時期に行うよう、調整しました。今後は、これまでの取組による評価結果が、今後の取組に活かすことができるように、年度当初の進捗評価の実施に向けて調整をしていきます。
- ・ 景観行政担当職員の技術向上に向けた研修は、平成29年度より年々開催頻度及び受講者数は増加傾向にありましたが、令和2年度以降は新型コロナウイルスの感染予防への対応が必要となり、WEB開催に向けた環境整備が整うまでの間は開催頻度が減少しました。WEBを活用した研修は、一方的な研修となり、受講が受け身となる恐れもあることから、投票機能やチャット等の意見交換ツールを活用する等の進行に工夫を行うことが必要です。また、景観行政担当者の実務経験は、定期的にある人事異動によりばらつきが生じるため、ある程度基礎的な知識の習得については、常時動画配信を行う等のシステムティックな体制の構築が必要と考えます。
- ・ 外部視点による評価の結果は、進捗状況評価レポートとして毎年ホームページで公表しています。令和3年度に実施したインターネットモニターアンケート（回答数686名）によると、県が発信する景観に係る情報入手媒体は、ホームページが最も多いことから、今後もホームページによる情報発信に取り組んでいきます。一方で、ホームページは県からの一方的な情報発信となるため、閲覧者が求める情報が発信されているかどうかはわかりません。そのため、発信する情報については、アクセス解析や閲覧者へのアンケート等により、内容の検討を行っていく必要があります。

(4) 外部評価（静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会）による講評

今回の評価は、平成29年3月に公表された「ふじのくに景観形成計画」(計画期間：平成29年度～令和8年度)の前半期、平成29年度から令和3年度の取組の評価である。後期の計画立案の参考とするため令和3年度分は評価時点において得られたものに限られる。10年間の「ふじのくに景観形成計画」の前半5年間の振り返ると、静岡県の景観行政は大いに進捗したと評価して良い。景観を主たる目的とした行動計画(A)においては、様々な場面で県下の景観の質の向上が見られ、施策の進捗状況としては計画どおりかそれ以上となったものが93%、景観の目標成果を達成したまたは超えたものは約85%となっている。これはこの5年にわたる毎年度の評価を積み重ねて達成されたものであり、評価に値する。また、景観以外の要請に基づき計画された事業における景観配慮に関わる行動計画(B)においても、ともすれば景観配慮が後回しにされかねない場面においても可能な限り景観に対する配慮が払われたと良い。以降、個別に講評を記述していくが、この講評を参考にし、継承すべき点は継承し、改善すべき点は改善し、次期5カ年では更なる景観行政の進捗を期待したい。

さて、以降の記述では、ふじのくに景観形成計画で《目指す姿の実現に向けた主要方策》としてあげられている6つの方策について評価を行なうとともにその位置づけについても言及する。

主要方策1に関わる取組であるが、県という広がりを持つ特性を重視した広域景観に係る方策であると考え。広域で取り組むべき内容について、協議会の設立、行動計画の策定、広報などの成果は上がっていると考える。また、それぞれのエリアにおいて、象徴的施策が推進された。富士山周辺や伊豆半島では、東京五輪に向けた屋外広告物の整序など道路沿道景観向上に大きな成果があげられている。浜名湖圏域ではモデル事業が行われた。今後は、残される駿河湾・旧東海道・国土軸にかかる広域景観向上に取り組むことが望まれる。また、眺望景観や遠景については、広域であるからこそ、必ずしも景観形成を主目的としない広域に関わる行政について景観の配慮がなされることが望まれる。今回の5年間では、大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成が行動計画(A)であげられているが、その背景として当該地域の産業としての茶園が正しく育成されていなければならない。他の一次産業や都市部の二次三次産業についても同様、その産業が適切に育成され、その際に産業育成と同時に景観施策も行なわれることが好ましい。次期5カ年計画では県の広域行政においてどのように景観配慮を盛り込むかが課題となっていくものと考えられる。

主要方策2に関わる取組であるが、「ふじのくに色彩・デザイン指針」を改定し、行政職員等への浸透を図ったこと、専門家によるデザイン検討機会を増加させたことは大いに評価できる。この主要方策2についても主要方策1と同様のことが言える。すなわち、景観形成を主目的としない公共空間に関わる公共事業においていかに景観に対する配慮を盛り込むかが焦点となる。令和2年度の講評でも触れたが、公共空間、公共施設の質を高めるためには、まず計画・設計段階のより上位の段階からの専門家の派遣を考えていくべきである。アドバイザーによる助言を活かすためには、それを受け止めうる状況をあらかじめ考慮し、計画・設計への専門家の参画をアドバイザーの派遣だけにこだわらず様々な方策を探っていく必要があると考えられる。

主要方策3に関わる取組は、市町の景観行政支援、地域の景観向上に関わる取組である。景観への取り組みの基本として市町の景観行政団体への移行支援が進んだ点は、大いに評価に値する。また個々の景観向上にかかる事業も推進されている。市町の行政における景観に対する取組を重要な施策として認識してもらうよう推進することが重要であり、その観点から言えば、観光施設整備を考える際に観光地エリア景観計画の策定を推進し、観光施策の立案の際の景観配慮を促したことは大いに評価される。その他の市町の行政でもより景観配慮が行なわれるよう様々な支援方策を考えていく必要があろう。

主要方策4に関わる取組は、まさに、県の各部局が一体となって行う取組であると考えられる。主要方策1、2でも述べたが、まさにこの主要方策4はそのほとんどが、景観形成を主目的としない事業において景観配慮を促す方策と言って良い。様々な事業における景観配慮が記されているが、農林漁業や防災事業などの事業にまで範囲を広げ、より広範囲の事業へ展開していくことが期待される。

主要方策5に関わる取組は、景観行政を支える基盤と言って良い、意識啓発、人材育成や財源確保等に関わる取組である。それぞれモデル的取組が進められており、その部分では成果がみられるが、より広域な取組への展開が求められる。意識啓発や人材育成など、その効果の測り方が難しい。しかし、県民、事業者だけではなく、県市町の行政職員も含めて、皆が美しい県土の育成に向ける意識が向上し、そのための技術等を身につけることができるよう、今後たゆまぬ努力が必要な取組と言って良い。

主要方策6に関わる取組は、景観施策全般の運営と客観性の担保に係る取組である。県職員、市町職員、県民などに対する、景観行政運営に対する理解の促進とその評価など、一定の成果を上げつつあるが、景観が社会的に重要視されるなか、これらの更なる深化が望まれる。

主要方策1から6まで個別に講評を記述してきた。もちろん、景観形成を主目的とした行動計画（A）は、明示的に景観の向上を目的としたものであり、景観行政として重要なのは言うまでもないが、ある程度景観行政が進捗しているとも考えられる静岡県の現状では、景観形成を主目的としない様々な事業において如何に景観配慮を促すかという行動計画（B）の重要性が増加していると言って良いのではないだろうか。次期5カ年の計画においても行動計画（B）についてはできるだけ充実を図ることも重要であろうし、また5カ年計画の途中でも、行動計画（B）については、見直し、追加ができるような計画とすることが必要であろう。また、《目指す姿の実現に向けた主要方策》の図を見ると主要方策1～5が花卉のように描かれている中で、その中心に主要方策6が1～5の方策に関わるように描かれている。すなわち、主要方策6は、1～5までの方策を俯瞰しつつ「ふじのくに景観形成計画」全体をマネジメントする方策と考えられる。従って、主要方策6として単体で評価すべきものではないとも考えられる。

人の暮らしと風土との関わりから生まれた景観の魅力は、日常生活の中ではなかなか気づきにくい反面、知識や理解は納得や愛着に繋がる。景観形成にかかわる行政は単に景色を美しくするだけでなく、県民にとどまらず来訪者等も含めて県土に対する愛を醸成することであり、その愛の存在こそが県の豊かな発展につながるものと考えられる。

最後に、静岡県の景観行政がますます推進し、静岡県及び県内基礎自治体が我が国の景観行政先進団体となることを願ってやまない。

2 景観形成を主目的とする事業・取組（行動計画(A)）の評価結果

評価対象の27の事業・取組のうち、6つの主要方策における平成29年度から令和3年度の5年間に
おける「進捗状況」と成果の「達成状況」の評価結果は、下記表に示すとおりです。

次頁以降に事業・取組ごとの評価結果を示します。

a)事業・取組の評価年度における進み具合を示す「進捗状況」

進捗状況の評価	評価 区分	広域 景観	高質 空間	底上げ	機会 活用	持続性	マネジ メント	合計
計画以上の進捗が得られている	S	1						1 (4%)
計画どおり進捗している	A	9	4	6		3	2	24 (89%)
進捗に遅れが見られるが計画期間 内に完了予定	B			1	1			2 (7%)

b)事業・取組の実施により期待する成果の「達成状況」

成果の達成状況の評価	評価 区分	広域 景観	高質 空間	底上げ	機会 活用	持続性	マネジ メント	合計
目標成果を超えたもの 当該年度の成果実績が「目標値」又は「期待値」の 30%を超えるもの	◎	1		1				2 (7%)
目標成果を達成したもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」 の推移の±30%範囲内のもの	○	7	4	4	1	3	2	21 (78%)
目標成果を達成できていないもの 「実績値」が「当該年度の目標値」又は「期待値」 の推移の-30%以下	●	2		2				4 (15%)

c)行動計画(A) 評価書の見方、構成



⑤評価 評価区分に基づく担当課の自己評価結果

⑥要因分析・改善点 評価の要因分析、課題や改善点を記入

⑦有識者のコメント 5年間の事業・取組の実績や景観の質、担当課の評価に対する、有識者²の意見及び助言

1:ふじのくに景観形成計画 行動計画（平成29年3月静岡県）

2:静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会（令和2年4月1日設立）

行動計画 (A)の一覧表

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
01 広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	20
02 富士山広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	22
03 伊豆半島広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	25
04 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	27
05 駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成	交通基盤部	景観まちづくり課	29
06 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組	交通基盤部	河川企画課・河川海岸整備課	31
07 三保松原の松林保全技術支援事業	経済産業部	森林整備課	35
08 富士山周辺地域における無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課	38
09 伊豆半島における屋外広告物対策	交通基盤部	景観まちづくり課	40
10 【完了】「安全・快適の道」緊急対策事業	経済産業部	森林整備課	—
11 伊豆地域における無電柱化の推進	交通基盤部	道路企画課	44
主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
12 公共施設整備における景観形成の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	46
13 公共施設整備のデザイン協議の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	49
14 屋外広告物行政の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	52
15 屋外広告物行政への民間活力導入	交通基盤部	景観まちづくり課	54
主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
16 市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	56
17 観光地エリア景観計画の策定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	58
18 景観重要公共施設の指定支援	交通基盤部	景観まちづくり課	60
19 専門アドバイザーの派遣	交通基盤部	景観まちづくり課	62
20 【完了】美しい茶園でつながるプロジェクト	経済産業部	地域農業課	—
21 農村景観保全への取組について	経済産業部	農地整備課	64
22 ふじのくに美しく品格のある邑づくり	経済産業部	農地保全課	66
23 豊かな暮らし空間創生の促進	くらし・環境部	住まいづくり課	69
主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
24 県費助成や許認可を通じた景観形成	交通基盤部	景観まちづくり課	72
主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
25 景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進	交通基盤部	景観まちづくり課	74
26 景観形成を担う人材の発掘・育成	交通基盤部	景観まちづくり課	77
27 景観形成を支える財源の確保・支援	交通基盤部	景観まちづくり課	80
主要方策6 景観形成をマネジメントする			
事業・取組名	部局名 担当課		頁
28 景観形成推進コーディネーターの養成	交通基盤部	景観まちづくり課	83
29 多面的なモニタリングの実施	交通基盤部	景観まちづくり課	86

事業・取組名

01 広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

先行する3つの広域景観エリア（富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園）において、各景観協議会を開催し、行動計画の策定及び進捗管理を図っていく。

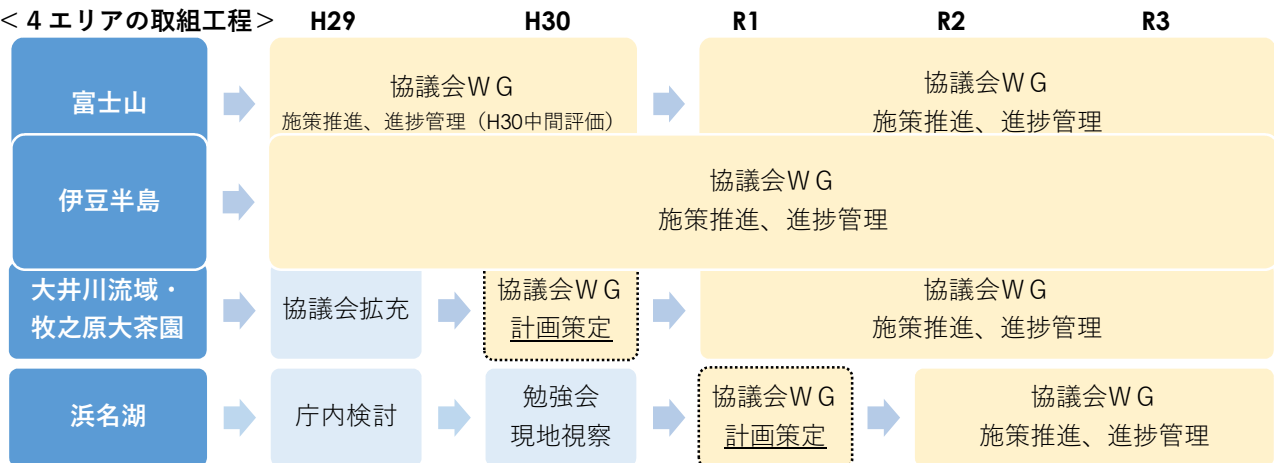
	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	協議会・勉強会開催	協議会開催・勉強会開催				
成果	行動計画策定状況 エリア数【実績】	2エリア	3エリア			
		[2エリア] 富士山・伊豆	[3エリア] 大井川策定	[4エリア] 浜名湖策定	—	—
景観 の質	—	—				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 富士山エリアでは、行動計画に基づく取組の推進、進捗管理を図ったほか、平成30年度には中間評価を行った。また、期間中に決定した東京五輪の自転車競技ロードレースコース沿線において違反広告物対策を行った。
- 伊豆半島エリアでは、行動計画に基づく取組の推進、進捗管理を図った。県と関係市町が連携して、伊豆半島の幹線道路において屋外広告物の規制強化及び違反広告物対策を行うなど、魅力的な沿道景観づくりを進めた。
- 大井川流域・牧之原大茶園エリアでは、平成29年度から既存協議会を拡充して行動計画策定に向けた取組を開始し、平成30年度に行動計画を策定したほか、景観協議会を開催し行動計画に基づく取組の推進、進捗管理を図った。地域住民や茶業関係者等と連携した防護柵等の景観色への塗替えや違反広告物対策の連携等を行った。
- 浜名湖エリアでは、平成30年度から浜松市及び湖西市と広域景観形成に向けた勉強会や現地視察を開始し、令和元年度に連携組織を立ち上げ行動計画を策定したほか、行動計画に基づく取組の推進、進捗管理を図った。浜名湖の眺望景観づくり、住民等と連携した防護柵の景観色への塗替えや違反広告物対策の連携等を行った。
- 残る3つのエリアのうち、駿河湾エリアでは「世界で最も美しい湾クラブ」の取組に加え、令和元年度に「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」を設立し啓発事業や清掃活動等を行った。旧東海道エリアでは、歴史まちづくり法及び関連制度に関する市町担当者会議の開催や歴史的風致維持向上計画の認定市に対する助言等を行った。国土軸エリアでは、電線・電柱による景観阻害の勉強会開催や各景観協議会WGを通じて違反広告物対策の連携に取り組んだ。

< 4 エリアの取組工程 >



成果

- 期間中に、大井川流域・牧之原大茶園及び浜名湖において行動計画を策定し、現在、4つの広域景観エリアで、連携体制を構築して行動計画に基づく施策の推進等を展開している。
- 大井川流域・牧之原大茶園では、静岡空港建設による開発を見据えて設立した既存組織「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を発展的に拡充し「大井川流域・牧之原大茶園景観協議会」として、行動計画策定に向けた取組等を進めていくことができた。
- 浜名湖では、関係する浜松市及び湖西市にとって初の取組ということもあり、事業の必要性だけでなく、連携組織の設立や行動計画策定、進捗管理等での担当者の負担増等についての相互の理解促進が重要であった。
- 市町にとって新たな業務負担等への懸念は大きく、こうした点に配慮しながら進めていくことで、期間中に行動計画策定に至った。

景観の質

○景観協議会を通じて県市町が連携した取組例

- ・ H29～30に伊豆半島で実施した国道135号の修景伐では、県管理地を県、市管理地を下田市が連携して実施し、効果的な事業を行うことができた。



○複数市町にまたがる屋外広告物の規制強化

- ・ 伊豆半島の取組の一環として、県条例適用市町域と独自条例施行市域で調整し、普通規制地域の幹線道路を特別規制地域に規制強化した。また、特に景観配慮が必要な広告景観保全地区として「伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区」を県条例で指定し規制強化を図り（赤線部分）、独自条例を制定する三島市及び伊豆の国市では、別途基準を設定して規制強化を図った（青線部分）。

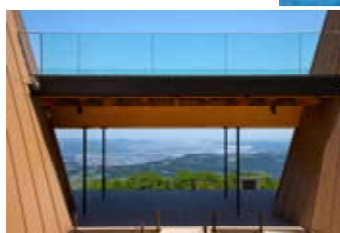


○施設整備を通じた美しい広域景観の発信

- ・ 県民や観光交流客がアクセスできる場所に、県が主体となって富士山をはじめとする広域景観エリアを一望できる展望台を整備することで、本県の美しい広域景観を国内外へ広く情報発信していくことができた。



雄大な富士山と駿河湾を一望する日本平テラス



大井川と茶園景観を望む
茶草場テラス

担当課による事業・取組の検証

- ・ 景観協議会を設立し広域景観エリアの景観形成方針等を県と市町が共有し取組を協議することで、複数の市町にまたがる幹線道路の沿道景観づくりや規制強化が一層図られており、今後も継続して取組を進めていく必要がある。残る3つの広域景観エリアは他のエリアと重複する市町も多く、市町にとっては新たな業務負担が懸念されることから、既存の組織や関連事業の活用、屋外広告物の取組や歴史的風致維持向上計画など共通する取組・計画を通じて連携する等、市町の負担軽減に十分配慮して進めていく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	・ 各エリアにおいて、関係市町と連携して着実に景観施策に取り組んでいる。コロナ禍もあり、協議会やWG開催が行えない中、案件ごと個別に調整を進める等、広域景観形成の取組を推進している。
目標成果	○	・ 期間中に4つのエリアで行動計画を策定でき、計画に基づく施策の推進、進捗管理等が図られている。 ・ 残る3つのエリアにおいても関連する事業や団体等を通じて、連携体制の構築等に取り組んでいる。
景観の質	・ 広域で連携して景観施策に取り組むことで、面的広がりをもった事業展開が可能となり景観改善効果等の向上にもつながっている。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- ・ 東・中・西部の4エリアについて景観向上にかかる行動計画が策定され、それに基づく景観施策が推進された。また残る帯・軸の景観である駿河湾・旧東海道・国土軸エリアに関し、体制づくりや意識醸成が進んでいる。いずれも達成目標をやや上回る成果を上げており評価に値する。今後は既に策定済みの行動計画の推進、帯・軸上エリアにおける、具体的課題への対処、体制の充実や計画策定が期待される。

主要方策1 | 広域景観形成をさらに加速させる

富士山

事業・取組名

02 富士山広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

WGや協議会を通じて行動計画を推進し、行動計画に基づいた景観施策の推進や進捗管理・評価を行うことで、富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目指す。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	行動計画の推進	WG・協議会開催				
成果	計画の進捗状況	景観施策の推進・進捗管理	中期期末評価	景観施策の推進・進捗管理		
景観の質	富士山を活かしたシーニックエリアの形成	富士山の眺望景観を阻害するものの整除 富士山周辺の魅力的な景観の保全 富士山への眺望景観の創出				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 平成25年3月に策定した富士山周辺景観形成保全行動計画（以下、「行動計画」という。）は、富士山周辺地域の6市3町が広域的な景観形成を推進するため、地域全体で取り組む共通施策と、景観形成等の施策を重点的に推進する42の箇所（重点箇所）を定め、富士山眺望を遮るものの撤去、視点場・沿道における景観誘導等の景観施策を実施している。
- 行動計画を推進するため、定期的に協議会や実務担当者で構成するWGを開催し、計画の進捗状況の確認や広域での取組を推進するための検討を行っている。平成29年度から令和3年度に開催された協議会及びWGの開催状況及び主な取組内容は、以下のとおり。

年度	開催実績		主な取組内容
	協議会	WG	
H29	—	2回	・関係3市町と屋外広告物WGを発足 東京五輪（自転車競技ロードレース）に向けた対応検討
H30	2回	5回	・行動計画の中間評価、重点箇所工程表の見直し ・自転車競技ロードレース沿線の違反広告物対策の取組開始
R1	—	3回	・自転車競技ロードレース沿線の違反広告物対策の取組推進 ・メガソーラー規制条例等について意見交換
R2	—	4回	・屋外広告物WGの取組拡大（自転車競技ロードレース沿線の3市町から富士山周辺9市町に拡大） ・景観啓発ポスターによるPR
R3	—	2回	・富士山を眺望できる視点場の整備等、魅力的な沿道景観づくりの事業実施 ・重点地区や景観重要公共施設等について意見交換 ・景観啓発ポスターによるPR

成果（計画の進捗状況）

○中間評価の実施（平成30年度）

- 行動計画策定から5年が経過し、中期スケジュールが完了することから、富士山地域景観協議会で行動計画の取組効果の確認及び評価を行った。
- アドバイザーの助言を受けた結果、行動計画に位置付けられている42箇所の重点箇所の評価の総評は「B：概ね目標を達成」であった。中間評価を踏まえ、重点箇所工程表の見直しを行い、景観施策を着実に推進する。

会議名	開催日	内 容
静岡県広域景観アドバイザー 会議	8月1日（水）	・行動計画の取組効果の確認及び評価に対する助言
富士山地域景観協議会	10月26日（金）	・行動計画の取組効果の確認及び評価

静岡県広域景観アドバイザー会議委員：天野光一氏、伊藤光造氏、加藤幸枝氏、西森陸雄氏、渡邊靖乃氏

○景観施策の推進

- 東京五輪に向けた自転車競技ロードレース沿線の違反広告物対策の結果、平成30年9月時点で144件あった違反広告物が、東京五輪の開始前の令和3年4月末に全ての是正が完了した。
- 令和元年度は、景観上の課題となっているメガソーラーに関して、県内市町の独自条例の制定状況・規制内容や景観計画における取扱いについて情報共有を図り、メガソーラーの景観誘導について意見交換した。
- 令和2、3年度は、富士山周辺の良好な景観や協議会の取組を広く県民や来県者に周知するため、ポスターを作成し、県市町村庁舎やコンビニ、県内外の道の駅等に掲出し、県と市町が一丸となって情報発信を行った。
- また、令和2～3年度にかけて、GISを活用して、行動計画の重点箇所や市町景観計画の重点地区、景観重要公共施設等を可視化し、広域の景観形成について意見交換した。

景観の質

景観の質（富士山を活かしたシーニックエリアの形成）

○富士山の眺望景観を阻害するものの整除

- 富士登山シーズン前に、国道138号線小山町須走地区景観ワークショップにて、国道138号の歩道清掃を行った。また同時に、白いガードレールを景観配慮色に塗装した。

小山町（歩道美化）



- 市内各所において、違反広告物の是正指導を行っており、関係者の協力により、景観を阻害する野立広告物等の撤去が進んだ。

御殿場市（屋外広告物は正）



○富士山周辺の魅力的な景観の保全

- 老朽化が進んでいた看板建築等の歴史的風致形成建造物を保全（修繕や外壁等の塗替え費用の一部を補助）

三島市（看板建築の保全）



- パノラマロード沿線の休耕地で、「パノラマロードを花でいっぱいにする会」メンバー等による草刈りや種まきが行われ、春は菜の花、秋はコスモスの花が咲き誇り、8千人を超える来場者が訪れる。

裾野市（沿道花畑の継続）



○富士山への眺望景観の創出

- 白糸の滝周辺の点在している売店関係者と協議し、建築物の高さや屋根の形状、色彩やデザインに統一感のある売店集約化を実施。

富士宮市（賑わいの場創出）



取組前（平成20年撮影）



現在（令和20年撮影）

景観の質		
景観の質（富士山を活かしたシーニックエリアの形成）		
○富士山への眺望景観の創出		
水位が下がると基礎が水面から見えていたが、用水組合と協議を行い、丸池の池水の常時確保を図り富士山への眺望景観を創出した。	取組前 	取組後 
清水町（眺望景観創出）		
担当課による事業・取組の検証		
- 県内でもいち早く設立した広域景観協議会であり、富士山地域の景観を継承するための課題の抽出や共通ルールの整備など市町間の調整の実効性を担保するため、法定の景観協議会への移行等に向けた検討が必要である。 - 例えば、沼津市では伊豆半島や駿河湾など他4エリアと重複することから、個々の協議会を法定協議会へ移行していく手法だけでなく、大枠の法定景観協議会をひとつ設立し、各地域やテーマに沿った分科会等で市町の境を超えた広域の景観形成を協議する場を設けることなども今後の検討課題になる。		
評価		要因分析
進捗状況	A	- 毎年、協議会やWGを開催し、行動計画の進捗状況や東京五輪に向けて取り組む違反屋外広告物の是正について、関係者の意見交換や情報共有を図ることができた。 - 平成29年度に自転車競技ロードレース沿線3市町と始めた屋外広告物WGを、富士山周辺9市町に拡大し、取組を継続している。
目標成果	○	行動計画の進捗評価は、毎年の取組状況確認に加え、平成30年度に外部有識者による中間評価を行った。結果は、「B:概ね目標を達成」であり、評価結果を踏まえて重点箇所の取組工程の見直しを行い景観施策を着実に推進できた。
景観の質	- 富士山を活かしたシーニックエリアの形成に向けて、富士山周辺の9市町が連携して「整除」、「保全」、「創出」の取組を行い、富士山エリアの景観形成を推進することができた。 - 広域景観協議会を構成する9市町が共に、富士山の眺望景観を活かすための取組を市町の特徴を踏まえて実施することができた。	
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）		
富士山周辺地域の6市3町で景観協議会を設けるとともに、GISを活用して様々な景観施策に関わる情報を基礎自治体間で共有できたことは評価に値する。ただし、本広域協議会は法的な裏付けを持って設立されているわけではなく、現在ではまだ問題が顕在化してはいないと思うが、場合によっては担当者次第でその活動内容が変化もしくは形骸化してしまう可能性がある。何らかの形で組織の位置づけを明確にし、コロナ禍で学んだリモート開催を含めた形で、9自治体での意見交換の機会を定期的に設けることが好ましいと考える。		

主要方策1 | 広域景観形成をさらに加速させる

伊豆半島

事業・取組名

03 伊豆半島広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

伊豆半島景観形成行動計画に基づき、協議会の開催や定期的な進捗管理を行い、世界から称賛され続ける美しい半島を目指す。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	行動計画の推進	協議会、WGの開催				
成果	行動計画の進捗状況	協議会設立、計画策定	景観施策の推進・進捗管理			景観施策の推進・進捗管理 短期期末評価
景観の質	世界から称賛され続ける美しい半島	・美しい伊豆半島を楽しめる「魅力的な沿道景観」づくり ・伊豆半島ならではのブランド価値を高める「美しい眺望景観」づくり ・個性豊かな愛着を持てる地域景観（観光地エリア）づくり				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 平成29年3月に策定した伊豆半島景観形成行動計画（以下、「行動計画」という。）は、伊豆半島の7市6町及び美しい伊豆創造センター、伊豆半島ジオパーク推進協議会が伊豆半島の魅力を一体的に高めるため、魅力的な沿道景観、美しい眺望景観、個性豊かな愛着を持てる地域景観を基本方針に掲げ、違反広告物対策や観光地エリア景観計画策定などの景観施策を実施している。
- 行動計画を推進するため、定期的に協議会や実務担当者で構成するWGを開催し、計画の進捗状況の確認や広域での取組を推進するための検討を行っている。平成29年度から令和3年度に開催された協議会及びWGの開催状況及び主な取組内容は、以下のとおり。

年度	開催実績		主な取組内容
	協議会	WG	
H29	4回	5回	・屋外広告物の規制強化 ・伊豆半島の違反広告物対策の取組開始 ・観光地エリア景観計画を5箇所策定 ・眺望景観に関する取組検討
H30	4回	9回	・違反広告物対策の個別指導実施(2市2回) ・観光地エリア景観計画を7箇所策定 ・眺望景観に関する取組検討
R1	3回	8回	・伊豆半島の違反広告物対策の取組推進 ・観光地エリア景観計画を10箇所策定
R2	1回	1回	・違反広告物対策の個別指導実施(4市4回) ・観光地エリア景観計画を1箇所策定 ・景観啓発ポスターによるPR
R3	—	2回	・景観啓発ポスターによるPR

成果（景観施策の推進・進捗管理）

- 伊豆半島では、平成29年度に県屋外広告物条例適用市町域と独自条例施行市域で調整し、普通規制地域の幹線道路を特別規制地域に変更し、原則として屋外広告物を設置できない地域に規制強化した。また、特に景観配慮が必要な広告景観保全地区として「伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区」及び「伊豆西南海岸広告景観保全地区」を県条例で指定し、独自条例を制定する三島市及び伊豆の国市では、別途基準を設定して規制強化を図った。
- 幹線道路沿いの違反広告物対策に取組み、平成29年12月時点で2,232件あった違反広告物を、令和4年2月末時点で、2,075件は正し、是正率は約93%である。
- 平成29年度からは、魅力的な沿道景観づくりのため、沿道からの美しい眺望を遮る樹木の伐採や、防護柵を景観配慮型の色彩や構造に更新した。一部の箇所では、県と市で調整を図り、隣接するそれぞれの管理地を同時に伐採することで効果的に事業を実施した。（伐採：10箇所、防護柵更新：9箇所）
- 平成28年度から、周囲の景観と調和した観光施設整備を推進し、個々の地域景観を磨き上げることにより伊豆半島全体の美しさを向上させるため、エリア景観計画を策定し、令和4年2月末時点で35箇所の計画策定、16箇所の観光施設整備が実施された。
- 令和2年度は、伊豆半島の良好な景観や協議会の取組を広く県民や来県者に周知するため、ポスターを作成し、県市町庁舎やコンビニ等に掲出し、県と市町が一丸となって情報発信を行った。
- 行動計画策定後から今までの取組実績をまとめるなど、中間評価に向けた準備を進めている。

景観の質

景観の質（世界から称賛され続ける美しい半島）

○美しい伊豆半島を楽しめる「魅力的な沿道景観」づくり

- 違反広告物の是正指導を行っており、関係者の協力により、景観を阻害する野立広告物等の撤去が進んだ。
【写真①：伊豆市】
- 海岸線や富士山などの眺望を遮る樹木の伐採や、劣化が進行している白色の防護柵を景観配慮型の色彩や構造に更新した。【写真②：下田市】



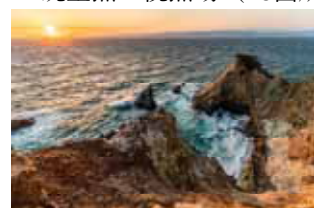
左：写真①
伊豆市
屋外広告物是正

右：写真②
下田市
修景伐採



○伊豆半島ならではのブランド価値を高める「美しい眺望景観」づくり

- 伊豆の国市葛城山をモデル箇所とし、有識者とともに現地確認をするなど、美しい眺望景観づくりのための検討を行った。
- 眺望点の視点場（13箇所）において写真撮影を実施し、景観構成要素の把握を行った。【写真③④】



左：写真③
西伊豆市
黄金崎



左：写真④
沼津市
御浜岬

○個性豊かな愛着を持てる地域景観（観光地エリア）づくり

- 景観に配慮した面的整備を推進するための観光地エリア景観計画の策定及び整備箇所の設計・施工完了時に観光施設について景観チェックを実施した。【写真⑤⑥】



左：写真⑤
伊豆市
計画策定の様子

右：写真⑥
伊豆市
施設整備箇所



担当課による事業・取組の検証

- 違反広告物対策について、協議会で関係市町が是正指導方法や課題等を共有することで着実に対策が進んだ。新たに違反広告物が設置されないよう、パトロールの実施や屋外広告物制度の周知・徹底を図る必要がある。
- 眺望景観について、伊豆半島には多数の候補地がある中で、箇所の選定やPR手法について検討が必要である。

評価		要因分析
進捗状況	A	WGや協議会の開催により、行動計画に位置付けている幹線道路沿いの違反広告物対策や観光地エリア景観計画の策定等を着実に進めることができた。
目標成果	○	- 屋外広告物の規制強化や是正指導及び眺望を遮る樹木伐採等により、魅力的な沿道景観の形成が図られた。 - 観光地エリア景観計画の策定が進み、計画に基づいた設計・施工がされているかチェックを実施することにより、面的に景観に配慮した施設整備が進んでいる。
景観の質	違反広告物対策や樹木伐採・防護柵の更新等による魅力的な沿道景観の形成、観光地エリア景観計画に基づく観光地づくりが図られた。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- 令和3年度オリパラ大会関連競技が伊豆市で開催されたこともあり、伊豆地域全体で屋外広告物対策、あるいは伊豆スカイライン等の修景除伐など道路沿道景観が急速に向上したことは大きな前進であった。また各地で観光地エリア景観計画が策定され景観に配慮した観光施設整備の方式が一般化したことは大いに評価できる点である。
- 今後は、向上した道路沿道景観の維持、個々の観光施設整備における景観配慮の浸透が課題となる。またジオパークや集落景観など伊豆固有の景観の維持保全向上にも配慮したい。

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる			大井川流域・牧之原大茶園				
事業・取組名							
04 大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成【基本方針】							
担当課 交通基盤部 景観まちづくり課							
達成目標	県と市町等で連携し、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画に基づき、協議会の開催や定期的な進捗管理を行うことにより、良好な茶園景観の保全・創出を推進する。						
		項目	H29	H30	R1	R2	R3
	取組	行動計画の推進	協議会、WGの開催		WGの開催 住民意見交換会	協議会、WGの開催	
	成果	行動計画の策定・進捗状況	協議会拡充	計画策定	景観施策の推進・進捗管理		
	景観の質	地域の誇り「茶園景観」を世界へ、暮らし・歴史が紡ぐ原風景を次代へ	良好な茶園景観の保全・創出				
平成29年度から令和3年度の取組実績・成果							
取組実績							
- 平成29年7月に、平成20年度に県と関係市町で設立した牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会を、発展的に拡充（掛川市や県・各市町の茶業担当課を構成員に追加）し、「大井川流域・牧之原大茶園景観協議会」を設立した。 - 平成31年3月に、「大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画」を策定した。本行動計画は、地域全体で取り組む共通施策（①茶園景観の保全、②沿道景観の保全）を設け、重点区域と位置づけた5つの地域（牧之原台地、牧之原台地南部、川根、藤枝北部、粟ヶ岳周辺）において個別施策を実施した。 - 行動計画を推進するため、定期的に協議会や実務担当者等が参加するWG等を開催し、計画の進捗状況の確認や広域での取組を推進するための検討を行っている。平成29年度から令和3年度に開催された協議会及びWGの開催状況及び主な取組内容は、以下のとおり。							
年度	開催実績		主な取組内容				
	協議会	WG等					
H29	2回	4回	・大井川流域・牧之原大茶園景観協議会を設立				
H30	3回	7回	・大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画を策定				
R1	－	6回	・川根本町久野協における官民連携修景モデル事業実施 ・農作業小屋やガードレール等の色彩検討実施				
R2	－	4回	・行動計画に基づく取組の進捗管理 ・近隣の袋井市・磐田市を加えて初めて屋外広告物WGを実施 ・「SLの見える丘公園」において修景伐採の実施				
R3	－	7回	・行動計画に基づく取組の進捗管理 ・島田市阪本地区における官民連携修景モデル事業実施				
成果							
- WGで進捗管理を行ったほか、茶園景観の保全に向けたモデル事業として、重点区域での修景活動を地域住民と協働実施（官民連携修景モデル事業）の調整や実施状況の報告、PR手法についての協議等を行った。作成したPRパンフレットについては、県内市町や周辺の住民団体等への周知啓発に活用した。 - 屋外広告物WGでは、会員9市町に近隣の袋井市、磐田市を加えて、GISを活用した違反広告物台帳の作成、管理手法等について共有を図った。							
							
◆H30年度に策定した行動計画（概要版）		◆官民連携修景モデル事業PRパンフレット					

景観の質

◀景観の質（良好な茶園景観の保全・創出）▶

○茶園景観の保全（共通施策）【茶園景観を「守る」】

- 川根本町久野脇（重点区域：川根）において、周辺の農業者や地域のNPO法と連携して、茶園景観と調和する農作業小屋の塗替えを実施した【写真①】
- 島田市阪本（重点区域：牧之原台地）において、周辺のガードレールを茶園景観と調和させるため、地域住民等と連携してガードレールの塗替えを実施した【写真②】



〔改善前〕



〔改善後〕

◆写真①（川根本町久野脇）



〔取組の様子〕



〔取組の様子〕

◆写真②（島田市阪本）

○沿道景観づくり（共通施策）【ビュースポットの整備・活用等の「見せる」】

- 視点場（SLが見える丘公園）において、眺望を阻害している樹木等の伐採を行い沿道景観の改善を図った。【写真③】
- 是正指導により違反広告物を除却【写真④】



〔改善前〕



〔改善後〕

◆写真③（SLが見える丘公園）



〔是正前〕



〔是正後〕

◆写真④（違反広告物対策）

○各重点区域における個別施策（広域景観の情報発信）【ツーリングコースの設定・PR等の「活かす」】



写真左：茶園景観を望むビュースポットの活用

写真右：グリーンツーリズムの展開



担当課による事業・取組の検証

- 重点区域を中心として、景観施策の推進、官民連携による修景モデル事業等の進捗が図られているが、茶園景観の保全・創出には、茶業の営みや茶業者の取組への理解促進が不可欠なため、官民連携事業等を通じた取組のさらなる普及啓発や、地域内外への茶園景観のPR等が必要となる。

評価		要因分析
進捗状況	A	協議会やWG等により連携体制を構築して継続して取組を進めており、また、住民等とも連携を図りながら、行動計画に基づく景観施策を着実に推進している。
目標成果	○	- 平成29年度に設立した協議会において、関係機関等と協議を重ね、平成30年度に行動計画を策定することができた。 - 協議会やWGを開催し、行動計画に基づく取組の推進・進捗管理を行い、景観施策を着実に進めている。
景観の質	行動計画における共通施策及び各重点区域ごとの個別施策の進捗により、理念である、茶園景観を「守る」、ビュースポットの整備・活用等の「見せる」、ツーリングコースの設定・PR施策等の「活かす」取組を推進している。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

- 前期5ヶ年では、関係市町や関連部局が協議会の構成員に追加され、主要方策の1「広域景観形成をさらに加速させる」に見合った広域観点からの取組が行われていることがうかがえる。
- さらに個別の取組では、茶園景観を「守る」ための取組が地域住民と連携して進められており、良好な景観形成が茶農家にとって、足かせではなくメリットになることへの理解が浸透しつつあると思われる。
- 後期5ヶ年においても、茶農家への理解の促進や地域内外への茶園景観のPRを進めて、良好な茶園景観が広がる風景が保全・創出されることを期待する。

主要方策1 | 広域景観形成をさらに加速させる

駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸

事業・取組名

05 駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成【基本方針】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

4つの広域景観エリアにおいて県と市町等で連携し、各広域景観の推進体制を構築することで、複数市町にまたがる眺望景観や沿道景観等の形成を図っていく。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	連携体制の構築	勉強会開催		協議会開催 勉強会開催	協議会開催 勉強会開催	協議会開催 勉強会開催
成果	体制構築状況 エリア数 [実績]	—		2エリア [駿、浜]	3エリア	4エリア
景観の質	—	—				

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

○駿河湾

- 平成28年度に加盟した「世界で最も美しい湾クラブ」（加入時点で25カ国、41湾）の記念イベントとして、平成29年度から、駿河湾フェリーを活用したモニターツアーやフォトコンテスト、イメージ商品の企画販売による広報PR等を実施したほか、沿岸11市町担当者と連携会議を開催した。
- 令和元年度は、イメージ商品の企画販売に加え、清水港三保内浜での海岸清掃活動（流木・ゴミ拾い等）においてパネル展示等を行った。また、富山県で開催された湾クラブ総会へ出席し、駿河湾のPRを行った。
- これまで湾クラブを中心に取り組んできたが、令和元年度には新たに、駿河湾をはじめ、世界に誇るべき美しく豊かな静岡の海・湖（うみ）を未来に引き継いでいくため、様々な人々・企業・団体等の連携・協働を促進する「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」を設立し、令和2年2月に「設立総会」及び「キックオフイベント」を開催した（発起人代表は知事、発起人は35市町首長ほか）。
- つなぐ会の会員等による海でのゴミ拾い活動をホームページで広報したほか、海でのゴミ拾い活動に対する補助金（森・川・海ごみ削減実践活動事業費補助金）を通じて、令和2年度・令和3年度ともに駿河湾沿岸を含む県内13箇所でのゴミ拾い活動を支援した。

○浜名湖

- 平成30年度から、県と浜松市、湖西市の担当者による勉強会や現地視察を開始し、令和元年9月に「浜名湖広域景観推進会議」を設立し、浜名湖周辺の広域的な景観形成の指針となる「浜名湖景観形成行動計画」を令和2年3月に策定した。平成30年度から令和3年度に開催された協議会及びWGの開催状況及び主な取組内容は以下のとおり。

年度	開催実績		主な取組内容
	協議会	WG	
H30	—	8回	・ 景観の特性や課題整理のための勉強会や現地視察
R1	2回	5回	・ 連携組織の設立、行動計画の策定 ・ 官民連携による修景モデル事業の実施（防護柵塗替え）
R2	—	2回	・ 進捗管理、景観施策や屋外広告物の適正化等についての意見交換 ・ 修景伐採の実施（浜松市及びネクスコ中日本と調整を図り、東名浜名湖SAで実施）
R3	—	4回	・ 色彩検討の実施（有識者の助言を基に、浜名湖岸の公共施設や建築物等の景観検討） ・ 官民連携による修景活動の実施（防護柵塗替え）

○旧東海道

- 平成30年度に、中部地方整備局管内で歴史的風致維持向上計画の認定を受けた14都市の首長が参加し、歴史文化を活かした観光、防災の取組や課題について意見交換等を行う中部歴史まちづくりサミットが三島市で開催された（県内初開催）。
- 令和元年度に、歴史まちづくり法及び関連制度への理解を深め、地域の資源を活用した歴史まちづくりを推進するため、11月に市町担当者会議を開催した。
- 令和2年度に、浜松市の歴史的風致維持向上計画の策定及び新規認定に向けて、法定協議会に参加し助言を行ったほか、歴史的風致維持向上計画の認定市（4市）について、計画の進捗評価を行った。

○国土軸

- 平成29年度に、東海道新幹線の車窓からの富士山眺望を阻害する電線に対する景観改善を検討するため、富士市、東京電力を中心とした関係者とともに勉強会を開催した。
- 令和2年度から、富士山と伊豆半島に加えて、大井川流域・牧之原大茶園と浜名湖においても、各景観協議会で本県の国土軸を形成する高速道路IC周辺等の違反広告物対策に連携して取り組むため、屋外広告物WGを開催した。

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

成果

○駿河湾

- 駿河湾では、民間企業等と連携した「世界で最も美しい湾クラブ」の体制から、駿河湾をはじめ、世界に誇るべき美しく豊かな静岡の海・湖（うみ）を未来に引き継いでいくため、様々な人々・企業・団体等の連携・協働を促進する「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」として包括的な体制を構築した。



○浜名湖

- 浜名湖では関係2市にとって初の取組ということもあり、事業参画の必要性や職員の負担等についての相互理解が重要であったが、平成30年度からの勉強会や現地視察を経て、市境を超えた広域の景観形成を協議する場として、令和元年9月に「浜名湖広域景観推進会議」を設立し、連携体制の構築に至った。

景観の質

○駿河湾

- 「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」では、“守り・活かす”、“伝える”、“交わり・親しむ”、“究める”を4つの取組の柱としており、海でのゴミ拾い活動に対する支援や子供向け小冊子「なぜ？なに？しずおかの海のなぞ」の発行などにより、静岡の海の美しさや豊かさを伝え、海に触れ親しむことを促している。

○浜名湖

- 浜名湖では、連続性のある沿道の景観づくりとして、浜名湖サイクリングロードのうち、浜名湖岸を望むことができる箇所において、地元団体と協働で周囲の景観と調和した色彩に防護柵を塗替えた。
- 浜名湖の視点場なる東名浜名湖SAの展望デッキにおいて、浜松市やネクスコ中日本と調整を図りながら、浜名湖の眺望を阻害する樹木を伐採し、SA利用者等が楽しめる眺望景観づくりにつなげた。



防護柵に合わせて、オレンジ色のミラー支柱も塗替え



SA管理地内もネクスコ中日本が修景伐採を実施



■浜名湖岸の景観と調和した色彩に防護柵を塗替え

■東名浜名湖SAの眺望確保

担当課による事業・取組の検証

- 旧東海道と国土軸は、他5エリアとは異なり、広域の景観軸となるエリアであり、関係主体が多く、既存の広域景観協議会と重複する市町もあるため、連携体制の構築方法について検討していく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 駿河湾と浜名湖では、既存の取組・団体や勉強会等を通じて、連携体制を構築し、継続して取組を進めている。 - 旧東海道では、既存の事業等（歴史まちづくり等）を通じて、市町担当者会議や法定協議会等で調整を進めている。 - 国土軸では、高速道路IC周辺等の違反広告物対策に連携して取り組むため、各景観協議会で屋外広告物WGを開催している。
目標成果	●	- 駿河湾と浜名湖では、関連する会議や取組、勉強会などを重ねることで、連携体制を構築することができた。 - 旧東海道と国土軸では、市町担当者会議や勉強会を開催しているが、関係主体も様々で調整を図ることが容易ではないことから、全体での連携体制の構築には至っていない。
景観の質		- 駿河湾では、海でのゴミ拾い活動に対する支援や普及啓発を行って、海の美しさや豊かさを守っている。 - 浜名湖では、行動計画に基づく取組を進めており、関係2市と連携して「連続性のある沿道の景観づくり」や「自然豊かな浜名湖の眺望景観づくり」などの取組を行い、浜名湖エリアの景観形成を推進することができた。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- 浜名湖・駿河湾については、体制構築や計画策定が進み、成果が得られた。旧東海道と国土軸では、個別の課題や地域限定の取組で一定の成果をあげるにとどまっている。旧東海道は歴史景観、国土軸は新幹線・高速道路・高圧線等における景観の向上をテーマに、関係者における景観意識の醸成と体制構築を進めていきたい。

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる										富士山																																																																																																																																																							
事業・取組名																																																																																																																																																																	
06 清水海岸（三保地区）の景観改善の取組【景観整備】																																																																																																																																																																	
担当課 交通基盤部 河川企画課・河川海岸整備課																																																																																																																																																																	
達成目標	富士山の眺望を阻害する既存の消波堤を景観に配慮した突堤に置き換え、養浜との組み合わせにより、砂浜の保全と景観の改善を図り、世界文化遺産構成資産にふさわしい景観を実現する。																																																																																																																																																																
		項目	H29		H30		R1		R2		R3																																																																																																																																																						
	取組	消波堤を突堤に置き換えて養浜を行う	1号突堤整備				1号消波堤の段階的な撤去																																																																																																																																																										
			—	—	—	2号突堤の配置検討																																																																																																																																																											
	成果	視点場からの富士山眺望の変化	—	—	視点場からの阻害要素が段階的に改善される																																																																																																																																																												
景観の質	世界文化遺産構成資産にふさわしい景観	白砂青松の海岸における美しい富士山の眺望景観																																																																																																																																																															
平成29年度から令和3年度の取組実績・成果																																																																																																																																																																	
取組実績																																																																																																																																																																	
・ 1号突堤の整備工程及び1号消波堤の段階的な撤去の工程は、以下のとおり。1号突堤の整備は、平成28年度から詳細設計を行い、同10月から部材製作を始め、清水港袖師で横堤・接続堤や函体を製作し、平成29年度に横堤・接続堤を据付し、平成30年度に縦堤・被覆ブロックを製作及び据付を行った。1号突堤が完成後の令和元年度から1号消波堤の段階的な撤去を進めている。																																																																																																																																																																	
<table><tr><th>年度</th><th colspan="4">H29年度</th><th colspan="4">H30年度</th><th colspan="4">(H31年度) R1年度</th><th colspan="4">R2年度</th><th colspan="2">R3年度</th></tr><tr><th>月</th><th>4-6月</th><th>7-9月</th><th>10-12月</th><th>1-3月</th><th>4-6月</th><th>7-9月</th><th>10-12月</th><th>1-3月</th><th>4-6月</th><th>7-9月</th><th>10-12月</th><th>1-3月</th><th>4-6月</th><th>7-9月</th><th>10-12月</th><th>1-3月</th><th>4-6月</th><th>7-9月</th></tr><tr><td rowspan="4">1号突堤</td><td colspan="3">横堤・接続堤・函体製作 (清水港袖師)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>横堤等据付</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>縦堤・被覆ブロック製作 (清水港貝島)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>縦堤等据付</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>● 完成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>1号消波堤 (撤去)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="9">段階的な撤去</td><td></td><td></td></tr></table>												年度	H29年度				H30年度				(H31年度) R1年度				R2年度				R3年度		月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	1号突堤	横堤・接続堤・函体製作 (清水港袖師)																				横堤等据付																			縦堤・被覆ブロック製作 (清水港貝島)																			縦堤等据付																						● 完成											1号消波堤 (撤去)									段階的な撤去										
年度	H29年度				H30年度				(H31年度) R1年度				R2年度				R3年度																																																																																																																																																
月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月																																																																																																																																															
1号突堤	横堤・接続堤・函体製作 (清水港袖師)																																																																																																																																																																
			横堤等据付																																																																																																																																																														
				縦堤・被覆ブロック製作 (清水港貝島)																																																																																																																																																													
					縦堤等据付																																																																																																																																																												
								● 完成																																																																																																																																																									
1号消波堤 (撤去)									段階的な撤去																																																																																																																																																								
【平成29年度】横堤・接続堤 函体製作（清水港袖師）																																																																																																																																																																	
平成29年6月30日撮影						平成29年12月4日撮影																																																																																																																																																											

【平成29年度】横堤等据付



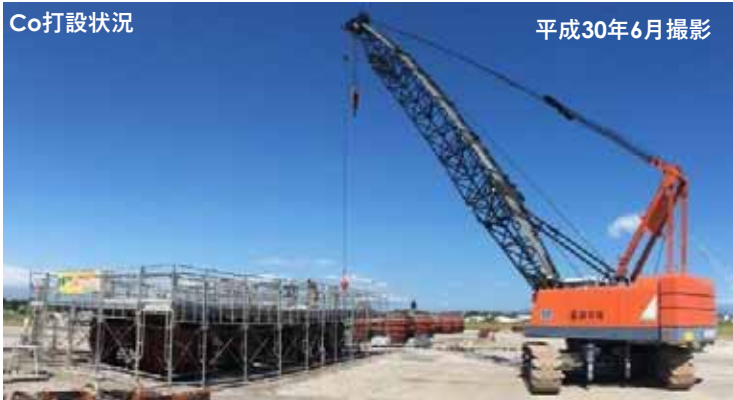
平成30年2月14日撮影
横堤（1号突堤）据付完了

平成30年1月29日撮影

【平成30年度】縦堤据付

Co打設状況

平成30年6月撮影



平成31年1月18日撮影



1号突堤完了
平成31年2月4日撮影

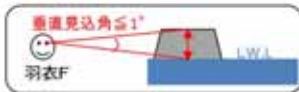
【令和元年度～令和3年度】1号消波堤の段階的な撤去

令和元年度

モニタリング

令和2年度

モニタリング

撤去レベル	撤去 目標高さ	撤去レベルの考え方	施工（撤去工） イメージ	撤去により想定される 景観改善効果	
a	比較的簡単に撤去可能なブロックを撤去	T.P.+3.7m 程度	水平線を横切るブロックを撤去する。	・陸上施工が可能 ・陸上、海上施工 ・水中埋没ブロックの撤去が必要	景観への影響軽減にはなるが、景観への阻害要因除去までには至らない。
b	設定水面までのブロックを撤去				
b1	期望平均干潮位 (L.W.L. T.P.-0.75m) ＋垂直見込角1度の 高さまで撤去	T.P.+2m (バーム高 程度)	ブロックの形状(脚の突出)を考慮し、「主要視点場 羽衣F地点から見える1号消波堤が景観の阻害要因とならない(垂直見込角1度以下)高さまで撤去」する。		ブロックは見えるが、大潮干潮時でも気にならない程度まで景観改善が期待できる。
	【暫定目標】				
b2	平均潮位(M.W.L. T.P.+0.19m)程度の高 さまで撤去	T.P.+0m	平均潮位(M.W.L. T.P.+0.19m)以上のブロックを撤去する。		1日の半分程度は水面上にブロックが露出しない。 潮位が低い時間帯にブロックが露出しても、気にならない程度まで景観改善が期待できる。
	【到達目標】				

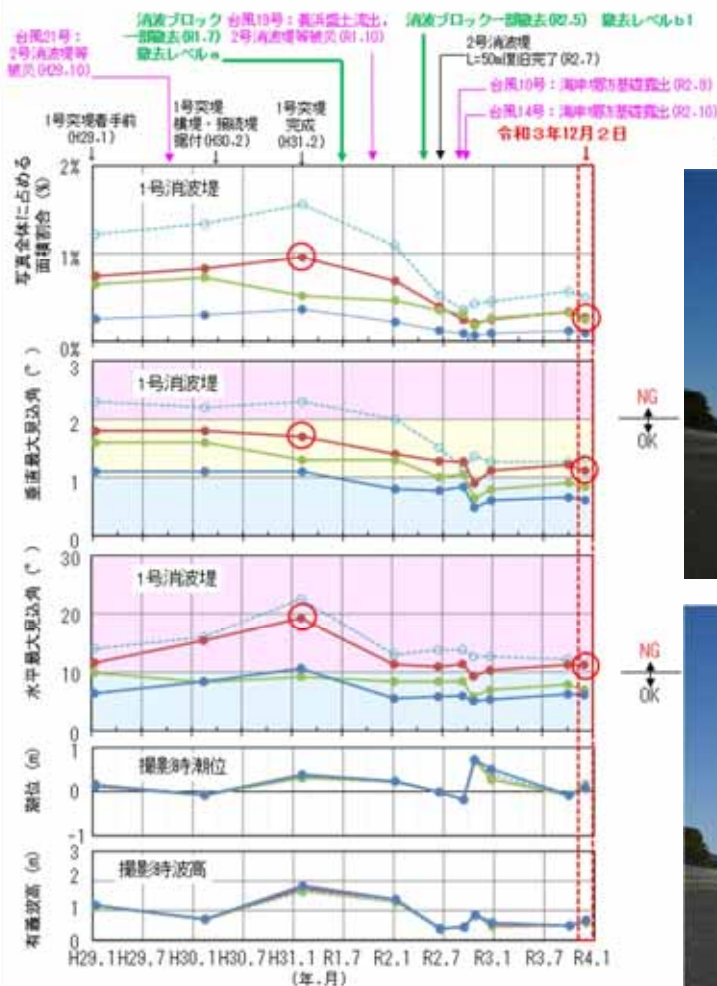
成果（視点場からの富士山眺望変化）

- 1号消波堤の段階的な撤去を行った令和元年度からの視点場からの富士山眺望の変化は以下のとおり。

①海岸構造物の見える観点からの景観変化

- 1号消波堤は、消波ブロックの一部撤去（撤去レベルa）の実施により、富士山を眺望した際の景観への影響が低減した。ただし、羽衣F地点からの眺望のみ、現状ではまだ景観上やや目立つ結果（水平見込角 $>10^{\circ}$ ）となっている。

【1号消波堤の見えるに関する経年変化】



【羽衣F地点における変化】



②海浜形状の変化（周辺景観との一体性や連続性）

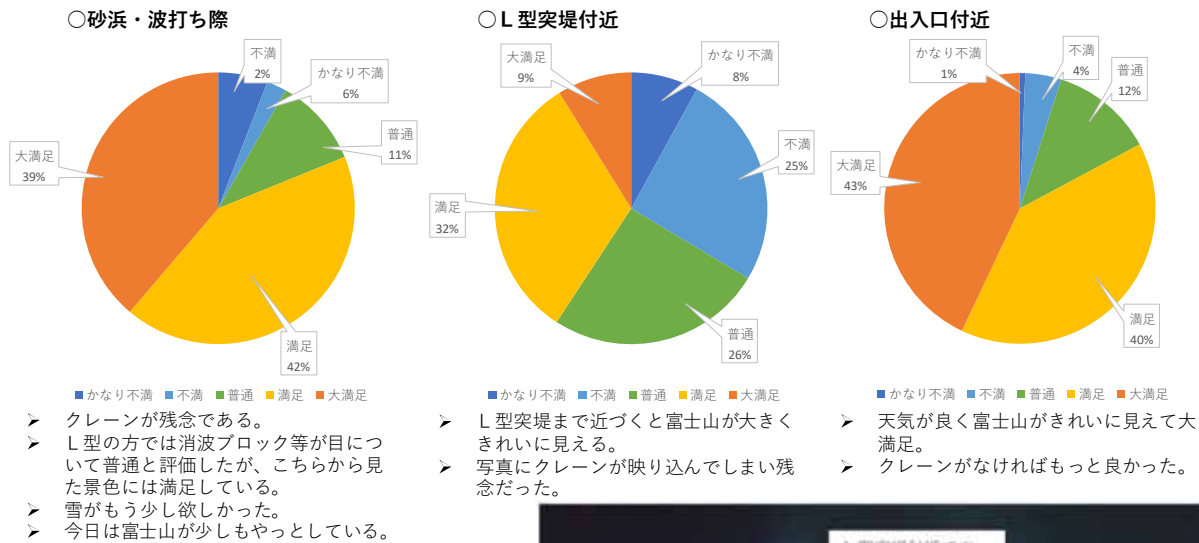
- 1号消波堤の消波ブロックを一部撤去（R2.5）したことにより、羽衣F地点から富士山を眺望した際も1号消波堤上に海面が見えるようになり、景観の改善効果が見られた。
- 1号消波堤背後の景観に配慮した養浜盛土は、令和元年台風19号の高波浪により流出したことで3号消波堤が視認できる状況となった。



景観の質

景観の質（世界文化遺産構成資産にふさわしい景観）

- ・ 景観変化による海岸利用者等印象変化を海岸利用者へのアンケート調査により定期的に把握している。調査頻度は、1号突堤整備直後（平成30年3月3日実施）、以降は5年に1回程度を予定している。
- ・ 三保松原来訪者へのアンケートでは、視点場ごとの富士山の景観に対する満足度について実施した。
三保松原から見た富士山の景観に対する満足度の把握



各地点における回答者数

	県内	県外
砂浜・波打ち際	11	77
L型突堤付近	18	107
出入口	33	130



三保松原満足度調査フリップ
(砂浜・波打ち際)



担当課による事業・取組の検証

- ・ 三保松原が世界文化遺産「富士山」の構成資産に登録される過程で、イコモスから、砂浜を保全するために設置した消波堤が「審美的観点から望ましくない」との指摘を受けたため、世界文化遺産の構成資産にふさわしい景観を確保するための改善に取り組んでいる。基本毎年行っている、三保松原景観改善技術フォローアップ会議において状況を報告しており、概ね予定通りである。

評価

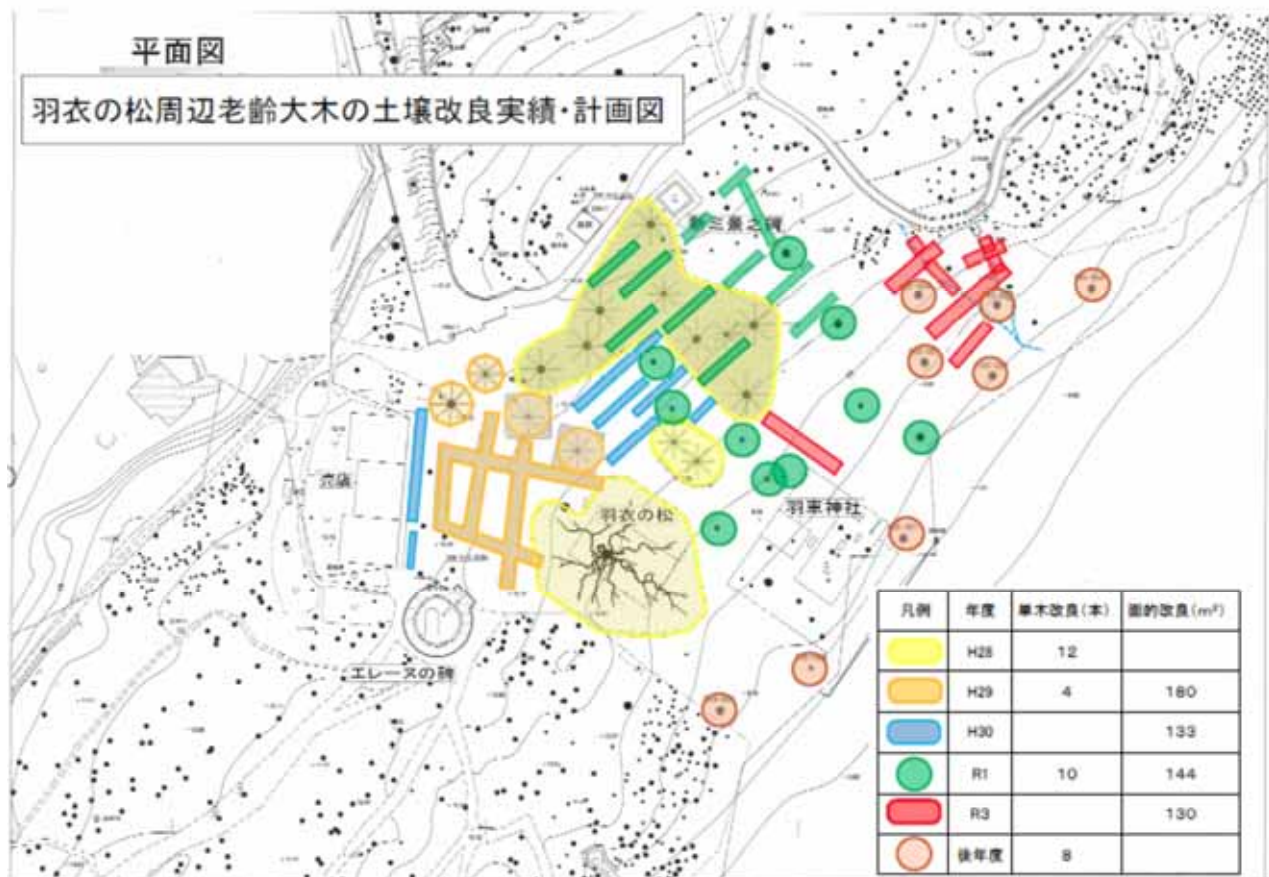
要因分析

進捗状況	A	・ 設計段階から海岸工学や景観の専門家から技術助言を頂いて、水理模型実験を実施するなど現場条件を的確に把握したことで、1号突堤の整備及び1号消波堤の段階的な撤去を行うなど、概ね計画通りの進捗ができた。
目標成果	○	・ 定期的に三保松原景観改善技術フォローアップ会議に進捗状況やモニタリング結果を報告し、整備効果を検証しており、視点場からの眺望は、令和元年度から1号消波堤の段階的な撤去により、垂直見込角1度以下の目標を概ね満足することができた。
景観の質		・ 世界文化遺産構成資産にふさわしい景観を目指し、白砂青松の海岸における美しい富士山の眺望景観に近づけるため、眺望点からの阻害要素である1号消波堤撤去に着手し、大潮干潮時でも気にならない程度（T.P.+2.0m）まで行うことができた。1号突堤整備直後には、海岸利用者への印象変化についてアンケート調査を実施しており、今後も定期的に富士山眺望景観への満足度を調査していく。

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

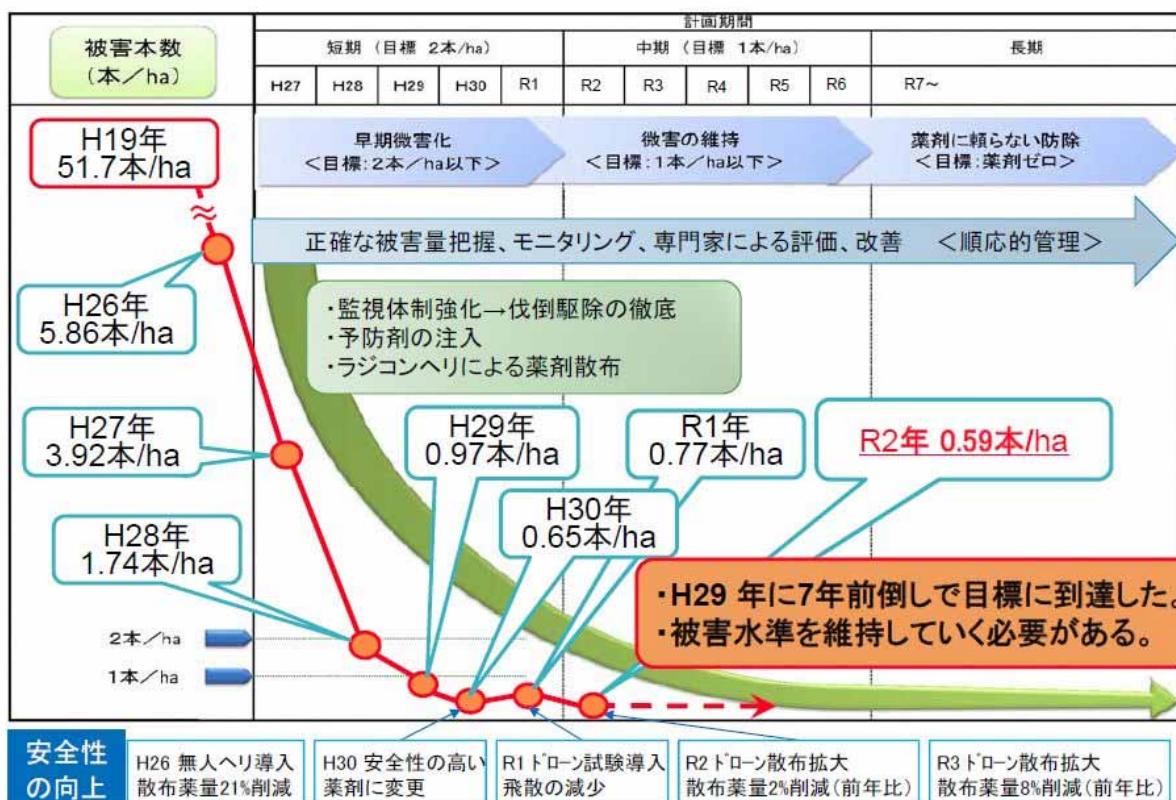
- ・ 自然相手の事業であるにも関わらず、当初の計画通りに進められるとともに、モニタリングによる詳細な検証も行われている素晴らしい取組と言える。
- ・ 後期5ヶ年においてもモニタリングによる順応的管理を継続すると共に、当初の対応方針である「土砂供給の連続性の確保」に関しても着手し、公共空間の高質化を計ることを期待する。

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる				富士山			
事業・取組名							
07 三保松原の松林保全技術支援事業【景観整備】							
担当課 経済産業部 森林整備課							
達成目標	静岡市が行うマツ材線虫病対策や松林に適した環境づくり（土壌改良）等を技術的に支援し、マツ材線虫病の早期微害化を図り、世界文化遺産構成資産にふさわしい景観を実現する。						
		項目	H29	H30	R1	R2	R3
	取組	マツ材線虫病対策や土壌改良等の技術支援	マツ材線虫病対策、マツ林に適した環境づくり				
	成果	マツ材線虫病の早期微害化	被害率1本/ha以下				
	景観の質	世界文化遺産構成資産にふさわしい景観	三保松原の景観を保全				
平成29年度から令和3年度の取組実績・成果							
取組実績							
世界文化遺産の三保松原の松林は、県民共有の財産であり、県としてもこの松林を適切に保全し継承していく責務がある。平成26年12月「三保松原の松林保全技術会議」において、世界文化遺産に相応しい松林保全の基本方針や対策について提言を受け、提言に基づく施策を具体化するため、県と静岡市は「三保松原保全実行委員会」を設置し、進捗管理を行っている。県は、「羽衣の松」の樹勢の衰退や「神の道」の老齢大木の幹折れの発生などの事案を踏まえ、既存の樹木の管理技術の枠を超えた幅広い知見から、静岡市に対する確かな技術支援を行っている。							
平成29年度の取組							
- マツ材線虫病の早期微害化については、これまで実施してきた対策（薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入）により、「三保松原の松林保全に向けた提言書」の目標である被害率1本/ha以下を達成することができた。 - マツの生育に適した環境づくりについては、平成28年に土壌改良資材試験の中間報告を基に、炭による土壌改良を三保松原においても試行を始めた。平成29年度に三保松原で試行した土壌改良についてモニタリングした結果、細根の発根が確認され、菌根菌の形成状況も概ね良好であり、樹勢回復が図られた。							
平成30年度取組							
- マツ材線虫病の早期微害化については、これまで実施してきた対策（薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入）により、「三保松原の松林保全に向けた提言書」の目標である被害率1本/ha以下を達成することができた。 - マツの生育に適した環境づくりについては、平成28年に土壌改良資材試験の中間報告を基に、炭による土壌改良を三保松原においても試行を始めた。平成29年度に三保松原で試行した土壌改良についてモニタリングした結果、細根の発根が確認され、菌根菌の形成状況も概ね良好であり、樹勢回復が図られた。 - マツ材線虫病感染木の早期発見については、マツ全数の個体情報を管理する、三保松原松林管理のデータベースシステムを構築した。							
令和元年度の取組							
- マツ材線虫病の早期微害化について、散布や伐倒駆除、予防剤注入を実施した。また、平成30年度に県が開発したマツ全数の個体情報を管理する、三保松原松林管理のデータベースシステムを活用し、地域住民と連携した監視体制の取組を開始した。 - 松林に適した環境づくりについて、羽衣の松周辺の老齢大木に、炭による土壌改良を行った。							
令和2年度の取組							
- マツ材線虫病の早期微害化に向けて、薬剤散布や被害木の伐倒駆除、予防剤注入を実施した。また、県が開発したマツ個体情報を管理するデータベースを活用して、マツを地図上に表示するアプリの運用を開始した。地域住民と連携したマツの監視を行うことで、被害木の早期発見に繋がった。 - 土壌改良を実施した羽衣の松周辺の老齢大木を対象に、毎年、モニタリングを実施しており、樹勢は概ね良好であり、回復に向かっている。また、樹勢衰退に繋がる固結層の発生を抑制するため、来訪者による踏圧防止対策として、保全エリアと通行エリアを設定し回遊ルートの分散化を図った。							
令和3年度の取組							
- マツ材線虫病の微害化を継続するため、薬剤散布や被害木の伐倒駆除、予防剤注入等の対策を実施した。また、令和2年度に運用を開始した、マツを地図上に表示するアプリの活用について講習会等で普及した。 - 引き続き、回遊ルートの分散化の維持、水みちが発生している箇所の砂の入れ替えと根を痛めにくいエアスコップによる土壌ほぐしなど、市の取組の技術支援を行い、マツの樹勢衰退につながる固結層の解消を図った。							



成果（マツ材線虫病の早期微害化 被害率1本/ha）

早期微害化のロードマップと被害率の推移



景観の質

景観の質（世界文化遺産構成資産にふさわしい景観



■三保松原全景



■保全エリアと通行エリアの設定



■木柵による老齢マツの根の保護



■令和3年度三保松原海浜植生と景観

担当課による事業・取組の検証

- マツ材線虫病および三保松原松林管理システムの活用に関する講習会等の開催を通じた地域連携モデルの試行や検証を実施している。
- 取組の前半は、行政が主体となるマツ材線虫病への対応について、技術支援や定期的なモニタリングを行い、計画を超える成果を上げることができた。今後も地域で連携し、最新の知見に基づく科学技術を導入して三保独自の松林管理方法の確立を図る。

評価		要因分析
進捗状況	S	- 土壌改良及び回遊ルート分散化の実施により、マツの樹勢回復を図っている。 - 薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入等、徹底的な対策により、マツ材線虫病の微害化を継続している。 - 計画していたマツ材線虫病対策や土壌改良等の技術支援の実施に加え、三保松原松林管理システムを活用した地域と連携したマツの監視も進めることができた。
目標成果	◎	- 土壌改良の実施後、羽衣の松周辺のモニタリングの結果、樹勢は概ね良好で回復してきている。 - マツ材線虫病の早期微害化に向けて、被害率「haあたり1本以下」を目標として、薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入等、徹底的な対策に取組んだ結果、目標としていた「haあたり1本以下」を平成29年度に計画を7年前倒しで達成し、以降、継続して目標達成している。
景観の質	- 景観を構成するマツの樹勢が回復した。 - 世界文化遺産構成資産にふさわしい景観として、三保松原の保全に取り組んでいる。マツ材線虫病への対応や土壌改良等の取組により、松の樹勢が回復して、三保松原の景観を構成するマツの保全を行うことができた。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

- 前期5ヶ年で、マツ材線虫病の早期微害化を達成すると共に樹勢も回復するなど、目標を上回る成果を得ている。また達成目標には記されていないが、三保松原松林管理のデータベースシステムも構築している。スマホを用いて地域住民との連携によりマツの全数を管理するこの取り組みは、全国各地の松原と比較しても先進的な取組みと言える。
- 後期5ヶ年は行動計画（B）となり景観形成を主な目的とした事業・取組からは外れるが、マツ材線虫病対策を継続すると共に、地域連携モデルの試行・検証の成果を県内外に情報発信していただきたい。本取り組みの成果が県内外の松原の保全にも活用されることを期待する。

主要方策1 | 広域景観形成をさらに加速させる

富士山

事業・取組名

08 富士山周辺地域における無電柱化の推進【景観整備】

担当課 | 交通基盤部 道路企画課

達成目標

富士山周辺地域の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して景観を阻害している電柱・電線の撤去を進め、富士山周辺地域の沿道景観を磨き上げる。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	関係機関と連携・調整、無電柱化の実施	白糸の滝周辺地区無電柱化	静岡県無電柱化推進計画に基づく、無電柱化の実施・調整			
成果	無電柱化率※1		良好な景観形成に資する主要な道路 ² の無電柱化率 10.4%→16.0% ³			
景観の質	富士山周辺地域の沿道景観の改善	無電柱化により沿道の富士山眺望景観が改善				

1無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

2市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある道路等

3静岡県全域における計画値

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、国は平成30年4月に無電柱化推進計画（以下、「国計画」という。）を策定した。県では、国計画を基本として、「静岡県無電柱化推進計画」を策定するため、関係機関との調整を行い、静岡県無電柱化計画の原案をとりまとめ、パブリックコメント（平成31年3月15日から4月4日）を行い、平成31年4月に策定した。

静岡県無電柱化推進計画は、平成30年度から令和3年度の4年間で、基本方針に基づき位置付けられた道路について、優先的に無電柱化を推進する。

計画期間内に無電柱化事業が完了した白糸ノ滝周辺（県道富士富士宮線）における、関係機関との連携や調整の取組実績は、以下のとおり。

年度	調整状況
平成28年度	裏配線方式の検討や、既存管（NTT管）を活用した設計等、電線管理者との調整を重ね、電柱10本の抜柱、約300mの電線共同溝を整備することとした。
平成29年度	道路管理者が施工する電線共同溝の本体工事と電線管理者が施工する連系管や引込管工事との工程調整を行い、事業進捗を図った。 観光客の駐車場出入り口で規制を伴った工事を行うため、観光協会との協議を密に行い、事業が滞らないよう調整を図った。
平成30年度	電線管理者と電気や通信の切替や抜柱時期等の調整を行い、H30.12に電柱10本と電線約540mの撤去に至った。

成果（無電柱化率：目標値16.0%）

静岡県無電柱化推進計画に位置付けられた良好な景観形成に資する主要道路について、無電柱化に向けて調査・設計、電線共同溝整備計画の作成、一部工事着手を行った。年度ごとの実績値は以下のとおり。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
無電柱化率の実績値（%）	計画策定中	11.3%	11.9%	15.3%	15.9%

【参考：静岡県無電柱化推進計画（H31.4策定）の計画路線（景観・観光）】

（国）301号（湖西市）500m・・・令和2年度より電線共同溝本体工事に着手しており現在工事中

（国）138号（小山町）700m・・・令和元年度より電線共同溝本体工事に着手し、今年度完了予定

（国）414号（沼津市）830m・・・令和元年度より電線共同溝本体工事に着手しており現在工事中

（一）御殿場停車場線（御殿場市）560m・・・令和元年に整備計画を作成し、令和2年度に工事着手

（一）富士富士宮線（富士宮市）460m・・・令和2年度より電線共同溝本体工事に着手し、来年度完了予定

（主）三島裾野線（三島市）300m・・・令和元年度より、調査・設計を開始しており、今後地元調整予定

（主）修善寺戸田線（伊豆市）110m・・・令和元年度より、調査・設計を開始しており、今後地元調整予定

景観の質

取組実績（富士山周辺地域の沿道景観の改善）

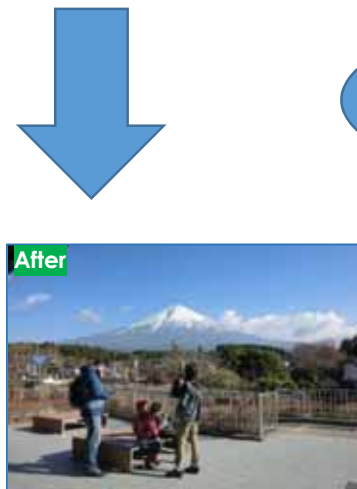
景観・眺望の改善が完了した白糸ノ滝周辺（県道富士富士宮線）の事業着手前から完了までを景観の質として取り上げる。

【白糸ノ滝周辺（県道富士富士宮線） 整備延長L=300m】

平成25年、富士山が世界文化遺産に登録されるとともに、景観・眺望の改善が求められ、静岡県富士宮市にある白糸ノ滝は、県内有数の観光名所であるが、周辺では景観・眺望改善が必要であった。

平成30年、地元や電線管理者の協力を得て、無電柱化事業が完了した。

関係者との現地確認（H29年度）



電線共同溝事業

抜柱状況（H30.12）

担当課による事業・取組の検証

- 静岡県無電柱化推進計画（H31.4策定）に基づき、関係者との調整に努め、計画どおり無電柱化事業を実施できた。今後は、国の新たな無電柱化推進計画（R3.5策定）を踏まえ、静岡県無電柱化推進計画を策定し、引き続き無電柱化事業を推進していく。無電柱化の事業において、景観の変化を感じられるのは、抜柱の段階であるため、関係者との調整に始まり、設計から共同溝など管路敷設の期間をなるべく短くできるよう、新技術や新工法等の情報収集を行い、活用検討に努める必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	静岡県無電柱化推進計画に基づき、事業着手に向けた電線管理者や地元住民等との調整に努め、計画路線における無電柱化の推進を図った。
目標成果	○	無電柱化率の目標16.0%に対し、令和3年度末では15.9%を見込んでおり、概ね目標達成することができた。
景観の質	白糸ノ滝周辺（県道富士富士宮線）では、駐車場に隣接する休憩スペース等からの富士山眺望を改善するため、視点場から視角に入る延長300mの区間において無電柱化を推進し、電柱10本及び電線約540mを撤去した。その結果、休憩スペースからの富士山眺望は劇的に改善し、訪れる観光客を魅了するビュースポットへと変貌を遂げた。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

- 富士山周辺地域、伊豆地域における、無電柱化は、可能な部分については順調に進行していると評価できる。令和3年5月に策定された国の無電柱化推進計画においては、景観や観光に関係し指定された地域地区も対象地区として示されている。県の無電柱化推進計画も国レベルの計画更新にあわせて更新する必要があるかどうかを検討しておく必要が有る。また、中部地方整備局等の国の機関でも無電柱化に関する低コスト化も含めた様々な情報を発信しているので国土交通省との連携を図ることも重要であると考えます。

主要方策1 | 広域景観形成をさらに加速させる

伊豆半島

事業・取組名

09 伊豆半島における屋外広告物対策【規制誘導・普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

伊豆半島景観形成行動計画に基づき、県と市町等が連携して違反屋外広告物の是正指導を行い、東京五輪までに景観への影響が特に大きい「野立て広告物」の違反をゼロにすることを目指し、美しい伊豆半島を楽しめる“沿道景観づくり”を推進する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	違反広告物の是正指導	現状調査 県条例改正	違反野立て広告物の是正指導 市町別の進捗状況を随時公表	違反野立て広告物の是正指導 違反自家広告物の是正指導		
成果	違反広告物の件数 (是正率)【実績】	2,232 (0%)		0 (100%)		
		調査開始時	[982(56%)]	[346(85%)]	[223(90%)]	[157(93%)]
景観の質	美しい伊豆半島を楽しめる“沿道景観づくり”	国際観光地にふさわしい景観を目指した「屋外広告物の規制強化」 伊豆半島のあるべき姿を取り戻すための「違反広告物の撤去」				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 伊豆半島では、平成29年11月、幹線道路沿いについて、県屋外広告物条例の普通規制地域を特別規制地域に変更し、原則として屋外広告物を設置できない地域に規制強化した。また、伊豆縦貫自動車道路関連地区及び伊豆西南海岸地区については、基準を更に引き上げて広告景観保全地区に指定した。
- 平成29年度に、移動計測車両による調査に基づき判明した幹線道路沿いの違反広告物（野立て看板）について、東京五輪の開催までの是正完了に向け（平成29年12月時点で2,232件）、関係市町と連携した是正指導を開始した。また、規制強化及び是正指導と併せて伊豆半島の美しい景観づくりに関心を持ってもらうため、キャンペーン事業として素敵な看板の表彰やまちなみと看板の調和を考える「まち歩き」を実施した。
- 平成30年度より、各市及び土木ごとの進捗状況を4半期ごとに公表し、担当者のインセンティブを与えながら、取組の推進を図った。
- 平成30年度から、協議会ワーキンググループで、是正指導事務のノウハウを共有し、是正指導が遅れている市をバックアップするとともに、景観まちづくり課から体制強化のトップセールスを展開し、組織として強力に推進する体制を構築した。
- 令和元年度も同様に、協議会ワーキンググループで、県と市町が連携体制を構築して、所有者不明等の困難案件の対応検討や進捗が遅れている市へのフォロー等を行うことで、各市の主体的な取組を後押しし、景観改善等の成果を上げることができた。また、是正された地域に新たに違反広告物が設置されないよう、パトロールの徹底や県民等に向けた景観改善成果PRについて、協議会ワーキンググループで調整を進めた。
- 令和2年度は、コロナ禍のため、景観協議会は書面開催となったが、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、屋外広告物ワーキングを開催し、県と市町で困難案件の共有及び解決策の検討を行ったほか、これまでの取組成果を広く県民等へ周知し、意識啓発・理解促進を図っていくため、協議会共同広報としてのポスター作成やSNSを活用した広報を行った。
- 令和3年度は、コロナ禍のため協議会開催は控えながらも、屋外広告物制度周知のための新たなポスターを作成し、県内JAやコンビニエンスストア等へ掲示し、また、SNSでの広報PRを継続する等、広報を行った。

成果（違反広告物の件数・是正率（実績））

- 幹線道路沿いの違反広告物について、平成29年12月時点で、2,232件あった違反広告物を、令和4年2月末時点で、2,075件は正し、残り157件となった。是正率は約93%である。

伊豆半島の違反広告物の推移

違反広告物(件数)

是正率(%)

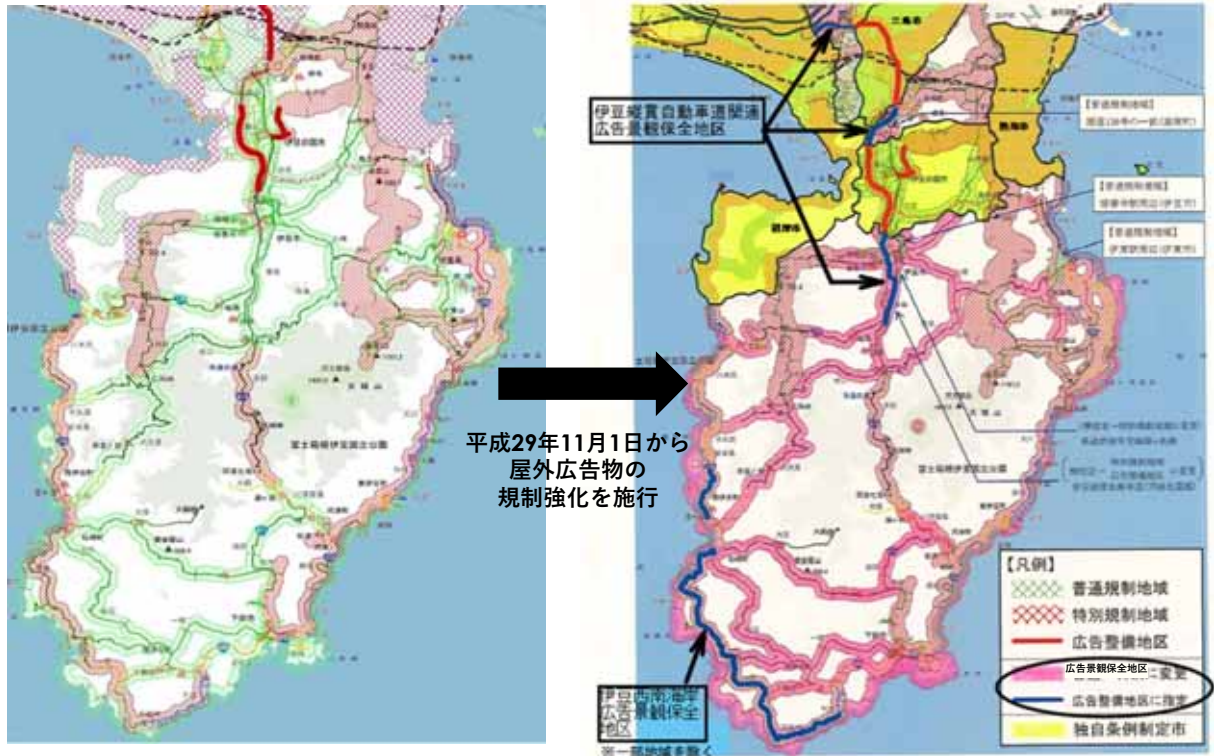
時期	違反広告物(件数)	是正率(%)
H29年12月	2,232	0%
H30年3月	2,064	8%
H30年9月	1,528	32%
H31年3月	982	56%
R元年9月	649	71%
R2年3月	346	84%
R2年9月	282	87%
R3年3月	223	90%
R3年9月	184	92%
R3年12月	165	93%

景観の質

景観の質（美しい伊豆半島を楽しめる景観づくり①規制の強化）

- 国際観光地にふさわしい景観を目指した屋外広告物の規制強化については、平成29年11月1日施行で、伊豆半島の普通規制地域を特別規制地域に変更し、伊豆縦貫自動車道路及び伊豆西南海岸地区を特別規制地域の基準にさらに上乗せた規制の広告景観保全地区を指定した。
- 規制強化に当たっては、独自条例制定市と調整を図りながら進めた。

国際観光地にふさわしい景観を目指した屋外広告物の規制強化



屋外広告物条例における規制区分の規制内容

区 分	内 容	広告景観保全地区
普通規制地域	屋外広告物の設置にあたり、 <u>許可が必要な地域</u>	特に良好な景観を形成するため、普通規制地域で許可基準を更に厳しく定める地域
特別規制地域	原則、屋外広告物を設置できない地域 (例外として、自家広告物や案内図板で、許可基準に適合するものは、許可を受けて設置することができます。)	特に良好な景観を形成するため、特別規制地域で例外的に設置することができる自家広告物や案内図板の <u>許可基準を更に厳しく定める地域</u>

案内図板の基準（店舗などを案内する看板）

特別規制地域の許可基準	広告景観保全地区の保全基準
全て許可申請が必要 (一般広告物は設置不可) ●案内板が主要な道路に接していないなど、左右両側ない場合に設置 ●案内板は、文字や色は、矢印を要しない	色彩規制 地の色は色相10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下 ●案内板は、文字や色は、矢印を要しない ●案内板は、文字や色は、矢印を要しない

景観の質

景観の質（美しい伊豆半島を楽しめる景観づくり②是正）

- 伊豆半島のあるべき姿を取り戻すための違反広告物の是正については、移動計測車両による調査に基づき判明した違反広告物（2,232件）について、東京五輪の開催までは是正完了を目指し、関係市町及び土木事務所と連携した是正事務を進めた。

H29.12



R1.3



R2.3



R3.3



特別規制地域

【国道136号／伊豆の国市】

相互間隔

是正前



是正後



特別規制地域

【国道136号／伊豆市】

相互間隔、高さ・面積

是正前



是正後



特別規制地域・広告景観保全地区

【下田石廊松崎線／南伊豆町】

盤面の色彩規制、表示内容

是正前



是正後



景観の質	
特別規制地域 【主要地方道熱海函南線／函南町】	
	
担当課による事業・取組の検証	
- 今回の取組について、関係市町・土木事務所の協力体制が構築できた要因は、東京五輪の存在が大きい。観光を主要産業にする伊豆地域において、観光地の印象を高める取組として事業者や地域の理解を賛同を得られたことが取組の推進に繋がった。 - 所有者不明案件は、所有者の特定に多くの時間を要する。県が実施した略式代執行も解決案の一つとなるため、協議会WGで情報共有する等、是正に向けた対応方針や再発防止の検討等を進めていく必要である。	
評価	要因分析
進捗状況	A - 東京五輪に向けて、多くの訪問者が訪れる伊豆地域を対象に、美しい伊豆半島を楽しんでもらうため、幹線道路沿いの屋外広告物条例の規制を強化し、是正指導を行った。 - 関係者が集まり、是正ノウハウの共有を図るとともに、定期的に進捗状況を可視化し、スケジュール感を持った是正指導が行える体制を構築した。
目標成果	● - 東京五輪開催までの是正完了に向けて取り組んだ結果、令和4年2月末現在の是正状況は、約93%（違反広告物の残数157/2,232件）と一定の成果を上げたが、目標達成までには至らなかった。 - 一方で、残る違反広告物は、所有者不明や枠組みのみ残置など、是正指導の対象者が特定困難な案件となり時間を要するものであり、今後も継続的に是正に取り組む。
景観の質	- 美しい伊豆半島を楽しんでもらうため、幹線道路沿いの屋外広告物条例の規制を強化し、伊豆半島一斉に是正指導に取り組んだ。その結果、全体の約9割が是正された。 - 観光地に向かうアクセス道路の交差点部や眺望が楽しめる沿道の看板が是正されたことで、伊豆半島の美しい沿道景観づくりを前進させることができた。
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）	
伊豆半島の屋外広告物については可能な部分の是正は行なわれたと考えて良い。是正100%に届かなかった理由となる残余物件は直ぐにはどうしようもないものがほとんどであろう。今回様々な協力体制が構築できた原因のひとつに東京五輪の存在が挙げられているが、この協力体制構築のノウハウをきちんと把握し、東京五輪のようなきっかけがなくとも対策を講じることのできる体制構築が重要である。	

事業・取組名

11 伊豆地域における無電柱化の推進【景観整備】

担当課 | 交通基盤部 道路企画課

達成目標

伊豆半島の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理者、地元自治体が連携・調整して景観を阻害している電柱・電線の撤去を進め、伊豆半島の沿道景観を磨き上げる。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	関係機関の連携・調整、無電柱化の実施	—	静岡県無電柱化推進計画に基づく無電柱化の実施・調整			
成果	無電柱化率 ^{※1}	—	良好な景観形成に資する主要な道路 ² の 無電柱化率 10.4%→16.0% ³			
景観の質	伊豆地域の沿道景観の改善	無電柱化により伊豆半島沿道の眺望景観が改善				

1無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合

2市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区（重点地区）内にある道路等

3静岡県全域における計画値

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 平成28年12月に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、国は平成30年4月に無電柱化推進計画（以下、「国計画」という。）を策定した。県では、国計画を基本として、「静岡県無電柱化推進計画」を策定するため、関係機関との調整を行い、静岡県無電柱化計画の原案をとりまとめ、パブリックコメント（平成31年3月15日から4月4日）を行い、平成31年4月に策定した。
- 静岡県無電柱化推進計画は、平成30年度から令和3年度の4年間で、基本方針に基づき位置付けられた道路について、優先的に無電柱化を推進する。
- 無電柱化の推進に向けて、関係機関との連携や調整の取組実績は、以下のとおり。

年度	調整状況
平成29年度	（都）沼津南一色線において、沿道住民や電線管理者との調整が完了し、電線共同溝本体工事へ着手した。
平成30年度	（国）414号（沼津市）や（主）三島停車場線（三島市一番町）の県内22路線（直轄国道、市町道を含む）において、電線管理者と事業の合意を得た。
令和元年度	（国）414号や（都）西間門新谷線において、電線共同溝整備計画を作成し、一部工事に着手した。
令和2年度	（主）修善寺戸田線（伊豆市）や（主）三島裾野線などの調査・設計を実施した。 （都）千本香貫山線などの電線共同溝整備計画を作成した。
令和3年度	（国）136号（伊豆の国市）では、地域住民や電線管理者と工事調整を行い、本体工事の事業進捗が図られた。

成果（無電柱化率：目標値16.0%）

- 静岡県無電柱化推進計画に位置付けられた良好な景観形成に資する主要道路について、無電柱化に向けて調査・設計、電線共同溝整備計画の作成、一部工事着手を行った。年度ごとの実績値は以下のとおり。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
無電柱化率の実績値（%）	計画策定中	11.3%	11.9%	15.3%	15.9%

【参考：静岡県無電柱化推進計画（H31.4策定）の計画路線（景観・観光）】

（国）301号（湖西市）500m・・・令和2年度より電線共同溝本体工事に着手しており現在工事中

（国）138号（小山町）700m・・・令和元年度より電線共同溝本体工事に着手し、今年度完了予定

（国）414号（沼津市）830m・・・令和元年度より電線共同溝本体工事に着手しており現在工事中

（一）御殿場停車場線（御殿場市）560m・・・令和元年に整備計画を作成し、令和2年度に工事着手

（一）富士富士宮線（富士宮市）460m・・・令和2年度より電線共同溝本体工事に着手し、来年度完了予定

（主）三島裾野線（三島市）300m・・・令和元年度より、調査・設計を開始しており、今後地元調整予定

（主）修善寺戸田線（伊豆市）110m・・・令和元年度より、調査・設計を開始しており、今後地元調整予定

景観の質

取組実績（伊豆地域の沿道景観の改善）

【（都）沼津南一色線（リコー通り）】



施工前（H25.10）



施工中（H26.4）



無電柱化完了（H29年度）

国道1号と沼津市街地を結ぶ幹線道路の（都）沼津南一色線は、道路の整備が完了していたものの、電柱・電線が乱立しており、都市景観を害していた。防災の面からも無電柱化が重要な路線であり、事業箇所は工区分けを行い、着実に無電柱化を進めている。

【（主）三島裾野線（三島市）300m】



H27.1撮影

（主）三島裾野線は、三嶋大社へのアクセスルートであり、歩道の環境改善や富士山への眺望改善を目指し、事業を進めている。

【（主）修善寺戸田線（伊豆市）110m】



R3.9撮影

（主）修善寺戸田線では、修善寺温泉周辺における眺望改善（無電柱化）のため、電線管理者や地元との調整に着手した。

担当課による事業・取組の検証

- 静岡県無電柱化推進計画（H31.4策定）に基づき、関係者との調整に努め、計画どおり無電柱化事業を実施できた。今後は、国の新たな無電柱化推進計画（R3.5策定）を踏まえ、静岡県無電柱化推進計画を策定し、引続き無電柱化事業を推進していく。無電柱化の事業において、景観の変化を感じられるのは、抜柱の段階であるため、関係者との調整に始まり、設計から共同溝など管路敷設の期間をなるべく短くできるよう、新技術や新工法等の情報収集を行い、活用検討に努める必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	・静岡県無電柱化推進計画に基づき、事業着手に向けた電線管理者や地元住民等との調整に努め、計画路線における無電柱化の推進を図った。
目標成果	○	・無電柱化率の目標16.0%に対し、令和3年度末では15.9%を見込んでおり、概ね目標達成することができた。
景観の質	・無電柱化を望む地元住民や観光客の声は多くなっている。無電柱化による景観変化は、抜柱や電線の撤去が終わるまで発現しないため、事業の着実な進捗に向けて、電線管理者や地元との協議を進めることができた。今後とも、電柱・電線が当たり前でない社会を目指し、電線管理者や地元、沿道住民との調整を図り、事業を推進していく。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

- ・富士山周辺地域、伊豆地域における、無電柱化は、可能な部分については順調に進行していると評価できる。令和3年5月に策定された国の無電柱化推進計画においては、景観や観光に関係し指定された地域地区も対象地区として示されている。県の無電柱化推進計画も国レベルの計画更新にあわせて更新する必要があるかどうかを検討しておく必要が有る。また、中部地方整備局等の国の機関でも無電柱化に関する低コスト化も含めた様々な情報を発信しているので国土交通省との連携を図ることも重要であると考えている。

主要方策2 | 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

公共空間の高質化

事業・取組名

12 公共施設整備における景観形成の推進【基本方針・普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

公共施設の整備に際し、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図り、高質な公共空間を形成する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	ふじのくに色彩・デザイン指針の充実	国の道路デザイン指針の改定等を踏まえた内容充実		随時改定		
成果	ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発	随時実施（職員研修や建設事業者等を対象）				
景観の質	—	—				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

高質な公共空間を形成するため、公共事業における景観形成の留意事項等をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を平成23年度に策定した。平成25年4月からは、交通基盤部のみならず全庁的（警察本部、道路公社含む）な運用に拡大している。

平成29年度から令和元年度

- 国の道路デザイン指針の改定、ふじのくに景観形成計画の策定等を踏まえ、「ふじのくに色彩・デザイン指針」を改訂し、H30.7に施行した。
- 適切な景観の検討を行うため、「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編を改訂し、専門家による景観検討のタイミングや検討対象施設等の明文化を行い、H31.4に施行した。

「ふじのくに色彩・デザイン指針」の主な改定内容

- 景観を当たり前のものとして考える公共事業ヘシフト
- 景観推奨色を追加
- カラー舗装の色彩の推奨範囲を設定
- 視線誘導標について、形状や色彩の留意事項を追記
- 標識柱、照明柱等道路附属物の集約化を追記
- 点字ブロックについて、色彩の留意事項を追記
- 堤防の項目化（留意事項の整理）

「運用編」の主な改定内容

- 設計の初期段階で景観検討を行う
- 専門家による検討対象施設の拡充



- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」及び運用編の改定の周知と公共事業における景観形成に関する意識啓発を目的に、県・市町職員向け説明会をH31.1に県内2会場で開催した。
- 美しい県土づくりをさらに推進していくため、県の取組及び国や政令市の取組に関する意見交換会をH31.2に開催した。さらに、国土交通省静岡国道事務所との意見交換をR2.1に開催した。
- NEXCO中日本協力のもと、東名高速道路の大規模リニューアル工事にあわせて、指針にあわせた橋梁の色彩の決定及び個別検討を行い、「東名高速道路橋梁塗色景観計画」がまとめられた。



NEXCO中日本による、東名高速道路の大規模リニューアル工事における橋梁塗色景観計画が作成されました。架橋位置の地形特性からゾーニングを行い、周辺の景観特性等を鑑みた色彩計画が整理されています。



施設名	検討結果
小坂川橋	グレーベージュ
広野橋	グレーベージュ
浜川橋	オフグレー
中吉田高架橋	オフグレー
鳥坂橋	オフグレー
久能高架橋	グレーベージュ
村松高架橋	グレーベージュ
荒久橋	グレーベージュ
柳沢第三橋	ダークブラウン
愛鷹橋	グレーベージュ
赤淵川橋	グレーベージュ
大井川橋	オフダークグレー (2.5Y4/1)
浜名湖橋	濃い緑 (5G3/1)

平成29年度から令和3年度の実績・成果

令和2年度

- 沼津市における公共事業の景観配慮について県の「ふじのくに色彩・デザイン指針」を使用することとなり、その運用にあたり「ふじのくに色彩・デザイン指針（沼津市版運用編）」の策定に向けた調整や助言を行った。
- 静岡県及び富士市が工区ごと事業を行う都市計画道路本市場大淵線において、工区ごとの道路付属物等の景観配慮の方針を定めた「（都）本市場大淵線整備における景観形成方針」の策定に向けた調整や助言を行った。
- H30、R1に行った東名高速道路橋梁の色彩検討に係るフォローアップを行った。



東名高速道路鳥坂橋（静岡市）を
オフグレイ（5Y7/0.5）に塗替え

成果（ふじのくに色彩・デザイン指針の普及啓発）

職員や建設事業者等を対象として土木職員技術研修や各事業説明会や講習会等の機会において、随時「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発を行った。

年度	開催日	内容	参加数(人)
H29	4/13	景観及び屋外広告物担当者説明会	88
	6/22	主査・副班長級研修	45
	11/28	景観形成と環境創出研修会	30
H30	4/24	景観及び屋外広告物担当者説明会	70
	6/27	採用3年目研修	50
	7/10	主査・副班長級研修	22
	11/13	景観形成と環境創出研修会	26
	12/18	次長会議	19
	1/30	ふじのくに色彩・デザイン指針改訂説明会	62
	1/31		59
R1	4/15	景観及び屋外広告物担当者説明会	69
	4/22-5/29	土木職員技術説明会 (4/22,4/24,4/26,5/8,5/9,5/10,5/13,5/29)	合計329
	5/10	市街地整備事業説明会	52
	5/17	道路事業説明会	123
	6/7	次長会議	19
	6/14	主査・副班長級研修	19
	6/27	採用3年目研修	50
	11/13	景観形成と環境創出研修会	30
	5/8	入札契約制度説明会（5/8,5/10,5/14）	合計560
	10/2	県測量設計業協会技術講習会	112
	1/23	静岡県地域づくり研究会全体研修会	40
R2	—	景観及び屋外広告物担当者説明会(コロナ渦のため資料提供のみ)	—
	—	土木職員技術説明会(コロナ渦のため資料提供のみ)	—
	—	市街地整備事業説明会(コロナ渦のため資料提供のみ)	—
	—	道路事業説明会(コロナ渦のため資料提供のみ)	—
	6/15	主査副班長級研修会	18
	11/4	景観形成と環境創出研修会	42
	7/17	採用3年目研修会	63
R3	4/7	景観及び屋外広告物担当者説明会	81
	4/19-5/12	土木職員技術説明会 (4/19,4/21,4/22,4/23,4/27,4/28,5/10,5/12)	合計285
	5/11	市街地整備事業説明会	83
	5/17	道路事業説明会	77
	5/28	採用1年目研修会	60
	11/2	景観形成と環境創出研修会	32
合計			2,527

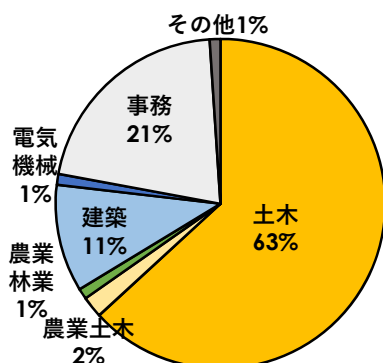
景観の質

《景観の質（指針の職員への認知度）》

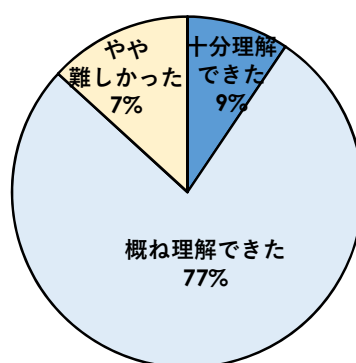
- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」は、平成25年度より全庁での運用を行っており、5年が経過する平成30年度に行った説明会におけるアンケート結果より、県職員の理解状況及び市町職員に向けた公共事業景観配慮への取組理解の状況を示す。
- 県職員からは運用経験を踏まえた難しさ（管理者調整や価格等）も実感している中で、約9割の参加者が理解できたと回答している。市町職員は、県が取組む公共事業の景観配慮の指針や運用体制について回答者全員が理解できたとの回答を得た。

会場	出席者	回答数	回収率
沼津会場	53（県27、市町26）	47（県25、市町22）	89%
静岡会場	53（県32、市町21）	48（県28、市町20）	91%
合計	106（県59、市町47）	95（県53、市町42）	90%

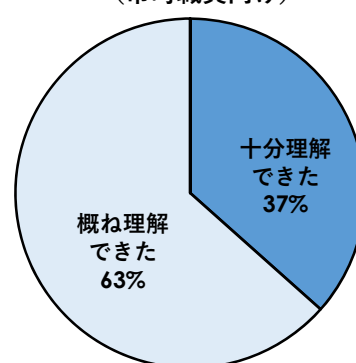
参加者の属性



指針の運用説明（県職員向け）



公共空間高質化の取組説明（市町職員向け）



参加者の意見

- 指針の運用についてよくわかった。信号機は複合性が望ましく、また共架することの調整ができるよう予算（予定）を早めにたてることについて警察関係者への意識付けをしてほしい。（県土木職員）
- 現場が景観設計や公共空間の利活用の取組がしやすくする制度をつくられた（現場で行う際に根拠や基準がないと担当の頑張りでしか継続できない）また例えば防護柵も未だに白がコストが安い。価格について静岡の統一ルールとして白と同価格となるようにメーカーへの働きかけを考えてもらいたい。（県土木職員）
- 橋梁塗装色についてアドバイザー派遣の依頼方法、時期、準備すべき資料などご教授ください。（市町土木職員）
- 道路や水門の構造の細かい話をしてくれたのは良かった。（市町土木職員）
- 定性的な表現が景観計画等では多く記載されているため、その都度判断しなければならないのが大変。皆がダークブラウンにしとけば大丈夫という考えも危険に感じる。（市町事務職員）
- 今後、維持管理をしていく上での製品決定は景観も考慮が必要と感じた。（市町事務職員）

担当課による事業・取組の検証

- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図りつつ普及啓発に努め、継続的に県職員や建設業者等の景観形成に対する意識の向上を図っていく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	国の「道路のデザインー道路デザイン指針（案）とその解説ー」や「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」の改定を受け、「ふじのくに色彩・デザイン指針」の改訂や、これまでの運用実績から経た課題を踏まえ「運用編」の改訂を行うことができた。
目標成果	○	様々な機会をとらえ「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発に努めた。沼津市版運用編の策定やNEXCO中日本による東名高速道路の景観検討など、県職員への普及のみならず、市町や民間企業への普及啓発も着実に浸透している。
景観の質	平成25年度より「ふじのくに色彩・デザイン指針」の全庁運用が始まった。全庁運用から5年後となる平成30年度に開催された説明会アンケート結果より、指針に対する理解度は約9割と、ほとんどの職員に「指針」が浸透してきた状況が伺える。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

- ふじのくに色彩・デザイン指針が県および県内市町にある程度浸透し、公共施設の整備に当たってはそれなりに景観に対する配慮が進んできたと評価できる。指針の内容の理解をどのように進めるかが今後の課題となろう。今まで行なってきた講習会の段階を越え、意見交換の機会を設けるといった、一歩進んだ普及活動が必要になってきた段階と考える。美しい国づくり政策大綱ではないが、全ての公共事業において景観に配慮するという態度が徹底されることが望まれる。

主要方策2 | 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

公共空間の高質化

事業・取組名

13 公共施設整備のデザイン協議の推進【基本方針・景観整備】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

県が実施主体である大規模な公共施設について、構想・設計の各段階からデザイン検討を行う体制を整えて、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階で専門家による検討を行い、高質的な公共空間を形成する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	専門家による検討の体制整備	対象施設の検討	試行運用 運用改善			全庁運用
成果	専門家による検討の実績	検討案件の実績				
景観の質	高質的な施設整備	—				高質的な施設整備の実現

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 高質な公共空間を形成するため、公共事業における景観形成の留意事項等をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」を平成23年度に策定した。平成25年4月からは、交通基盤部のみならず全庁的（警察本部、道路公社含む）な運用に拡大している。
- 県の公共事業の景観形成に関して専門家からの助言を受けるため「静岡県景観懇話会」を平成24年度に設置した。平成29年度からは、「静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会」と名称を変更し、良好な景観形成に努めている。

「静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会」

○委員構成

役職	氏 名	分 野	役 職
会長	天野 光一	景観工学	日本大学理工学部特任教授
委員	伊藤 光造	地域コミュニティ	NPO法人くらしまち継承機構理事長
	伊藤 登	景観工学	（一社）パブリックデザインコンソーシアム副理事長
	岡田 智秀	景観工学	日本大学理工学部教授
	加藤 幸枝	色彩計画	有限会社クリマ代表取締役
	佐々木 葉	景観工学	早稲田大学創造理工学部教授
	吉田 慎悟	色彩計画	有限会社クリマ取締役

○開催実績

- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」のフォローアップ、景観検討事業の報告や意見交換のため、年に1回程度、専門部会を開催している。

年度	開催日	主な議題
H29	H30.3.23	平成29年度個別案件検討実績／平成30年度個別案件予定／ふじのくに色彩・デザイン指針の改訂について／個別景観検討の進め方見直しについて
H30	H30.8.1	個別景観検討の実施方法の改善について／ふじのくに色彩・デザイン指針及び事例集の改定等
	H31.3.4	平成30年度個別案件検討実績／平成31年度個別景観検討予定／送電鉄塔の建替えに係る現地調査の実施
R1	R2.2.28	令和元年度個別案件検討実績／令和2年度個別景観検討予定
R2	R3.3.3	令和2年度個別案件検討実績／令和3年度個別景観検討予定
R3	R4.3.1	令和3年度個別案件検討実績／令和4年度個別景観検討予定

「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編の改訂（令和元年度から適用）

- 適切な景観検討を行うため、静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会の委員による景観検討のタイミングや対象施設の見直しを行い、令和元年度から適用している。

平成29年度から令和3年度の実績・成果

改訂後の個別景観検討対象施設

【道路】 工種	新設 (更新を含む)	既設(補修、修繕、改良等)	
		重点地区 ¹ 、重点施設 ²	重点地区以外
橋梁	橋長50m以上又は多径間	橋長50m以上又は多径間の鋼橋	橋長100m以上の鋼橋(鉸桁・箱桁形式以外)
歩道橋	全て	別途指定するもの	
舗装	施工区間50m以上のカラー舗装で、カラー舗装推奨範囲(指針P43)の外の色を使う場合		推奨色以外を使う場合で、周辺に与える影響が大きいもの
新設道路	大規模な擁壁工や法面保護工を伴い地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等		

1 重点地区:①市町景観計画における重点地区 ②国立・国定・県立自然公園地区 ③風致地区 ④伝統的建造物群保存地区

2 重点施設:市町景観計画における景観重要公共施設及び景観重要建造物

成果(専門家による検討の実績)

- 県の公共施設整備における助言・指導の実績は、以下のとおり。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
件数	9	7	9	9	5	39

年度	実施日	区分	路線・河川・施設名	事業内容	検討事項
H29	5/12	設計	潮騒橋	橋梁の改修	橋梁のデザイン
	6/20	設計	新田川支川大坂沢	砂防堰堤等の新設	砂防堰堤等のデザイン
	8/3	工事	東部特別支援学校	学校の新設	学校の色彩
	9/8	工事	下田総合庁舎防災棟	庁舎の新設	庁舎の色彩
	10/3	設計	環境衛生科学研究所	庁舎の新設	庁舎の色彩
	10/4	設計	(二)堀留川 堀留川水門	水門の新設	水門の色彩
	11/2	設計	地域農業活動拠点施設	農業活動拠点施設の新設	農業活動拠点施設のデザイン
	11/8	設計	(二)初川外 初川水門	水門の新設	水門のデザイン
	11/14	設計	(一)下土狩徳倉沼津港線(徳倉橋側道橋)	側道橋の新設	橋梁の色彩
H30	4/16	工事	新吉原林間学園	福祉施設の新設	福祉施設の色彩
	10/31	設計	(主)御殿場富士公園線、須走小山線	矢羽根型路面表示の新設	矢羽根型路面表示の色彩
	11/6	工事	県庁東館	庁舎の改修	庁舎の色彩
	11/27	工事	国道150号 富士見橋側道橋	橋梁の改修	橋梁の色彩
	2/5	設計	(主)修善寺戸田線	道路の改修	舗装の色彩
	2/15	設計	三島田方地区特別支援学校	学校の新設	学校の色彩
	3/4	設計	磐田学園	学校の新設	学校の色彩
R1	3/4	工事	(国)414号 鍋失高架橋	橋梁高欄の改修	橋梁高欄の色彩
	5/22	工事	(二)河津川 浜川樋門	樋門の改修	樋門のデザイン・色彩
	8/14	工事	(一)潤井川 潤井川水管橋	水管橋の塗装改修	水管橋の色彩
	8/14	工事	(一)潤井川 潤井川第2水管橋	水管橋の塗装改修	水管橋の色彩
	10/1	設計	御前崎港管理事務所	事務所の新築	建築物の色彩
	10/8	工事	(二)太田川 太田川水管橋	水管橋の塗装改修	水管橋の色彩
	10/8	工事	(二)小笠沢川 小笠沢川水管橋	水管橋の塗装改修	水管橋の色彩
	10/29	工事	沼津港内港 浮棧橋	浮棧橋の新設	浮棧橋の色彩
	2/5	工事	(国)414号 大平高架橋	高架橋の新設	上部工のデザイン・色彩
R2	5/22	工事	(二)河津川 浜川樋門	樋門の改修	樋門のデザイン・色彩
	7/2	設計	焼津漁港	胸壁の新設	胸壁のデザイン
	8/24	設計	(一)浜松御前崎自転車道線	橋梁の改修	橋梁の色彩
	10/29	設計	沼川新放水路	水門の新設	水門のデザイン・色彩
	10/30	設計	(二)初川外 初川水門	水門の新設	水門のデザイン・色彩
	12/11	設計	磐田南高校	学校の新設	外部の色彩
	12/11	設計	焼津水産高校	学校の新設	外部の色彩
	12/11	—	伊豆市筏場地区のわさび田	わさび田の景観	寒冷紗の色彩
R3	12/25	設計	(国)362号 富士城11号橋	橋梁の新設	橋梁のデザイン
	12/14	設計	(二)初川外 初川水門	水門の新設	水門のデザイン
	12/21	設計	(国)414号 大門橋側道橋	橋梁の改修	橋梁の色彩
	2/16	設計	(一)原木沼津線 御成橋	橋梁の改修	橋梁の色彩
	調整中	設計	沼津商業高校	学校の新設	外部の色彩
	調整中	設計	藤枝東高校	学校の新設	外部の色彩

景観の質

景観の質（高質的な施設整備）

- 平成29年度から令和3年度までの5年間に、専門家による景観検討を実施したもののうち、整備が完了したもののや整備イメージが大きく変化した事案を以下に示す。

初川水門（熱海土木）



浜川樋門（下田土木）



修善寺戸田線（沼津土木）



吉原林間学園（こども家庭課）



御前崎港管理事務所（港湾局）



環境衛生技術研究所（環境政策課）



担当課による事業・取組の検証

- 色彩検討については、5年間でかなりの実績が得られたが、デザイン検討については、実績があまりなく、検討体制を含めた実施手法について手探りで進めている現状である。そのため、景観検討のタイミングが遅く、構造や配置部分のデザイン検討に踏み込めない等の課題があった。今後は、このような課題に対し、検討の体制を踏まえた手法の検討を行っていく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	H30に「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編を改訂し、専門家による景観検討の対象施設や設計初期段階でのデザイン検討の明文化等を行った。こららの普及啓発に努めた結果、徐々にではあるが、デザイン検討が浸透しつつあるものと思われる。
目標成果	○	専門家による景観検討については、対象施設の要件を明文化しつつ、年10件程度実施することができた。特に、色彩検討については、多くの実績が得られたが、デザインの検討については、あまり実績がないため、今後の課題である。
景観の質	県が実施する公共施設整備において、専門家による景観検討を実施し、高質的な施設整備を実現することができた。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

- 5年計画の当初ではほとんどが色彩検討であったが、施設の設計段階に及ぶようなデザイン協議も散見されるようになった。設計条件によるが、全県での静岡県版の施設設計例として例示し場合によっては標準化することなども考えられる。景観に対する配慮を設計段階から行なうことは当然でもあり、重要でもあるが、その場合、設計担当のコンサルタントなども交え協議する必要があるし、また派遣される専門家のデザイン協議に支払う労力についても増加することが見込まれるので配慮する必要がある。

事業・取組名

14 屋外広告物行政の推進【規制誘導・普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

伊豆半島から始めた違反広告物対策について、県内市町と連携の下、是正率の向上を図り、県内各地域の沿道景観を磨き上げていく。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	連携体制の構築 違反広告物の是正指導	伊豆半島での 現況調査	是正指導 県内全市町へ 取組拡大	是正指導 大井川等での現況調査（R1）		
成果	違反広告物の是正率 (伊豆半島幹線道路沿い、ロードレース沿線)	伊豆半島： 指導開始時 違反2,232件	ロードレース： 指導開始時 違反144件	東京五輪開催に向けて是正率100% [R2：伊豆半島90%、ロードレース99%]		
景観の質	違反広告物の是正による 景観の変化	県内各地域の沿道景観の改善				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 平成29年度に、伊豆半島の幹線道路において移動計測車両による現況調査を実施し（違反広告物2,232件、調査路線825km）、伊豆半島の13市町と連携して集中的な違反広告物対策を開始した。
- 平成30年度に、東京五輪の自転車競技ロードレースコースが決定したことから、ロードレースコース沿線の3市町と連携して違反広告物の現況把握を行い、違反広告物対策を開始した。
また、平成30年度末には、残る県内19市町と連携し、主要なインターチェンジ周辺などでの違反広告物対策をはじめた。
- 令和元年度に、関係各市の違反広告物対策に資するため、大井川流域・牧之原大茶園や浜名湖周辺において、移動計測車両による違反広告物の現況調査を実施した。
- 令和2年度には、伊豆半島等の景観協議会で実施していた屋外広告物WGを大井川流域・牧之原大茶園や浜名湖でも開催し、現況調査の結果や是正指導の具体的なノウハウ等の情報共有を図った。
- また、伊豆半島等では、違反広告物対策の成果が上がったことから、今後、新たな違反広告物が設置されないよう、取組成果のポスターを作成、提示したほか、SNSを活用した広報PRを実施した。

H29～ 伊豆半島で取組開始

H30.9～ ロードレースコース沿線に
取組拡大

H31.3～ 県内全市町へ連携拡大

R2～ 4つのエリアで屋外広告物WG

R3.7～ 東京五輪開催

屋外広告物の取組を通じた
沿道景観の磨き上げ

成果

- 是正指導は、市域は市、町域は県が実施するため、各景観協議会WGを通じて是正指導のノウハウを共有する等、各市の取組を支援することで、伊豆半島で92%、ロードレースコース沿線で100%是正された。
- 複数の市町にまたがる同一の幹線道路に違反広告物を設置する業者等も多く、関係自治体が一体となって是正指導を進めていくことで、業者等の取組への理解促進にもつながった。

(令和3年12月末時点)

地 区	指導開始時の違反件数	是正件数、是正率	備考
伊豆半島の幹線道路沿い（13市町）	2,232件	2,067件、93%	—
ロードレースコース沿線（3市町）	144件	144件、100%	R3.4完了



■取組成果の広報PR例（伊豆半島）



■SNS（Instagram）の投稿例

景観の質

県内全域における違反広告物の取組を通じた沿道景観の磨き上げが進んでいる。
伊豆半島の幹線道路沿い（13市町）



自然景観の美しい伊東西伊豆線（伊豆市）



世界文化遺産 韮山反射炉周辺の交差点（伊豆の国市）

○ロードレースコース沿線（3市町）



富士山の絶景を望むパノラマロード（裾野市）



自然景観の望む県道須走小山線（小山町）

○その他の地域（19市町）



高速道路へアクセス道路となる国道301号（湖西市）



磐田インターチェンジ周辺（磐田市）

担当課による事業・取組の検証

- ・ 是正された地域に、今後、新たな違反広告物が設置されないよう、屋外広告物制度の周知・啓発等を図っていく必要がある。また、制度の普及啓発に向けては、景観協議会を通じた広報PR等も継続していく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	・ 東京五輪閉会後も、屋外広告物WGの開催や、進捗の遅れている市に個別に助言を行うなど、市町と連携した取組を進めている。 ・ 伊豆半島等で培ったノウハウを参考として、大井川等の他地域においても県と市町の連携による取組を継続している。
目標成果	○	・ 東京五輪開催に向けた違反広告物対策について、県と市町が景観協議会を通じて連携することで一定の成果を上げることができた。 ・ 県内4つの景観協議会で屋外広告物WGを開催し、県全体でノウハウを共有する等、広域連携による取組を推進している。
景観の質	・ 違反広告物の是正が進んでいくことで、沿道景観が改善されている。こうした取組の成果をPRしていくことで、景観形成に関する県民等への理解促進にもつながっている。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（天野委員）

- ・ 前出の伊豆半島における取組を越えて、他の地域でもそのノウハウを生かしながら進捗を図っていることは評価できる。また、違反広告物の是正によって図られる景観の向上を事前事後の写真を含めて広報したことは大いに評価できる。改善されるとその前の状況は忘れられがちであるが、違反広告物の是正による景観改善効果を県や市町の職員だけではなく県民にも十分理解していただくことは屋外広告物行政の推進にとって重要である。違反是正が遅れるとずるい人が得をするといったことがあってはならない状況となってしまう。県の屋外広告物行政に協力することの重要性の理解を図ることも極めて重要であると考えます。

主要方策2 | 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する

屋外広告物の適正な規制・誘導

事業・取組名

15 屋外広告物行政への民間活力導入【規制誘導・普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

屋外広告物行政への民間活力導入の検討を進め、業務委託を活用することで、行政の人的負担軽減を図り、是正指導に集中して取り組む。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	民間活力の導入方法の検討	業務委託の活用			業務委託の活用事例調査	
成果	民間活力の導入	民間活力導入による行政の人的負担軽減				
景観の質	—	—				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

○業務委託の活用等

年度	区分	業務内容
H29	普及啓発	屋外広告物講習会の開催（H29.11開催、53名受講）
	許可・是正指導	伊豆半島の移動計測車両による違反広告物の現況調査、台帳作成（違反広告物2,232件、調査路線825km）
		伊豆半島の違反広告物の管理者調査（架電調査対象広告物1,049件）
		県屋外広告協会による違反の簡易広告物のパトロール・除却（69件）
H30	普及啓発	屋外広告物講習会の開催（H30.12開催、63名受講）
		安全管理のための広告主等への架電連絡（162者）
	許可・是正指導	県屋外広告協会による違反の簡易広告物のパトロール・除却（2,563件）
R1	普及啓発	屋外広告物講習会の開催（R1.11開催、63名受講）
		屋外広告物の適正化のためのイラスト作成（安全管理及び周囲との調和）
		安全管理のための広告主等への架電連絡（233者）
	許可・是正指導	大井川流域・牧之原大茶園、浜名湖周辺等の移動計測車両による違反広告物の現況調査、台帳作成（違反広告物476件、調査路線203km）
県屋外広告協会による違反の簡易広告物のパトロール・除却（80件）		
R2	普及啓発	屋外広告物講習会の開催（R2.11開催、47名受講）
	許可・是正指導	県屋外広告協会による違反の簡易広告物のパトロール・除却（1,856件）
R3	普及啓発	屋外広告物講習会の開催（R3.11開催、65名受講予定）
	許可・是正指導	県屋外広告協会による違反の簡易広告物のパトロール・除却（実施中）

○事例調査

令和2年度は、他県における屋外広告物行政手続きの電子申請の導入状況について調査した。
（東京都において静岡県の電子申請システムと同じシステムを使って、一部の手続きに電子申請導入）

令和3年度は、他県におけるエリアマネジメント広告の事例や車体利用広告の状況等を調査した。

成果

例年実施している屋外広告物講習会や簡易広告物のパトロール・除却については、県屋外広告協会に委託することで、専門知識を持つ協会の知見等を活用できた。

平成29年度から伊豆半島で集中的な違反広告物対策を進めていくためには、違反広告物の現況調査や設置管理者などの基礎データを収集し、台帳を整備するなど、関係業務を外部委託することが有用であり、行政職員は是正指導に集中して取り組むことができた。

また、移動計測車両による調査では、行政の人的負担軽減に加え、高度な計測技術を活用することができた。

令和3年度から屋外広告物行政手続きの押印廃止を施行し、電子申請導入に向けた足掛かりをつくった。

現在、早期の電子申請導入に向け、電子申請フォームの作成等の調整を進めている。

景観の質

○官民連携による違反簡易広告物等のパトロール・除去

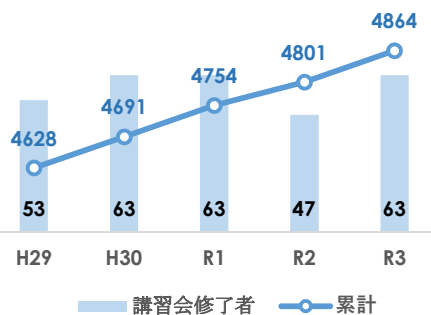
電柱はり紙などの簡易広告物を除却していくには、多くの人員を要するため、県屋外広告協会を含む民間ボランティア等とも協力して取組を推進

令和2年9月5日
静岡新聞記事



▲令和3年9月2日 テレビ静岡放映

○屋外広告物講習会修了者の推移 (業務主任者の育成)



○移動計測車両では違反広告物の 現況調査と併せて3次元点群 データを取得



▼取得したデータを活用した景観シミュレーション例



担当課による事業・取組の検証

- 電子申請を導入することで、行政・民間ともに手続き負担の軽減が図られるため、関係するすべての事務について電子申請化を進めていく必要がある。
- 各市に対しても、民活導入や電子申請化を働きかけていく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 屋外広告物制度の普及啓発や許可・是正指導について、業務委託を活用することで、行政の業務負担軽減が図られている。 - 電子申請導入を進めている他県はまだ少なく、本県は先進的に取り組んでいる。
目標成果	○	- 民間活力導入による行政の人的負担軽減が図られている。 - 移動計測車両による現況調査や台帳作成の結果を各市に情報提供する等、県は各市の取組支援及びけん引をしている。
景観の質	- 違反広告物パトロールや除去など、民間の協力を得ながら進めていくことで、広報PR効果も発揮できた。 - 専門知識を有する県屋外広告協会へ講習会を委託し、屋外広告業を営むために必要な法令、設置方法、施工等の知識を習得した業務主任者の育成が図られている。 - 県では、3次元点群データの取得及び一般公開によるデータの利活用を進めており、業務委託を活用することで、違反広告物の現況調査と併せたデータ取得が可能となった（取得したデータは公開済み）。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）

- 民間活力を導入した結果、本来の目標である是正指導に集中できたことに加え、屋外広告物講習会修了者の増加、高度な技術の導入など副次的な効果が発生した。
- この広がりや、今後の是正指導においても大いに役立つと考える。大規模国際イベントが終了した今、高質な公共空間形成への動機づけが緩みがちであるが、次なる目標を関係者と共有することで、さらなる質の向上を目指してほしい。

事業・取組名

16 市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

市町景観行政を積極的に支援することにより、県内全市町の景観行政団体への移行及び景観計画策定を促し、市町が地域の実情に合った景観行政を推進していく。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	市町景観行政の積極的支援	景観セミナー、景観形成推進アドバイザーの派遣、 景観行政団体への移行及び景観計画策定の働きかけ（トップセールス）				
成果	団体移行、計画策定数	R3目標：景観行政団体への移行 35市町、景観計画策定の市町数 28市町				
	実績上段:団体移行 下段:景観計画策定	28市町 22市町	29市町 24市町	30市町 25市町	35市町 25市町	35市町 27市町
景観の質	地域の実情に合った 景観行政の推進	景観計画策定による地域の個性を活かした景観誘導				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- ・ 景観への知識及び理解を深めるため、市町職員等を対象とした景観セミナーを13回実施した（705人参加）。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
実施回数	2	2	3	1	5	13
参加人数	168	127	205	(書面開催)	205	705

- 市町景観行政の支援のため、景観形成推進アドバイザーを24回（延べ16市町）に派遣した。

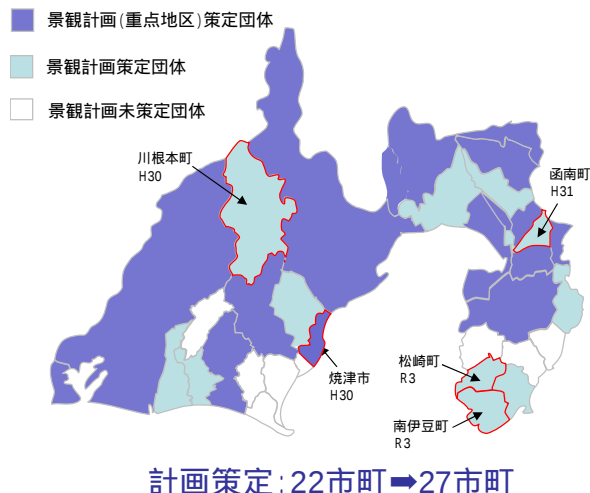
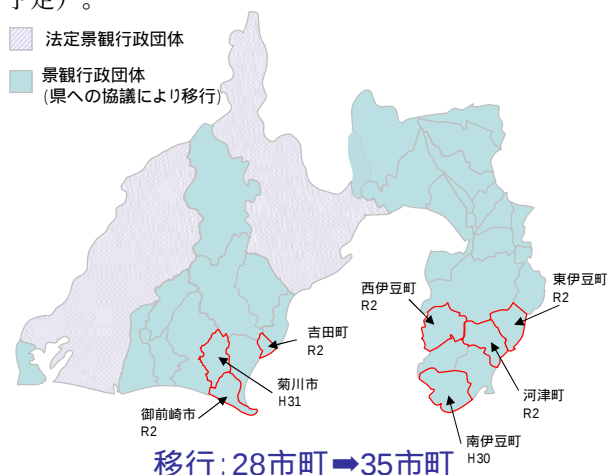
年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
派遣件数	3	7	6	5	3	24
派遣市町数	3	7	5	3	3	延べ16

- ・ 景観行政団体への移行や景観計画策定を促進するため、延べ7市町の首長等にトップセールスを行った。

年度		H29	H30	R1	R2	R3	合計
実施 市町数	団体移行	5	4	3	新型コロナウイルス 感染拡大防止等から、 実施せず		延べ7
	計画策定	－	1	2			

成果

- 平成30年度に南伊豆町、平成31年度に菊川市、令和2年度に御前崎市、東伊豆町、河津町、西伊豆町、吉田町の5市町が移行し、1年前倒して県内35市町全てが景観行政団体に移行した（全市町村の移行は全国で6番目）。
 - 平成30年度に川根本町と焼津市、平成31年度に函南町、令和3年度に南伊豆町と松崎町が計画策定し、27市町で景観計画が策定された（県内市町の約77%）。松崎町は国庫補助制度を活用して計画策定
 - 令和2年度に創設された国庫補助制度を活用し、現在、森町が景観計画の策定に取り組んでいる（R4.12月策定予定）。
- 景観計画(重点地区)策定団体



景観の質

景観の質（地域の実情に合った景観行政の推進）

○焼津市景観計画に基づく景観誘導

- 焼津市では、平成30年度に景観計画を策定し、『港と海、河川、湧水を軸としたにぎわいと活力ある景観まちづくりの推進』を基本理念に、豊かな水と緑の景観の保全と活用など8方針を掲げて、焼津らしい景観地における景観形成を進めている。
- 焼津らしい景観地及びその周辺の景観の主要な構成要素となっている6つの公共施設を景観重要公共施設に指定して、整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めて、管理者と協力して適切な整備・管理等を行っている。
- 焼津市景観計画の特徴的な取組として、計画の評価・検証の手法がある。焼津らしい景観地ごとに定点観測の調査地点を設定し、定点観測（写真撮影）により景観の経年変化を把握し、評価することとしている。
- さらに、令和2年度には、浜通り周辺及び花沢の里周辺の2地区を景観まちづくり重点地区に指定し、地区レベルの景観まちづくりの方針や景観形成基準等を住民同意のもと決定し、きめ細かに建築物等の規制誘導を進めている。



花沢の里のまち並み

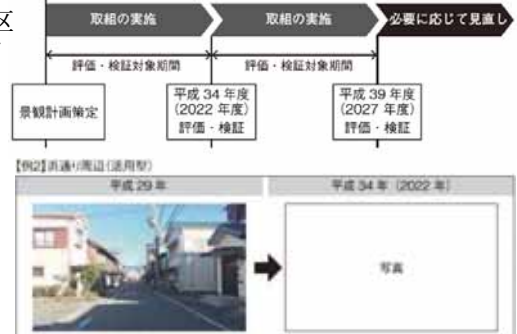


浜通り（主要地方道焼津線）

<景観重要公共施設の指定一覧>

分類	景観重要公共施設	基準	管理者
道路	県道静岡焼津線	配置色彩	県
河川	一級河川大井川	色彩	国
海岸	浜当目海岸	配置色彩	県
	石津浜海岸		
	和田浜海岸（田尻地区）		
	和田浜海岸（駿河海岸）		
			県（国）

<評価・検証のイメージ>



○南伊豆町景観計画に基づく景観誘導

- 南伊豆町では、平成30年度に景観行政団体に移行し、令和3年度に景観計画を策定した。南伊豆町が目指す景観まちづくりの将来像を、『伊豆最南端の海と緑と湯けむりを活かした町民が輝き人をもてなす景観づくり』とし、感動を呼ぶ海岸景観の保全など6つの景観形成の方針を掲げて、町固有の自然景観を活かしたまちづくりを進めている。
- 南伊豆町景観計画では景観特性を踏まえたゾーニングをし、主に富士箱根伊豆国立公園に指定されている海岸部である“伊豆最南端海岸景観ゾーン”を、眺望景観保全のために沿岸から3km以内の範囲に設定している。海域は景観計画区域に含まれていないが、海岸景観と調和した集落景観の維持向上を図りつつ、海への眺望景観を活かした景観づくりに取り組んでいく。

担当課による事業・取組の検証

- 景観セミナーや景観形成推進アドバイザーの派遣による人的支援に合わせて、団体移行や計画策定の働きかけを行ったことによって、着実に県内市町の景観行政は推進している。今後は、計画策定に加え、重点地区指定など計画改定も支援していくことが必要である。
- 国庫補助制度の活用によって、景観計画の策定及び改定が進んできているため、制度を活用できる市町に対し、景観計画の早期策定や重点地区指定など計画改定を積極的に働きかけることは有効である。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 景観計画策定や重点地区指定など景観法活用をテーマとした景観セミナーを開催するなど、市町職員の景観への知識及び理解を深める取組ができた。 - 景観形成推進アドバイザーの派遣や首長等へのトップセールスによって、市町景観行政の後方支援を行うことができ、景観行政団体への移行や景観計画策定につながった。
目標成果	○	- これまでの継続した支援やトップセールス等により、令和2年度から全市町が景観行政団体へ移行し、1年前倒しで目標を達成することができた。 - コロナ禍等により地元説明等の遅れが生じているものの、森町が新規計画策定に向けて着実に取り組んでいる。
景観の質	景観計画を策定している市町では、それぞれの地域特性に応じて、重点地区や景観重要公共施設の指定、景観計画の評価・検証の仕組みづくり、眺望景観の保全などに取り組んでおり、それぞれの地域固有の景観資源を磨き上げている。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- 市町への働きかけの成果として、5年間に県下すべての市町が景観行政団体に移行し、また景観計画策定率も63%から80%に上昇し、大きな成果が得られている。それぞれの地域景観向上の基本的枠組みが整いつつあり、望ましい状態となっている。
- 今後は未策定市町における計画策定の推進、既策定市町における景観施策の充実をはかることが課題となる。

17 観光地エリア景観計画の策定支援【その他】

達成目標

市町の観光地エリア景観計画の策定を景観形成推進アドバイザー等により支援することで、観光地エリア景観計画の策定を促し、市町が周辺の景観と調和した観光地域づくりを図っていく。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	市町の観光地エリア 景観計画の策定支援	アドバイザー派遣 地域景観ミーティング参画		観光施策との 連携強化 マニュアル改定	アドバイザー派遣 地域景観ミーティング参画 施設整備の景観チェック	
成果	市町の観光地エリア景 観計画の策定数〔実績〕	計26箇所 〔21〕	計39箇所 〔39〕	計52箇所 〔53〕	計57箇所 〔57〕	計62箇所 〔60〕
景観 の質	地域の実情に合った 景観行政の推進	周囲の景観と調和した観光地域づくり				

取組実績

- 観光地エリア景観計画の策定支援のために、景観形成推進アドバイザーを20回（延べ11市町）に派遣した。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
派遣件数	3	2	8	2	5	20
派遣市町数	2	2	4	2	5	延べ11

- ・地域住民と地元市町が共に景観施策等を検討する地域景観ミーティングを支援するため、県職員がミーティングに41回参画した（延べ19市町）。

年度	H29	H30	R1	R2	R3	合計
参画回数	15	9	10	2	5	41
参画市町数	11	5	5	2	5	延べ19

- ・平成29年度に観光地エリア景観計画策定マニュアルを策定し、市町の取組をより一層支援するため、令和元年度にマニュアルを改正して、市町の景観及び観光の担当者に対する説明会を開催した。

◇観光施設整備の設計時及び完成時に景観チェックを行うこと

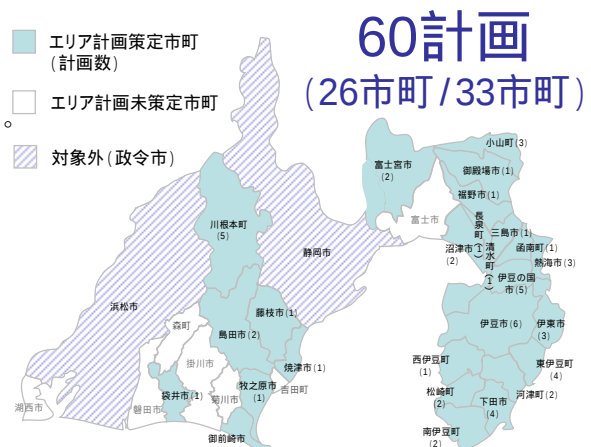
- 令和元年度から、観光地域づくり整備事業費補助金制度（県観光政策課所管）改正により、景観施策と観光施策の連携を強化し、補助金採択の要件として観光地エリア景観計画の策定を義務付けた。なお、市町担当者説明会等を観光部局と連携して実施することで、制度の徹底を図った。
- 観光地エリア景観計画に基づく観光施設整備について、各市町景観担当課と連携して、延べ22エリアの施設整備の景観チェック（設計時及び完成時）を行った。

年度	R2	R3	合計
エリア数	17	16	延べ22

- 平成28年度に県が直接支援して伊豆半島13箇所の観光地エリア景観計画をモデル的に策定し、平成29年度からの本格的な制度開始から令和3年度末までに60箇所策定された。
(平成29年度から47箇所の増加)

年度	H28 参考	H29	H30	R1	R2	R3	合計
策定数	13	8	18	14	4	3	60

 対象外(政令市)



景観の質

景観の質（地域の実情に合った景観行政の推進）

○周囲の景観と調和した観光地域づくり

- 各市町では、観光地エリア景観計画に基づく、周囲の景観と調和した観光地域づくりが進められている。
- 観光地域づくり整備事業費補助金制度を活用した事業以外にも、観光地エリア景観計画に基づく施設整備が進められており、その他様々な事業で景観配慮されることで、面的な景観まちづくりが実現されている。

【令和元年度】



■風情ある松川遊歩道に馴染む街灯整備
(伊東温泉中心市街地エリア：伊東市)



■富士山の眺望を阻害していた売店の集約化
(北部地区エリア：富士宮市白糸の滝周辺)

【令和2年度】



■丸池に映る富士山を楽しめる連絡橋整備
(柿田川周辺エリア：清水町)



■古民家のリノベーションによる賑わい交流拠点
(服部家) 整備 (浜通り周辺エリア：焼津市)

担当課による事業・取組の検証

- 市町の観光地エリア景観計画の策定数は順調に伸びてきており、今後も着実に計画に基づく景観施策を推進するため、新規策定に加え既存計画の変更についても支援していく必要がある。
- また、今後、観光地エリア景観計画に基づく観光施設整備が進んでいくため、観光部局と連携した景観チェックがさらに重要となり、景観担当職員の景観に関する技術向上が必要となっている。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 景観形成推進アドバイザーの派遣や地域景観ミーティングの参画などの継続的な計画策定支援によって、着実に観光地エリア景観計画の策定が市町に浸透している。 - 観光地域づくり整備事業費補助金制度との連携や計画策定マニュアルの改正を行い、観光地エリア景観計画の実効性を担保することができた。
目標成果	●	- 観光地エリア景観計画の策定支援を行い、60箇所の計画が策定され、一定の成果を上げることができたが、目標値の62箇所を達成するに至らなかった。 - 当初、計画策定は伊豆半島13市町であったが、現在は県内26市町が計画を策定している。
景観の質	- 観光地エリア計画策定時に、地区住民の参加や景観審議会等の議を経るなど、一定の景観的視点からの市町民参加が図られており、景観向上に寄与している。 - 県の観光地域づくり整備事業費補助金制度運用の前提となっていることから、個々の施設整備においてもより景観に配慮した整備が進められてきている。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- この5年間に於いて多数の地区において計画策定が進んだことは大いに評価されるべきである。しかも、より景観に配慮した計画内容になってきていることも望ましい状態といえる。またほとんどが市町職員の直営で策定されていることで、市町職員における景観意識の向上が図られている点も貴重な成果といえる。
- ただこの計画に基づく個々の施設整備の局面では、未だ景観を阻害する整備案件も見受けられることから、計画運用場面での景観向上の仕組みを十全化したい。また、市町の景観計画、同重点地区との連携が期待される。

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げる

市町景観行政の積極的支援

事業・取組名

18 景観重要公共施設の指定支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観重要公共施設制度の活用を促進し、市町が地域の景観を構成する重要な公共施設を景観重要公共施設に指定していくことで、地域の実情に合った景観行政を推進していく。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	景観重要公共施設制度の活用促進	事例調査 ヒアリング	手引の作成	手続や事例の 周知	各景観協議会を通じた 制度活用の働きかけ	
成果	景観重要公共施設（県 管理施設）の指定数 〔実績〕	延べ22箇所	延べ23箇所	延べ25箇所	延べ26箇所	延べ27箇所
		〔20箇所〕	〔25箇所〕	〔25箇所〕	〔25箇所〕	〔25箇所〕
景観 の質	地域の実情に合った 景観行政の推進	市町景観計画による景観誘導				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

- 平成29年度に景観重要公共施設制度の事例調査やヒアリングを実施し、富士宮市から県道上稲子長貫線の事前協議があり、公共施設管理者（県）との協議が行われた。
- 平成30年度に景観重要公共施設の指定フローや他県の活用事例等をまとめた「市町における景観形成の推進」を作成した。
- 令和元年度からは、「市町における景観形成の推進」における景観重要公共施設の活用イメージ・留意点や他県の活用事例、県が管理する公共施設を景観重要公共施設として定める場合の事務処理要領を県内市町に周知し、景観重要公共施設制度の活用を促した。
- 令和2年度からは、富士山地域景観協議会において、GISを活用して各市町の景観重要公共施設の指定状況を視覚化し、広域的な観点から御殿場市内の国道469号（ぐりり富士山風景街道）や県道御殿場富士公園線などの景観重要公共施設の指定を促した。
- 景観計画の策定・改定を行う市町に対して、計画策定と合わせて景観重要公共施設の制度活用を働きかけた。

成果

- 地域の景観の核として親しまれている富士山周辺の道路、河川、公園やシンボリックな存在の浜松御前崎自転車道（潮騒橋）など、令和3年度までに6市で延べ25箇所が指定された。
- 県道富士宮富士公園線や国道469号など、複数市町にまたがる富士山を取り囲む景観の軸となる道路について、各市の景観重要公共施設の指定が進んできた。
- 平成29年度に、富士宮市景観計画の改定に合わせて、新たに県道上稲子長貫線が指定された。
- 平成30年度に、焼津市景観計画の策定に合わせて、県道静岡焼津線や浜当目海岸など5箇所指定された。
- 近年、景観計画を策定した函南町、南伊豆町、松崎町は、景観重要公共施設の指定候補地を定めている。



■ 富士山周辺の景観重要公共道路

■ 市町景観計画で指定している景観重要公共施設（県管理施設）

市町名	景観重要公共施設
富士宮市 （10箇所）	富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線、富士富士宮線、富士白糸滝公園線、清水富士宮線、富士宮鳴沢線、上稲子長貫線、国道469号、一級河川神田川、一級河川潤井川
富士市 （6箇所）	富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線、富士停車場伝法線（（都）本市場大淵線）、国道469号、ふじのくに田子の浦みなと公園、一級河川潤井川
裾野市 （2箇所）	富士公園太郎坊線、国道469号
掛川市 （1箇所）	浜松御前崎自転車道線（潮騒橋区間）
下田市 （1箇所）	下田港線（（都）下田港横枕線）
焼津市 （5箇所）	静岡焼津線、浜当目海岸、石津浜海岸、和田浜海岸（焼津海岸田尻地区）、和田浜海岸（駿河海岸（焼津工区）の一部）
6市	延べ25箇所

景観の質

景観の質（地域の実情に合った景観行政の推進）

○市町景観計画による景観誘導

- 富士宮市の景観重要公共施設である国道139号では、景観計画に眺望や緑と調和する景観の保全・創出や道路景観の維持など施設整備の方針を定めている。
- 施設整備の方針に基づき、富士山の眺望や周囲の緑、環境に調和するために、防護柵の色彩はダークブラウンで整備されている。また、美しい富士山の沿道景観を維持するために、地域住民や自治体など各種団体の活動（朝霧地区景観形成ワークショップ会議、ぐるり富士山風景街道一斉清掃）との協働に努めている。
- 富士宮市～富士市～裾野市の市域をまたぐ道路や河川では、連続性を保った景観整備が進められるように、道路付属物の色彩を統一するなど、景観重要公共施設の施設整備の方針が整合されている。



■朝霧地区景観形成WS会議の様子



■ぐるり富士山風景街道一斉清掃の活動



- 焼津市の景観重要公共施設である浜当目などの4海岸では、美しい海岸や松林等の自然景観との調和、富士山や伊豆半島等への眺望景観に配慮するために、景観計画に整備に関する事項と占用の許可の基準として配置や色彩の項目を定めている。
- 建築物や工作物は海岸保全区域からの富士山や伊豆半島等の眺望を著しく阻害することのない配置とするよう配慮し、周辺の自然景観と調和するよう落ち着いた色彩としている。
- 掛川市の景観重要公共施設である浜松御前崎自転車道（潮騒橋区間）では、景観計画に橋梁景観の構造維持や遠州灘海原の眺望確保など施設整備の方針を定めている。
- 潮騒橋は、国道150号や一級河川菊川河口付近の堤防上から眺める橋梁の意匠は特徴的で美しく、土木学会田中賞や静岡県景観賞を受賞していることから、路面や防護柵の色彩等については、遠州灘の景観と調和するよう保全にされている。



担当課による事業・取組の検証

- 景観計画の策定・改定に合わせて、景観重要公共施設の指定を促すなど、制度の周知や指定は図られてきたが、目標の達成には至らなかった。今後は、大規模な河川改修や道路改築等の施設整備を予定している箇所において、景観重要公共施設の指定を促していく必要がある。
- 景観協議会を通じた制度活用の働きかけでは、GISを活用することで市町の境を超えた景観重要公共施設の繋がりを意識することができるため、富士山地域以外のエリアでも効果的に展開していく必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	B	- 事例調査や手引きの作成を経て、制度の周知や指定は図られてきたが、各景観協議会を通じた制度活用の働きかけは限定的なものとなった。 - 富士山地域は全ての市町が景観計画を策定しているため、景観重要公共施設の指定を促しやすい土壌であったが、他地域では景観計画未策定市町もあり、今後は各市町景観行政の底上げを図りながら、指定を促す必要がある。
目標成果	●	手引き等による制度の周知や景観協議会を通じた働きかけを行ったが、景観重要公共施設の指定による効果やメリットが十分に理解されていないことから、目標値である延べ27箇所には及ばなかったと考えられる。
景観の質	- 景観重要公共施設を指定している市町では、整備や占用許可の基準を定めて、法的な位置づけにより景観上重要な公共施設としての役割を果たしている。 - 公共施設やその周辺のハード整備のみならず、地域住民や団体と協働で清掃・修景活動に取り組んでいる市町もあり、施設管理者・所管市町・地元との連携が図られている。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）

- 県管理の道路・河川・公演・港湾・海岸など、それぞれの市町で景観重要公共施設の指定対象となりうる施設は、多数存在している。
- しかしながら一方でこの制度自体の運用実績が少なく景観施策としての活用のありようが見えないなか、指定フロー・事例の紹介、事務処理要領の提示は、大きな前進であった。
- 目標値・実績いずれもまだまだ少ないが、今後については、「世界遺産」・「日本風景街道」などに係る施設、市町の景観シンボル施設、今後事業が予定されている施設など、景観への重点的取り組みを要する施設などを優先しつつ、その指定に積極的に取り組みたい。

事業・取組名

19 専門アドバイザーの派遣【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観工学や色彩、観光等の専門家をアドバイザーとして登録し、市町の景観計画の策定又は見直しや公共施設の整備等について検討する際に、景観形成推進アドバイザーとして派遣することで、市町が景観行政の中心的な役割を担い、地域の特性に応じた景観形成を推進できるように支援する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	アドバイザーの認定・登録、市町への派遣	アドバイザー制度の検討 アドバイザーの認定・登録		アドバイザーの認定・登録 市町へ制度活用促進		
成果	市町等への派遣実績	市町へのアドバイザー派遣				
景観の質	市町職員意識変化	—				市町職員の満足度向上

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

- ・ 景観やまちづくり等の専門家を市町の要請に応じて派遣する「静岡県景観形成推進アドバイザー制度」を平成30年1月29日から開始した。
- ・ アドバイザーの登録は、平成29年度当初登録35名から、令和3年度までに新たに5名の専門家が登録され、これまでに40名の有識者が登録された。

項目	H29	H30	R1	R2	R3
アドバイザー登録数	35名	38名	38名	38名	40名

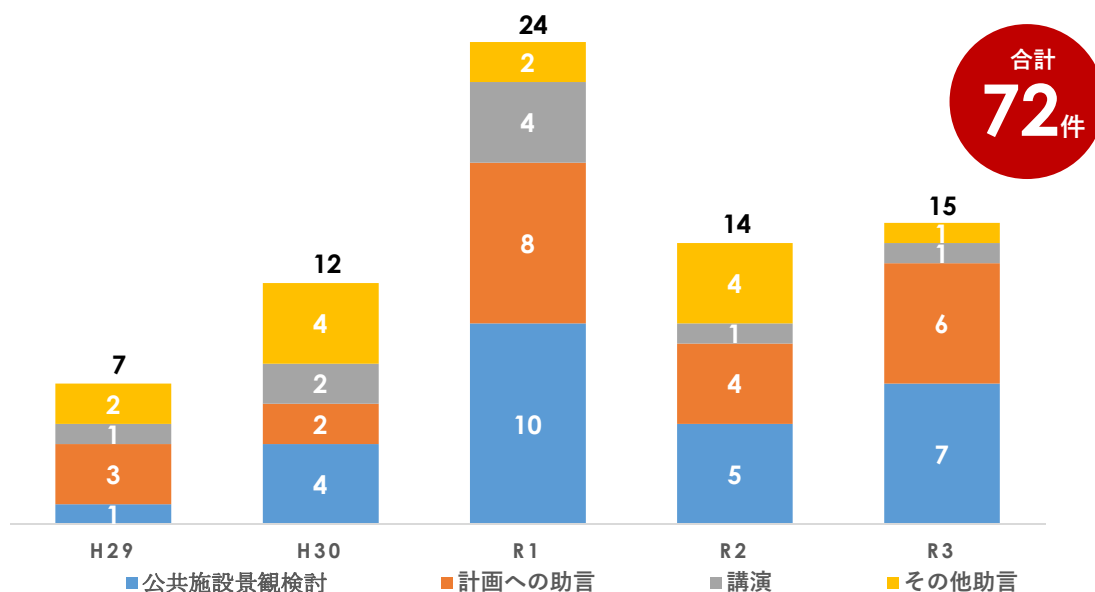
- ・市町への制度活用促進のため、平成30年度から年度当初の市町担当者会議で、本制度の周知と他市町の活用事例の情報提供を行った（平成30年度～令和3年度の担当者会議で情報提供を実施）。
- ・平成30年度にアドバイザー制度を紹介する「リーフレット」や「アドバイザー総覧」を県ホームページに掲載し、制度の周知及び利用促進を図った。
- ・平成30年度から毎年、他市町の活用事例の情報共有を図るため、事例集（ポジティブチェックのすすめ）をとりまとめ、各市町に配布をした（平成29年度実績～令和2年度実績）。

成果（アドバイザー派遣件数（実績））

静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣件数（実績）

平成29年度 7件、平成30年度 12件、令和元年度 24件、令和2年度14件、令和3年度15件

案件別派遣件数（平成29年度から令和3年度の実績）



【関連する事業・取組】

公共施設景観検討→24県費助成や認可を通じた景観形成

計画への助言→16市町の景観計画策定支援、17観光地エリア景観計画の策定支援

景観の質

景観の質（市町職員の意識変化）

アドバイザーの派遣により、市町担当者にどのような意識変化があったのか把握するため、各年度ごとに抽出した担当者の声は以下のとおりである。

実施年次	概要	申請者	市町担当者の声
H29	景観計画の適切な運用に向けた色彩検討	富士宮市	具体的な色や質感の提示とともになぜそれがいいのかという考え方を説明していただけたので、市としても事業者に対して説得力のある説明が可能となった。
H29	新幹線からの富士山眺望を改善するための方策の検討にあたっての助言	富士市	行政と事業者が一体となって美しい景観を目指すに当たっては、有識者の意見が説得力のあるものとなり、参加者の意識共有に効果的であった。
H30	東名高速道路橋梁塗替の色彩検討について	袋井市	周辺との調和について事業者にもわかりやすく、具体的な根拠を示しながら説明いただき、市での今後の取組の参考になった。アドバイザー制度の活用により広域的に統一感のある景観形成につながり、制度の有用性を実感した。
R1	丸池公園周遊橋詳細設計景観検討	清水町	設計に対する基本的な理由や考え方を示していただき、地元住民等への説明に関し、説得力のある計画が立案できた。意見を交わす中で本件以外の施設整備についても参考となる事柄もあり、これらを今後活用していきたい。
R1	御幸橋景観検討	伊豆市	市職員と地元だけの意見交換の場合、話が広がりすぎてしまうことがあるが、アドバイザーに出席していただいたことにより、本来の趣旨に応じた意見交換が実施でき、想定していた時間内に方向性を見出すことができた。
R2	掛川城周辺における歴史的街並みと調和する舗装デザインに関する助言	掛川市	修景舗装の視覚的効果を考える際の参考となった。また、これまで検討箇所のみで景観に着目して検討を行ってきたが、周辺地域とのつながり等、広い視点の意見をいただき、検討内容の幅が広がった。
R2	景観まちづくり重点地区指定に向けた景観勉強会	伊豆市	重点地区指定に伴う規制等、行政からは地元に説明しにくいことも、アドバイザーが景観の将来像からのアプローチで説明すると、地元の方も素直に受け入れてくれるので、スムーズに進行することができた。

担当課による事業・取組の検証

観光施設整備事業の詳細設計における専門アドバイザーの派遣は、県費助成の採択要件として位置付けされているため、その都度アドバイザー派遣の要請があるが、市街地事業や公園事業においても、事業箇所ごとの景観検討が行えるように、市町関係事業課へのアドバイザー制度活用に向けた周知が必要である。

専門アドバイザーは、幅広い案件について市町支援を行うことを想定しているため、相談の時期は申請者次第となる。そのため、検討の余地が限定された状態での相談案件もあり、早期活用の案内が必要である。

評価		要因分析
進捗状況	A	平成30年1月29日から制度運用を開始し、当初35名であったアドバイザーは、5年間で5名を新たに登録して、これまでに40名の有識者が登録された。 制度の普及啓発のため、リーフレットやアドバイザー総覧、事例集を作成し、担当者会議での情報提供に加え、ホームページ等での情報発信を行った。
目標成果	○	市町からの要請を受け、平成29年度から令和3年度の5年間で、72件、28市町へのアドバイザー派遣を実施した。対象市町のうち約87%の市町が制度を活用した。 令和2年度、令和3年度のアドバイザー派遣数は、新型コロナウイルス対応のため、講演等の中止や施設整備事業費の削減等の影響を受けている。
景観の質	アドバイザー派遣による市町職員の意識変化は、「市町担当者の声」に表れているように、相談案件に対する専門家からの助言に対する感謝に加え、専門的な知識に裏付けされた説得力のある説明が行えるようになる等、景観行政の中心的な役割を担う担当者としての意識向上がみられる。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）

本制度を利用した市町職員の声により、アドバイザー派遣が市町景観行政に大きく寄与していることは明らかである。担当課による検証にもあるように、様々な事業で使える制度であること、制度利用のタイミングについても周知したい。現在は計画やデザインに関する助言の派遣件数が多いが、アドバイザーの専門分野は多岐にわたるので、多くの分野での派遣が実現するとよい。

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げる

農山漁村景観の保全・活用

事業・取組名

21 農村景観保全への取組について【基本方針・普及啓発】

担当課 | 経済産業部 農地整備課

達成目標

清水区内の土地改良区を対象に「農村景観保全指針（清水版）」を作成し、農村景観保全の取組拡大を推進し、有度山風致地区や三保久能海岸風致地区に指定される日本平地域周辺にふさわしい景観を保全する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	農村景観保全指針「清水版」の策定	農村景観保全指針策定	農村景観保全指針の普及啓発			
成果	取組対象組織の拡大	2 土地改良区	清水地区の全ての土地改良区（累計19土地改良区）			
景観の質	農村景観の保全	—				清水区内の農村景観変化

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

【平成29年度まで（2土地改良区での農村景観保全指針の策定）】

- 日本平地域周辺は、農地の基盤整備による新たな農村景観の形成に伴い、注目されるとともに、富士山を中心に三保の松原まで一望できる眺望は、価値の高い地域資源であり、都市計画法上の風致地区に指定されている。
- 当地域の景観をよりよいものとし、誰もが訪れたい農村景観を形成することにより、新たな農ビジネスの創出と次世代への良好な農村景観の継承を目指すため、色彩学の専門家「静岡県景観懇話会委員 吉田 慎悟氏（武蔵野美術大学造形学部教授）」の指導のもと、景観検討会を平成26年2月から開催し、防風ネットや農作業小屋の色彩検討を行った。
- 平成28年7月、上記検討を踏まえ「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を策定するとともに、矢部・村松滝川両土地改良区で「農業用施設の新設及び更新に伴う規程」が策定され、土地改良区主体の農村景観保全活動となった。
- 平成29年度、「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JAしみずや関連行政機関へ配布し、情報発信した。

【平成30年度（2土地改良区での取組を清水地域に普及活動）】

- 平成30年4月、「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」をモデルに「清水地域における農村景観保全の手引き（案）」を作成した。
- 平成31年1月、静岡市土地改良連絡協議会（清水区内の18土地改良区、JAしみず、静岡市関係部局等）の情勢報告会で関係者に周知した。

【令和元年度（清水地区の全て（18土地改良区）の土地改良区で農村景観保全の取組開始）】

- 平成31年4月、静岡市土地改良連絡協議会において、上記手引きに基づき、景観形成に取り組むことが確認され、清水地域全体の指針とした（16土地改良区が新たに取組を実施。合計18土地改良区）。
- 令和元年6月、上記手引きを県内各農林事務所へ情報提供し、全県への波及を行った。

【令和2年度（清水地区に新たに設立された土地改良区においても農村景観保全の取組実施）】

- 令和2年2月、池ノ沢土地改良区が設立され、景観保全に取り組む土地改良区が19土地改良区となった。

【令和3年度（清水地区の近隣地区においても農村景観保全の取組が展開）】

- 令和3年度、上記手引きを踏まえ、三保、今泉地区の事業計画を策定中。今後、事業着手とともに景観保全に取り組む土地改良区追加予定。
- 清水地区の約500ha、19地区の農用地等の保全活動について、多面的機能支払交付金により支援。

＜成果＞

○取組対象組織数

- 平成28年度、2土地改良区
- 令和元年度、18土地改良区
- 令和2年度、19土地改良区

○取組対象組織の実施概要＞

- 平成26～28年度、矢部・村松滝川両土地改良区において防風ネット及び農作業小屋の景観配慮について検討、実施。
- 清水地区の土地改良区を含む19地区の多面的機能支払交付金の活動組織において、約500haの農用地等の保全活動を実施しており、そのうち約130ha、6地区の活動組織において、植栽等の景観形成活動を実施

※多面的機能支払い交付金

農業者等で構成する活動組織が取り組む、地域資源の保管理や質的向上を図る共同活動（共同活動）、施設の長寿命化のための活動（長寿命化）を支援。

共同活動の一つとして景観形成活動がある。

景観の質

景観の質（農村景観の保全） ＜矢部・村松滝川土地改良区＞

●防風ネット色彩変更

防風ネットについて、色彩を近景でも遠景でも著しく目立つ青から、低彩度の黒、こげ茶に変更



●農作業小屋色彩変更

農作業小屋について、明度が高く人工的で鮮やかな色から、低彩度の周辺景観に配慮した色に変更



＜原・新丹谷土地改良区＞

●ごみ等の放置抑制

廃資材の管理についてルール化し、抑制



●多面的機能支払交付金を活用した景観植栽

道路脇や法面を修景、植栽



担当課による事業・取組の検証

- ・ 組合員（農家）に対する「清水地域における農村景観保全の手引き」の継続的な周知が必要である。
- ・ 農村景観保全に向けた取組みについて、「本手引き」の各農林事務所への周知と、継続的な普及が必要である。

評価		要因分析
進捗状況	A	・ 平成30年4月に「清水地域における農村景観保全の手引き」を作成し、静岡市清水区内の19土地改良区やJAしみず等を通じて、多くの方に農村景観保全について周知を行うことが出来た。
目標成果	◎	・ モデル的に取組を実施した矢部土地改良区や村松滝川土地改良区を取組を、清水地域全体に展開していき、平成30年度には清水区内の18土地改良区で取組を進めることが出来た。さらに、令和元年度に新規事業化（基盤整備事業）された「池ノ沢地区」においても、取組を進めることとなり、当初計画（18土地改良区）を超える19土地改良区において取組対象組織が拡大した。
景観の質	・ 矢部土地改良区や村松滝川土地改良区では、防風ネットの色彩を青からこげ茶に変更したり、農作業小屋を周辺景観に調和する低彩度に塗り替える等の取組を行い、農村景観（ミカン畑）の景観改善を行った。その他、清水地区内において、農村景観への取組の拡大とともに、約500haの農用地等において保全活動が実施され、6地区（約130ha）の活動組織において、植栽等の景観形成活動が実施された。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

- ・ 当初2地区から始まった取組が、前半5ヶ年で清水地区の全ての土地改良区や新たに設立された土地改良区、ひいては近隣地区にまで展開されるなど、取り組み対象組織が着実に拡大していることから、着実に成果をあげていることが伺える。
- ・ 前半5ヶ年をもって完了する取組ではあるが、成果をもたらしたこの取組手法が県下の他の農村景観保全にも活かせるように、「手引き」の各農林事務所への周知と継続的な普及は続けて欲しい。

事業・取組名

22 ふじのくに美しく品格のある邑づくり【普及啓発・景観整備】

担当課 | 経済産業部 農地保全課

達成目標

地域資源の保全等に先進的に取り組んでいる集落を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信することで、邑と多様な主体とが連携した自立的な活動を市町等との協働で行う体制を作り、農村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進する。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	美しく品格のある邑づくりの推進	広報、多様な主体との協働、人材育成				
成果	ふじのくに美しく品格のある邑づくり参画者数	基準：63,955人（平成28年）→目標：80,000人（令和3年）				
景観の質	農村景観の保全	—				農村景観の持続、活用

ふじのくに美農里プロジェクト、しずおか農山村サポーター「むらサポ」、しずおか棚田・里地クラブ、一社一村しずおか運動等の協働活動に参加した人数（重複除く実数）

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

●広報

- ふじのくに美しく品格のある邑として農村の景観等地域資源の保全に取り組む40地域（令和3年度末）を登録。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録地域	12地域	7地域	8地域	7地域	6地域

- 各邑の景観保全等の取組を県民に広報する季刊誌を年4回発行
→ 平成29年度：4回、平成30年度4回、令和元年度4回、令和2年度4回、令和3年度4回
- 農村の健全な農業や農村の暮らしによって守られている美しい景観や保全活動等の情報を、しずおか農山村サポーター「むらサポ」のSNS等により発信。
→ 令和3年度末までに約5,300名

●「ふじのくに美しく品格のある邑」づくりを支える多様な主体との協働

- ふじのくに美農里プロジェクト（多面的機能支払制度）など国施策を活用した農村地域内の非農家も含めた協働による農地や農業用施設の保全活動を展開。
→ 令和3年度末までの活動組織数 268組織
- 「むらサポ」や「一社一村しずおか運動」に登録した企業、地域と福祉の連携などによる、多様な主体が参画した協働による保全活動や、企業の技術・アイデアを活かした参画により、地域の課題解決や活性化を推進。
→ 令和3年度末までのむらサポ登録企業数 105社、
令和3年度末までの一社一村しずおか運動登録企業団体数 44団体



●人材育成

- 農村に関する課題等を相談できる「ワンストップ窓口」を県内4地域に開設し、景観や食、文化的地域資源の情報発信や活用のための研修会等を開催したほか、個別の農村地域、農村に関心のある企業等の相談に対応。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
研修会（回）	7回	7回	9回	4回
相談件数（件）	35件	48件	45件	40件

成果

●ふじのくに美しく品格のある邑づくり参画者数（図1）

- ふじのくに美農里プロジェクトによる地域内の協働、一社一村しずおか運動による企業との協働、しずおか棚田・里地くらぶによる県民との協働等の推進により、農村地域内外の多様な主体が参画した邑づくりへの参画者が増大した。

●ふじのくに美しく品格のある邑づくりによる農地保全面積（図2）

- 邑づくり参画者に拡大とともに、美しく品格のある邑登録による農地の保全や活用に取り組む地域が増えたことにより、邑づくりによる農地保全面積が拡大した。

平成29年度から令和3年度の実績・成果

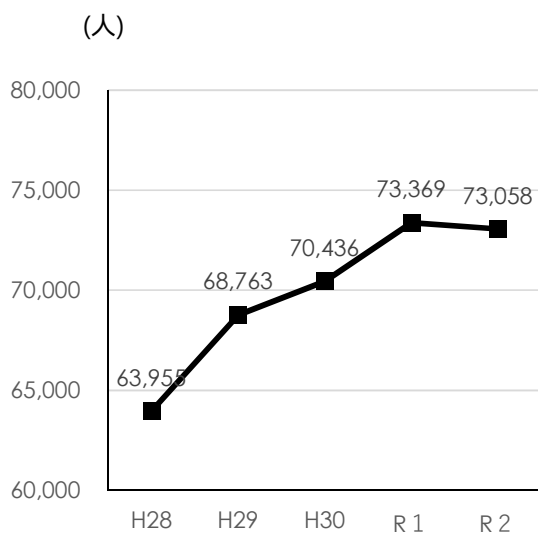


図1 ふじのくに美しく品格のある邑づくり参画者数

ふじのくに美農里プロジェクト活動参加者数、棚田保全活動参加者数、一社一村しずおか運動参加者数等

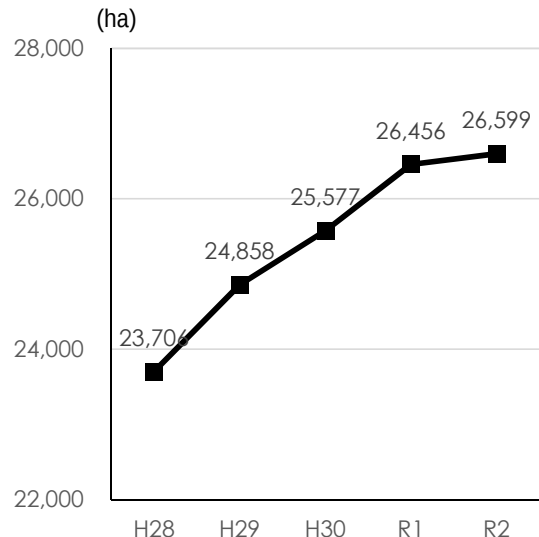


図2 ふじのくに美しく品格のある邑づくりによる農地保全面積

多面的機能支払協定農地面積、ふじのくに美しく品格のある邑対象農地面積等

景観の質

景観の質（農村景観の保全）

- ふじのくに美しく品格のある邑づくりの協働活動による各種取組の展開により、農村景観が保全されている。

【邑づくり：こがね色の里（菊川市）】



写真①.市民が参画した田植え作業風景



写真②③.田んぼアート（令和元年度全国田んぼアート開催）



【一社一村しずおか運動：石部赤根田村百笑の里（松崎町）】



写真④⑤.(株)ダイドードリンコの自動販売機の売上の一部を棚田保全へ寄付



【棚田保全：千框（せんがまち）の棚田（菊川市）】



写真⑥.棚田オーナーなどの参加で守られる棚田景観



写真⑦⑧.静岡大学棚田保全研究会や企業、棚田オーナーとの協働によって保全



写真⑨.学生と協働で実施するあぜ道アート

景観の質

【農福連携：日本一前向きな地区！前向き（湖西市）】



写真⑩.浜名特別支援学校との協働によって花畑を維持管理



写真⑪⑫.農福連携によって維持される花畑の景観



【企業連携支援：大淵笹場（富士市）】



写真⑬.茶の間テラスの制作による視点場の確保、来訪者の増加



写真⑭.(株)伊藤園が保全活動へ参画



写真⑮.協働活動や地域活性化で保全される茶畑の景観

担当課による事業・取組の検証

- 農村地域の急激な人口減少や高齢化に対応すべく、さらに多様な主体との連携に努め、関係人口の拡大と深化を図る必要がある。
- 農村に関心を持つ企業や大学、若年層の邑づくりへの参画をさらに誘引していくため、マッチングの場や機会を創出すると共に、農村地域との協働活動を深化させていくための支援体制を強化する必要がある。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 農村の景観等地域資源の保全に取組むふじのくに美しく品格のある邑が35邑登録された。 - 季刊誌やSNS等を通じた情報発信により、農村地域の景観保全活動の必要性を、県内外に周知できた。 - 地域外の企業・団体との協働活動により、景観保全活動が推進された。
目標成果	○	令和2年度は、73,058人（目標76,791人）がふじのくに美しく品格のある邑づくりに参画し、26,599haの農地面積が多様な主体の参画による協働活動により保全された。
景観の質	季刊誌やSNS等を通じた情報発信や、地域内外の多様な主体が関わった各種協働活動の推進により、農村景観の保全や活用を行う活動が推進され、農村景観を保全することができた。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

- 登録地域の増加に伴い農地保全面積も増加し、着実に成果をあげている。本来、邑の景観を維持するためには維持管理に持続的に携わる人が欠かせず、面積の増加は、参画者の拡大や技術を継承するための人材の増加を必要とする。人材育成のための仕組みも必要とする。
- 本取り組みではこれらの課題に応えるべく、広報、多様な主体との協働、人材育成など、多方面からの支援を行っており、配慮の行き届いた取り組みと言える。ただし、新型コロナウイルスの影響もあり参画者数は頭打ちとなっており、引き続き、支援体制の強化に取り組んでいただきたい。

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げする

良好な市街地・産業地景観の確保

事業・取組名

23 豊かな暮らし空間創生の促進【普及啓発・景観整備】

担当課 | くらし・環境部 住まいづくり課

達成目標

生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備するため、「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及啓発を図る取組を行い、一定の基準を満たした住宅地を認定し、ふじのくにフロンティア推進区域等における住宅地整備に対する助成を行い、豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図る。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発	講演会の開催やアドバイザーの派遣				
成果	豊かな暮らし空間創生住宅地の認定・助成	豊かな暮らし空間創生住宅地の認定 基準 102区画（平成27年度）→目標 400区間（令和3年度）				
景観の質	景観に配慮した住環境	－				認定住宅地の整備状況

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

- 「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発のため、事業者等を対象に研修会や見学会、アドバイザーの派遣等を実施した。

研修会・見学会の開催

開催年月日	開催地	研修会・見学会の内容	参加者数
平成30年2月5日	三島市	豊かな暮らし空間創生認定住宅地の完成見学会及び説明会（サンステージ向山、あこう田園、箱根西麓プラスフィールズ）	21名
平成31年3月18日	富士市	あしたの杜（富士市）の見学会及び「戸建て住宅地の開発事業に伴う管理の重要性」に関する講演（講師：高澤 静明氏）	32名
令和元年11月26日	静岡市	「家一軒ではできない 豊かな暮らし空間創生の工夫」（講師：（有）池田の森ランドスケープ 代表取締役 漆畑 成光氏）	30名
令和2年11月11日	三島市	三島塚原優良田園住宅 桜郷里の見学会及び設計手法等の説明（講師：二瓶 正史氏）	14名
令和4年2月（予定）	静岡市	新規認定地に関する研修会	－

アドバイザーの派遣実績

年度	申請者	助言内容	派遣アドバイザー
平成29年度	三島市	三島市内で計画している住宅地の参考となる先進事例地の説明	二瓶 正史
平成30年度	静岡県	・ 計画的戸建住宅地の開発事業に伴う管理の重要性の講演 ・ 認定住宅地第7号「あしたの杜」の設計手法等の説明	温井 達也 高澤 静明
令和元年度	静岡県	協議会研修会において「豊かな暮らし空間創生住宅地を実現するための手法等」に関する講演	漆畑 成光
令和2年度	静岡県	認定住宅地第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」の設計手法等の説明	二瓶 正史
令和3年度	静岡県	（調整中）	

その他（静岡まるごと移住フェアでのPR活動）

開催年月日	開催地	研修会・見学会の内容
平成30年1月28日	東京	認定住宅第7号「あしたの杜」の事業者が住まいづくり課職員とともに認定住宅地を紹介
平成30年6月10日 平成31年1月12日	東京	・ 認定住宅地第3号「サンステージ向山（王の郷）」の事業者が住まいづくり課職員とともに認定住宅地を紹介 ・ 認定住宅地第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」の事業者が住まいづくり課職員とともに認定住宅地を紹介
令和元年6月23日 令和2年1月12日	東京	認定住宅第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」の事業者が住まいづくり課職員とともに認定住宅地を紹介
令和2年11月23日 令和3年2月28日	オンライン	県住まいづくり課のホームページに掲載している認定住宅第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」等の認定住宅地を紹介
令和3年7月11日 令和3年11月20日 令和4年1月30日	オンライン	県住まいづくり課のホームページに掲載している認定住宅地を紹介

平成29年度から令和3年度の実績・成果

成果（豊かな暮らし空間創生住宅地の認定数：目標400区間

年度ごとの認定した区画数及び認定区画数の累計は以下のとおり。

団地名（所在地）	区画数					
	平成29年度以前	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（予定）
しまだあさひガーデンプレイス（島田市）	22区間					
クルドサック16（小山町）	16区間					
サンステージ向山（三島市）	64区間					
星空の郷 御殿場高原・堀金（御殿場市）	8区間					
箱根西麓プラスフィールズ（三島市）	11区間					
あこう田園（三島市）		19区間			5区間	
あしたの杜（富士市）		99区間				
三島市塚原田園住宅 桜郷里（三島市）			70区間			
おかのみやタウン（沼津市）						15区画
しまだみそらガーデンプレイス						31区画
実績	121区画	239区画	309区画	309区画	314区画	360区画

「豊かな暮らし空間創生住宅地」の認定基準

開発規模	6区画以上の新規住宅地開発
暮らし空間倍増	暮らし空間が「家」の2倍以上の面積を有すること （延べ面積＋庭面積＋COMMONスペース 延べ面積2倍）
壁面後退	建築物の壁面が道路境界線から5m（1m）以上、隣地境界線から1m以上離れていること 車の速度や通過交通を抑制する仕組みをもつ歩行者と車が共存できる道で、子供の遊び場や散策、立ち話ができる等の住民の憩いの場としての役割を果たすコミュニティ道路の場合
外構や建物の配慮	庭を緑化させること、建築物の色彩を地域で調和させること、建築物の高さを抑えること など
維持管理体制	基準を順守し良好な住環境を維持するための組合、運営委員会を組織すること

景観の質

景観の質（景観に配慮した住環境）

認定住宅地第7号「あしたの杜」（平成30年10月25日）



景観の質

認定住宅地第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」（令和2年11月11日）



担当課による事業・取組の検証

- 平成30年度までは順調に認定区画数が増えていたが、近年は伸び悩んでおり、原因のひとつとして認定された住宅地の魅力が十分に伝わっていないことが考えられる。そのため、今後は広報に一層力を入れ、豊かな暮らし空間の増加につなげていく必要があると考えている。

評価		要因分析
進捗状況	A	講演会や先進事例の見学会を定期的実施し、認定制度や整備費助成制度の周知により、景観に配慮した住環境の実現に向けた普及啓発を計画どおり進めることができ、事業者の意識が高まっている。
目標成果	○	達成目標で掲げる認定区画数について、目標値の400区画の達成には至らなかったが、目標値の-30%（280区画）を超える360区画を達成することができた。
景観の質	認定住宅地の整備が進むことで、豊かな暮らし空間が県内各地で実現し、景観に配慮した住環境整備が進んでいる。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（浅見委員）

- 後期5ヶ年では、入居後も当初イメージした景観が維持されているのかどうかを確認しつつ、また、認定区画数の伸び悩みの原因についても、広報以外に要因がないかどうか確認したうえで、取り組みを促進していきたい。
- なお、シンボルツリーなどの植栽樹に在来種を用いれば、地域の生物多様性の保全に貢献できる。環境部局とも連携し、生きものにとっても住みやすいまちづくりをめざしていただきたい。

事業・取組名

24 県費助成や許認可を通じた景観形成【規制誘導・景観整備】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標 景観施策と連携させた許認可制度や助成制度を検討し、その仕組みを構築することで、観光地や住宅地の景観向上を実現する。

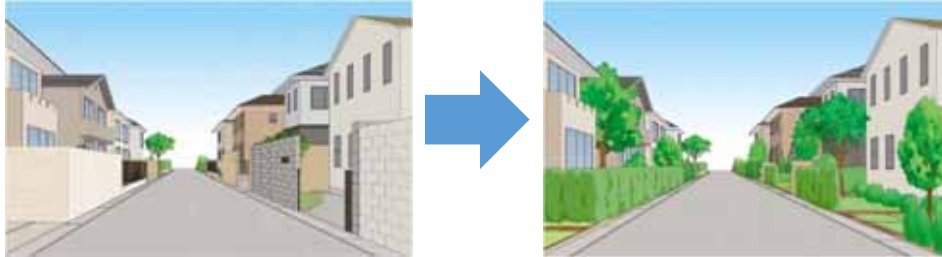
	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	景観施策と連携させた許認可制度や助成制度検討	連携方法の検討（観光施設整備、緑のいえなみ整備）		連携制度の見直しや新たな連携制度の検討		
成果	景観施策と連携させた許認可制度や助成制度創設	—	観光施設整備事業連携	緑のいえなみ整備事業連携	—	—
景観の質	創設された制度で整備された観光地・住宅地	—				整備箇所の景観変化

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

○緑のいえなみ整備事業

- 緑のいえなみ整備事業では、既存の緊急輸送路や通学路等に面する危険なブロック塀の撤去等に併せて、景観に配慮した安全で美しいまちなみへの誘導を図るため、植栽や生垣等植地帯の形成を行うものに対する補助制度を有する市町へ県が助成している。



○観光施設整備事業

- 平成28年度に創設した「観光地エリア景観計画」の制度と従来の観光施設整備事業費の補助制度との連携を図り、観光施設整備事業に観光地エリア景観計画の策定を採択条件とし、また、設計時及び完成時の景観チェックを実施することで、周囲の景観と調和した観光地域づくりを推進している。

成果

○緑のいえなみ整備事業

- 緑のいえなみ整備事業は、令和元年度に住まいづくり課と連携して開始した事業で、これまで10市町が補助制度を創設している。

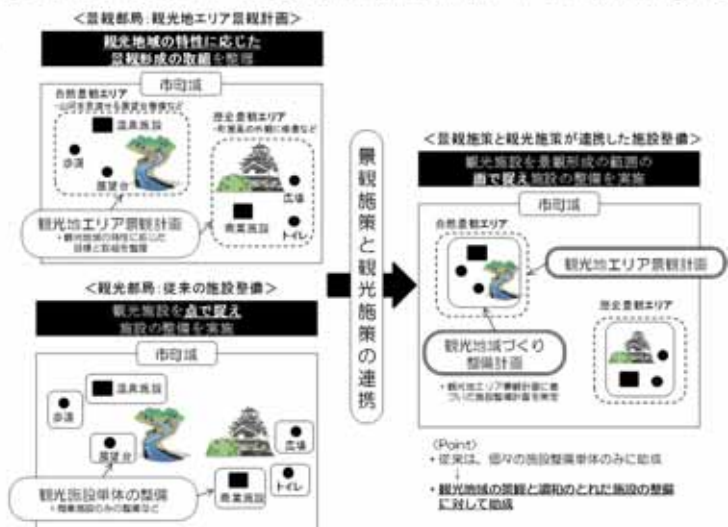
○観光施設整備事業

- 従来の観光施設整備事業費の補助制度を見直し、景観施策と観光施策が連携した「観光地域づくり整備事業費補助金」を平成30年度から導入し、周囲の景観と調和した質の高い観光施設の整備を行う市町の取組を促進している。
- 平成30年度の導入時は、平成28年度にモデル的に観光地エリア景観計画を策定していた伊豆半島13市町に対して、補助金の新制度を運用開始したが、令和元年度から政令市を除く全市町での運用となった。

<観光施設整備との連携に係る経緯>

年度	H28 参考	H29	H30	R1	R2 ～
伊豆半島13市町	◎モデル的に策定 (13箇所)	●-----▶	●-----▶	●-----▶	●-----▶
伊豆半島以外		◎本格的な制度開始	●-----▶	●-----▶	●-----▶

◎観光地エリア景観計画の策定



■景観施策と観光施策の連携

景観の質	
景観の質（創設された制度で整備された観光地・住宅地） ○緑のいえなみ整備事業 - 補助件数：9件（令和4年2月末現在） ○観光施設整備事業 - 観光地域の特性を活かし、周囲の景観と調和した色彩・デザインに創意工夫を凝らすことで、本来の自然景観や暮らしの景観を引き立たせている施設整備となっている。 ■歴史・文化・自然を活かした情緒あふれる温泉場（伊豆市） 「独鈷の湯公園整備事業」  ■富士山眺望に配慮した商業施設（富士宮市） 「白糸ノ滝周辺整備事業」  ■南アルプスの大自然を満喫できる清楚な温泉保養地（川根本町） 「寸又峡トイレ整備事業」    	
担当課による事業・取組の検証	
その他の県費助成・許認可制度についても、景観施策との連携の必要性や有効性について検討するため、対象事業の整理や連携方法の検討等を行う必要がある。	
評価	要因分析
進捗状況	B 緑のいえなみの整備事業や観光施設整備事業については、関係部局と調整したことで、景観施策と連携した助成制度創設に結びついたが、さらに市街地・農山漁村・森林などにおいて実施されている事業においても、新たな連携制度の検討を進める必要があった。
目標成果	○ 関係部局と連携することで、景観の視点を取り入れた新たな仕組み（緑のいえなみの整備事業や観光施設整備事業）が構築された。
景観の質	観光施設整備事業では、周囲の景観と調和した観光地域づくりが進められたことで、その地域の価値が向上し、外部から訪れる人にとってより魅力的な観光地となっている。
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（伊藤部会長）	
- 記述された2つの事業については、一定の成果が得られている。しかし他の様々な制度について、景観向上の視点を組み込み“ありとあらゆる機会を通じて景観形成に取り組む”という視点からは限られた範囲での取り組みにとどまっているといえる。 - 今後はメガソーラーなど、景観阻害要因の適切な誘導というマイナスを防ぐという視点を含め、各制度における景観向上に係る視pointsの組み込み、景観向上に資する関連制度の連携に、より一層取り組む必要があろう。	

主要方策5 | 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした

景観形成を進める

景観に対する

意識を変えていくための普及啓発

事業・取組名

25 景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進【普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観形成に取り組む主体の表彰や、景観形成の取組が地域の魅力や活力の向上につながることを理解してもらうとともに、取組を通じて本県の景観が魅力的なものになっていく姿を知ってもらうために様々な形で積極的に情報発信を行い、県民・事業者に景観への理解を深めてもらう。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	表彰制度や情報発信	静岡県景観賞の授与、取組成果の継続的な発信 効果的な普及啓発の研究、事業者や業界団体等に対する普及啓発				
成果	普及啓発の実績	景観賞の応募数、取組成果の情報発信（フォロアー数等）				
景観の質	県民の意識変化	—				活動に対する 参加意識向上

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

県及び関係団体で構成する美しいしずおか景観推進協議会では、優れた景観形成に貢献している個人又は団体を顕彰することにより、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図ることを目的として、静岡県景観賞を実施している。また、これまで、行政で一般的に行われていた記者提供やホームページ等でのPR手法に加えて、できるだけ費用をかけずに広く周知できる手法を検討した結果、景観はきれいな写真との相性が良いと考え、SNS（インスタグラム）による広報を実施している。

平成29年度

・静岡県景観賞創設30周年を記念し、初の県民主体の記念イベント「景観フェスしずおか」を開催し、520名の来場者を得た。

・静岡県景観賞30周年記念誌を発行した。

平成30年度

・これまで以上に景観形成に携わる人々の活動へ注目し、ストーリーが多くの県民に広く伝わるよう静岡県景観賞の見直しを行った。

（見直しの内容）

・顕彰の対象を人々の活動と景観形成の両面で優れているものとした

・景観形成の活動や成果等を発表する場を設けた。

・活動を行う人々と県民（発表聴講者）が交流できる場を設けた

令和元年度

・前年の見直しを踏襲し、人々の活動に注目した顕彰を実施した。

令和2年度

・新型コロナウイルス感染拡大により他県等が軒並み賞の開催を中止する中、新たな試みとして、WEB会議や動画審査を活用して静岡県景観賞を実施した。

・新たにSNSを活用した広報により、これまでの受賞地区の紹介や県の景観施策のPR等を実施した。フォロアー数は着実に増加しており、これまで発信できていなかった層への情報発信が行えた。

令和3年度

・新型コロナウイルス感染拡大にともなう緊急事態宣言により、審査が延期となったが、緊急事態宣言の解除後に着実に実施した。



景観フェスしずおか（H29）



取組の発表（H30）



交流会（R1）

平成29年度から令和3年度の実績・成果



取組発表（R1）



WEB会議（R2）



SNSによる発信（R2）



表彰式（R2）



現地審査（R3）

《成果》

○景観賞の応募数

H29:61件、H30:25件、R1:20件、R2:26件、R3:19件

○景観賞最優秀賞受賞地区

年度	受賞地区	所在地	受賞団体
H29	ガーデンシティみしまのシンボルロード「花飾り」と「袖看板」	三島市	三島商工会議所／中央町商店会／本町大中島商店会／花サポーターみしま／大通り商店花飾り隊／芝町通り商店花飾り隊
H30	地域で継承「八岳地区の「わさびの郷」づくり	伊豆市	八岳地域づくり協議会
R1	旧東海道 久努の松並木	袋井市	久努の松並木愛護会
R2	伝統農法が織りなす茶草場テラスから望む東山大茶園	掛川市	(株)茶文字の里東山 (株)竹下一級建築士事務所
R3	小室山リッジウォーク“MISORA”	伊東市	東海自動車（株）

最優秀賞地区



H29



H30



R1



R2



R3

○取組成果の情報発信

令和4年2月末時点で、SNSフォロワー数が約1,000となり、最も多く閲覧された投稿は約3,400ビューとなっている。

景観の質

「景観の質」

地域の資源を大切に誇りを持って地道に活動している団体を掘り起こし、表彰及び発信をすることができた。



八岳地域づくり協議会（伊豆市）



久努の松並木愛護会（袋井市）



宇佐美の森を守る会（伊東市）



島田商工会議所青年部（島田市）



（株）茶文字の里東山（掛川市）



リバーフレンド富岡（裾野市）

R1最優秀賞受賞の久努の松並木愛護会では、受賞を契機として活動に盛り上がりを見せている。

- ・市との連携（公園整備、一里塚所在碑、モニュメント設置等）
- ・ふじのくに文化財保存・活用推進団体の認定
- ・各種メディアへの掲載（静岡第一TV、中日新聞）

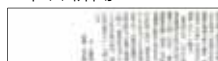


市との連携



第一TV the NEXT

中日新聞20.08.29



担当課による事業・取組の検証

- ・ SNS等を活用して、景観賞受賞地区などの取組について紹介し、多くの県民に関心をもってもらえるように情報発信に取り組み、魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図っていく。

評価		要因分析
進捗状況	A	・ 5年間静岡県景観賞の運営を継続することができた。 ・ 令和2年度からSNSを開始し、予算をかけずにいつでもPRできるツールとして徐々に成長している。
目標成果	○	・ 平成30年度からは、景観形成活動を行う人々の発表と交流の場を設ける等見直しを図り、令和2年度からは、新型コロナウイルス感染拡大により他県が軒並み中止する中、WEB会議や動画審査を活用して実施する等、常に新しい試みを行いながら実施した。 ・ SNSユーザーから県内の美しい景観写真を募集し、リポスト機能を活用して紹介することで、大きな反響が得られ、県内の美しい景観スポットをより広く周知することにも繋がっている。
景観の質	・ 観光地化されていない地域の資源を地道かつ誇りをもって整備をしている活動を発掘し、顕彰により発信することができた。 ・ 県内には、地域の活動により、美しい景観形成ができる場所は無数にある。こうした取組が県下に広がる契機となる顕彰としていきたい。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）

- ・ 静岡県景観賞の対象見直しは、景観は単に「景色や建物が美しい」というだけではなく「人々の活動によって形成され維持されていく」ということを広く啓発する好機となった。これは「景観まちづくり学習」にもつながる重要な視点である。受賞団体の方々には、誇りをもって地域の景観維持に取り組んでいただきたい。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中、ICTにより事業を継続できたことも大きな成果である。SNSを活用した広報は、今後ますます重要となる。美しい景観の発信だけでなく、それを維持する人々の紹介、景観への関心を高めるコンテンツなど多様な可能性があるもので、活用の広がりを期待している。

主要方策5 | 自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める

景観形成を担う人材の育成

事業・取組名

26 景観形成を担う人材の発掘・育成【普及啓発・その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

景観学習教材の作成や大学との連携により、本県の魅力的な景観やまちづくりの取組を公開授業や景観学習を通じて知ってもらい、次世代を担う人材に景観への理解を深めてもらう。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	景観学習教材の作成・活用、大学との連携	景観学習教材の作成 静岡大学講座開設検討		景観学習教材の拡充や 中心的な役割を担う人材の発掘・育成		
成果	景観学習の実施 大学公開講座の実施	—	景観学習の実施（毎年指定校2校） 静岡大学での公開講座の実施			
景観の質	県民の意識変化	—				活動に対する 参加意識向上

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

平成29年度

- 小学生向けの景観学習教材を作成するため、先進事例の調査や教育委員会事務局との協議を実施した。
- 協議結果を踏まえ、平成30年3月に、景観・教育分野の有識者及び教員等で構成される「景観学習推進ワーキンググループ」を立ち上げ、景観学習教材についての検討を開始した。
- 大学課及び静岡文化芸術大学と連携し、観光に関わる人材を育成するための公開講座の一つとして、「都市の遺構とデザイン」を開催し、観光資源である景観やまちづくりの重要性について普及啓発を図った。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「学際科目・地域創造学環」静岡県連携講義の中で、大学生を対象に景観形成の重要性について講義した。

平成30年度

- 県教育委員会と連携して、「景観学習推進ワーキンググループ」を設置し、景観学習教材について検討を重ね、平成31年3月に小学校の教員（指導者）向けに「景観まちづくり学習の手引き（案）」を策定した。
- 御殿場市立原里小学校で景観学習を試行的に実施したところ、子供たちも意外と「景観」に興味を持つこと、これまでの学習に「景観」を足すことで学びに深みが増すことが確認できた。
- 県教育委員会の協力により、次年度から研究指定校を指定して景観学習を行い、学習成果を手引きの改訂や景観学習の普及啓発に活用することとなった。
- 静岡文化芸術大学教授を招聘し、県・市町職員を対象に景観セミナー「ふじのくに茶の都ミュージアム景観のお仕事見聞会」を開催し、県公共施設を題材に景観設計の考え方を学んだ。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「学際科目・地域創造学環」静岡県連携講義の中で、大学生を対象に景観形成の重要性について講義した。

令和元年度

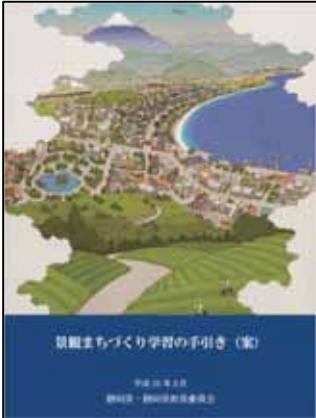
- 令和元年度から研究指定校での景観学習を実施している。
- 静岡文化芸術大学教授を招聘し、中部地方都市美協会の総会における基調講演で官民連携による街並み保全や活動など景観に関する取組について講演いただき、県内及び県外の国・県・市町職員が学んだ。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「地域創造学環」静岡県連携講義の中で、大学生（2年生、約50名）を対象に景観形成の重要性について講義した。

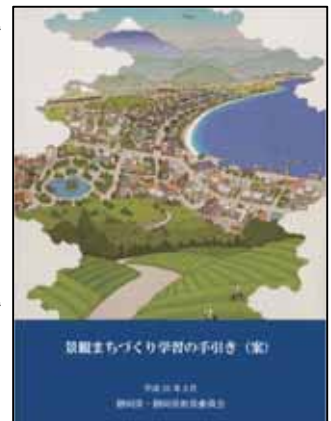
令和2年度

- 景観まちづくり学習の手引きや指定校での取組状況をホームページに掲載し、県内の小学校での取組促進を行った。その結果、令和2年度は、指定校以外の小学校（沼津市加藤学園）において、市や地元ボランティアガイドの協力のもと景観学習（出前講座）を行った。
- 令和2年度のホームページアクセス件数は、授業見学会がテレビや新聞の報道されたタイミングでアクセスが増加し、年間約3,600件と令和元年度の約1,700件から2倍以上増加した。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「地域創造学環」静岡県連携講義（在宅講義）の中で、大学生（2年生、91名）を対象に景観形成の重要性について講義した。

令和3年度

- 建設技術監理センターが進める静岡大学「地域創造学環」静岡県連携講義（在宅講義）の中で、大学生（2年生、60名）を対象に景観形成の重要性について講義した。
- 市町の景観行政に携わる職員を対象として、県内各地で行われている景観まちづくり学習の事例紹介等のセミナーを行った。





平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

《成果》

令和元年度

- 令和元年度から県教育委員会の協力により、研究指定校として2校指定して、景観学習を行った（御殿場市立原里小学校6年生93名と掛川市立第一小学校6年生113名）。



原里小学校（御殿場市）



第一小学校（掛川市）

令和2年度

- 令和2年度の研究指定校である牧之原小学校（牧之原市）及び徳倉小学校（三島市）において、景観学習を行った。
- 牧之原小学校では、3年生を対象にいつも見慣れた茶畑を「景観」という視点で見ることで、他地域とは違う地域特有の茶園景観であることに気づき、牧之原茶の魅力为全国に発信するためポスターを作成した。
- 徳倉小学校では、6年生3クラスの生徒が、来るべき東京オリンピック・パラリンピックで訪日した外国人に三島の魅力を伝えるためのリーフレットを作成した。



牧之原小学校（牧之原市）



徳倉小学校（三島市）

令和3年度

- 令和3年度の研究指定校である森小学校（森町）及び南伊豆東小学校（南伊豆町）において、景観学習を行った。
- 各小学校では、6年生を対象に、地域の歴史や魅力を発見し、景観を守ったり改善するためにどんなことができるかという自分の考えや意見を持ち、発信することをねらいとして学習が進められた。



森小学校（森町）



南伊豆東小学校（南伊豆町）



担当課による事業・取組の検証

- 景観まちづくり学習については、これまでに合計6校において、それぞれ約1年間の学習が実施され、着実に実績を積み重ねることができた。学習による子供たちの意識変化や行動変容等について追跡調査やフィードバック等が可能であれば、より充実した学習を展開することができると思われる。

評価		要因分析
進捗状況	A	県教育委員会との連携により、平成31年3月に景観まちづくり学習の手引きを策定した。その後、合計6校の小学校において、景観まちづくり学習が実践され、着実に実績を積み重ねることができた。

評価		要因分析
目標成果	○	景観まちづくり学習では、県教育委員会と連携し、毎年2校の小学校を指定して学習を実践し、大学連携では、静岡大学学生への技術教育の仕組みを構築することができた。それぞれの仕組みに沿って着実に実績を積み重ねることができた。
景観の質	R2実践校の牧之原小学校では、「景観」を学ぶことによって、「お茶の味は嫌い」だけど、「お茶の風景は好き」など、子供たちの新しい「お茶」への想いを生み出すことができています。自分の住んでいるまちの良さに戻っていくこと、今まで知らなかったふるさとの良さへの気づきがあった模様。	
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）		
・ 小学生向けの景観学習教材作成、6校での実践により、本事業は順調なスタートを切ることができたと考える。前例が少ない状況で果敢に取り組んだ学校関係者に、敬意を表したい。授業見学において、児童が景観について理解を深めたことが、どのような意識変化や行動変容につながったか見えにくかった点が気になった。アウトプットの形式にこだわらず、児童の内なる変化を大切に、学習を進めてもらいたい。今後は、中学校・高等学校等への波及を期待する。		

事業・取組名

27 景観形成を支える財源の確保・支援【その他】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標 県民や事業者等による景観形成活動等が継続的に進めるようにするため、活動を支える財源や支援制度の事例収集等の研究を行い、支援制度や助成制度等の活用検討を行い、自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	景観形成を支える財源の確保・支援の研究	景観形成活動等が継続的に進めるように資金や支援の研究				
成果	景観形成活動団体への支援	まちづくりや景観形成活動を対象とした支援制度や助成金等の活用検討				
景観の質	—	—				

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

- 景観形成活動等が継続的に進めるように資金や支援の検討を行うため、毎年試行的な取組を行っている。平成29年度は、景観形成活動を行う団体と社会貢献活動を検討する企業の意見交換の場づくりを試みたが、具体的な施策検討に到達することが出来なかった。平成30年度から令和元年度は、静岡県景観賞の表彰式を活用した、活動団体や活動支援者の交流の場づくりを試みたが、継続的な活動支援に繋がるものへの展開が課題として残った。令和2年度から令和3年度は、コロナ禍のため、活動団体が集まる場づくりは困難なため、県や団体が行っている景観形成活動の助成事業の情報収集を行い、市町景観担当者を経由して情報発信を行った。また、持続可能な社会を形成するため、地域の課題解決や活性化において地元の団体と活動に賛同する人をつなぐウェブサイトを開設し、県民及び県外に住む静岡県民に向けた情報発信を開始した。

平成29年度

- 景観形成活動を行う団体と社会貢献活動を検討する企業の意見交換の場づくりを模索するため、静岡県を象徴する景観のひとつである大井川流域・牧之原大茶園の景観形成のため、茶業関係者や鉄道事業者、地元のNPO法人等11名と行政で、地域の景観が抱える現状と課題、景観を利用した取組等について意見交換を行った。
- 主な意見として、「茶園の中のサイクリング、トレッキング等、人を集めるイベントを行い、景観とセットで茶を売る。」や「歴史的まちなみや伝統文化保存のための修景に取組むと、地元住民から住生活が制限されるという反発があり、進まない。進めるための土台がない。」等の意見が出された。
- 現況と課題の整理に時間を要し、具体的な支援策の検討や景観形成に取組む団体と社会貢献活動を検討中の企業の意見交換の場づくりには至らなかった。
- なお、意見交換の結果は、「大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画」の景観形成の方針に反映した。

【関連事業：04大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成】

平成30年度

- 景観形成活動を行う団体間の交流を図るため、静岡県景観賞の表彰式において、景観形成に取り組む人々が一堂に会し、その活動や成果等を発表する場を設けた。取組発表者同士や聴講者の意見交換を行う交流タイムを設け、参加者間の交流を促した。参加者からは、「交流タイムで各発表者から直接話を聞けて良かった。」や「交流タイムはプレゼンでは聞けない、景観保全への苦労話が聞けて有意義な時間でした。」等の声をいただいた。【関連事業：25景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進】
- 景観賞という従前の仕組みを再構築したことで、比較的容易に意見交換の場を創ることができたが、単発的なものであり、継続的な活動支援の構築が必要である。

令和元年度

- 静岡県景観賞の表彰式に合わせ、景観形成活動団体の成果発表や団体間の交流の場を設け、各団体がどのように継続的な活動に取り組んでいるか等の情報共有を図った。
- 景観形成活動団体の支援を図るため、静岡県景観形成アドバイザー制度実施要綱の改正を行い、これまで市町（政令市を除く）を対象としていた、静岡県景観形成推進アドバイザーの派遣を景観形成活動団体へも派遣できるように拡充した。令和2年1月に三島市の地元団体（一番町町内会及び一番町商店振興会）において、無電柱化に伴う地域のまちづくりに関する勉強会へのアドバイザー派遣の申請があり、派遣を行った。【関連事業：19専門アドバイザー派遣】

令和2年度

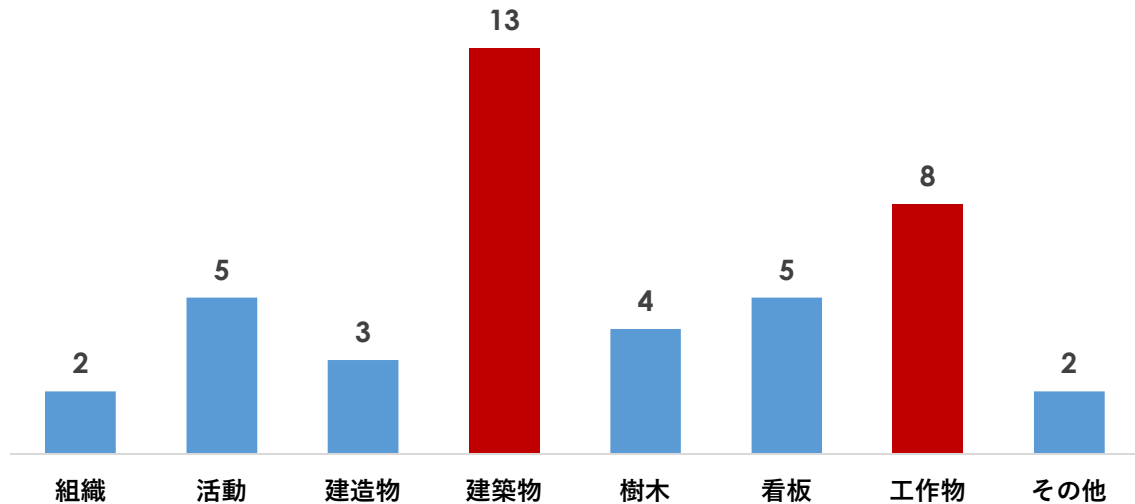
- 県や団体が実施している景観形成活動団体に向けた助成事業の情報を集め、市町景観担当者を経由して、地域で活動する県民や事業者に向けて制度の情報発信を行った。
- 令和2年11月に、県政策推進局総合政策課が、人口減少が進む中でも持続可能な社会を形成するため、地域の課題解決や活性化の活動に関わる「関係人口」に着目し、「関係人口」と県内の地域づくり団体をウェブサイト上で繋ぐ「SHIZUOKA YELL STATION」を開設した。このウェブサイトは、景観形成活動団体を含む地域づくり団体が、地域との関わりを求める人（関係人口）を募集する機能を有するもので、SNSによる積極的な情報発信を県民に加え、県外に住む静岡県民に向けて行っている。

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組

- 県内の市町がまちづくりに関して実施している支援制度を整理して、市町景観担当者に情報共有を図った。良好な景観形成に係る住民等に対する助成制度を行う市町は、11市町あり、助成の対象は「建築物」、「工作物」を対象とする助成事業が多く、景観計画の景観形成基準に合わせた改修を促進する効果が期待されている。市町の支援制度による景観づくりの成果事例を収集し、県内市町の支援制度の状況に加え、成果事例について情報提供を行った。

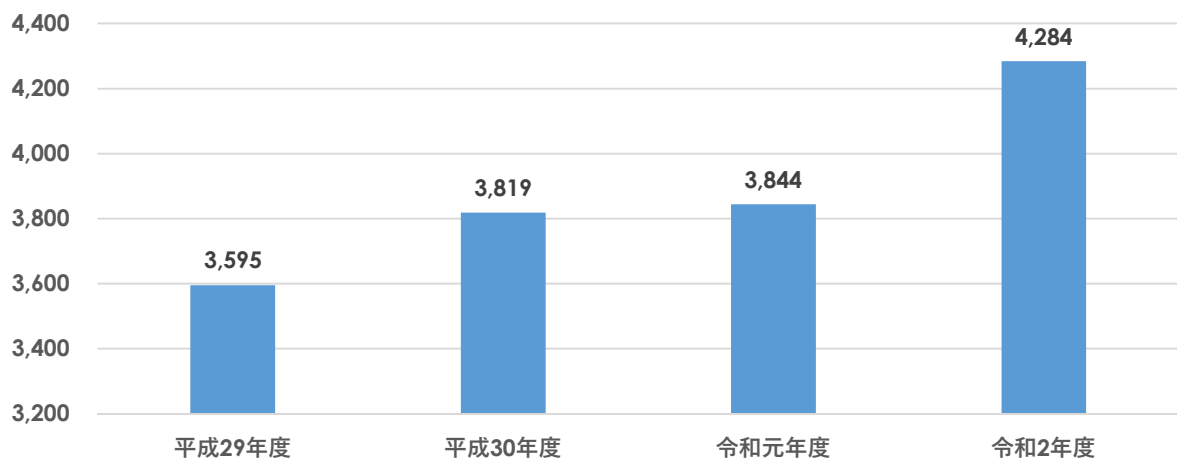
【市町が行う助成事業の対象】



成果（県がNPO等と行う協働件数）

- 県がNPO等と行う協働件数は、平成29年度から概ね増加傾向にある。

NPO等との協働件数



- 分野別件数では、「まちづくりの推進を図る活動」は概ね増加傾向にある。なお、令和元年度に複数回答の集計方法の見直しが行われたため、「農山村漁村又は中山間地域の振興を図る活動」が平成30年度と令和元年度で200以上増加しているのは、集計方法の見直しによる影響と推測される。

分野	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
まちづくりの推進を図る活動	788	826	862	909
観光の振興を図る活動	48	49	51	28
農山村漁村又は中山間地域の振興を図る活動	53	114	353	353
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	154	159	229	191
環境の保全を図る活動	1,799	1,907	1,713	1,683

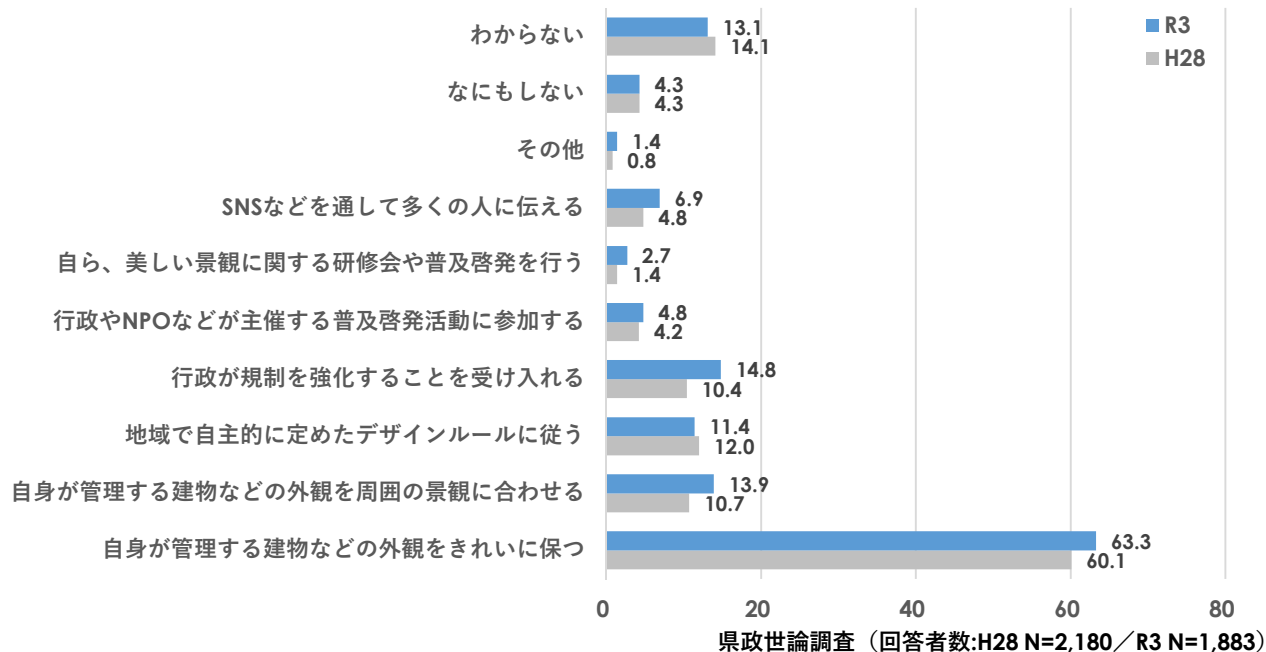
- 協働の相手方件数（複数回答）は、多い方から企業、NPO等、地域住民、その他（教育機関、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、商工会議所、NPOを含まない協議会、外郭団体等）となっており、地域住民の協働件数の割合は、平成29年度から毎年50%を超えていることから、協働件数の半数以上において、地域住民が参画していることが言える。

景観の質

景観の質（景観形成への協力）

- 県政世論調査で、景観形成への協力について確認した結果、平成28年度と令和3年度の回答状況を比較すると、自ら管理をする建物への協力が最も多く、また、平成28年度に比べて増加傾向にある。また、普及啓発活動への参加や自らの活動、SNS等による発信についても、平成28年度に比べて増加傾向にある。
- このことは、自立した景観形成において、県民一人ひとりの景観まちづくりに関する意識向上の現れと捉えることもできる。

問：地域の美しい景観を、創り・守り・育てていくために、どのような協力ならしてもいいと思いますか。



担当課による事業・取組の検証

- 県民や事業者等による景観形成活動等が継続的にできるようにするため、県の様々な部局が地域やNPO等との協働に取り組んでいる。これらの取組は、一元的に管理されており、支援制度についても毎年冊子に取りまとめられ公表されているが、事業単位での要綱の列举のため、目的別に活用できる助成制度の検索が簡単にできない。そのため、景観形成活動の支援制度を抜粋し、目的別に検索できるような仕組みづくりが必要である。また、こうした情報を発信し、活動団体が積極的に支援制度を活用することで、活動の財源確保に加え団体の自立した持続性のある活動維持に繋がると考える。

評価		要因分析
進捗状況	A	景観形成活動等が継続的にできるように資金や支援の検討を行うため、毎年試行的な取組を行ってきた。静岡県景観賞での活動団体の交流は、コロナ感染予防のため、受賞式自体の開催が困難となった。そのため、地域活動団体と活動に賛同する人をつなぐ交流サイトを開設し、県外在住の県民も含め、まちづくりの担い手となる枠組みを構築した。
目標成果	○	県がNPO等を行う協働件数は、毎年増加傾向にある。まちづくりの推進を図る活動での協働件数も年々増えている。また、協働件数のうち半数以上で地域住民が参画しているとの実績から、地域主体の活動体制が形成されてきていることがわかる。
景観の質	県政世論調査の結果より、自らの管理物に関する景観を意識した保全に加え、普及啓発活動への参加やSNSなどを利用した情報発信において増加傾向を示しており、県民一人ひとりの景観形成への協力に対する意識が向上していると推測される。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）

- 景観形成に取り組む団体にとって、財源確保や支援制度に関する情報は大変有用であるため、毎年様々な形での意見交換を行う意義は大きいと考える。さらに、専門アドバイザー派遣制度の拡充やSNSによる関係人口募集等、制度の改善につなげている点を評価したい。県民が広く継続的に景観形成活動に取り組むため、制度の拡充に加え適切な情報発信をすることにも期待している。県民が「景観まちづくり」を身近に捉え自分なりに行動することは、生活の質の向上につながることもある。意見聴取・調査研究を、様々なニーズへの対応に生かしてほしい。

主要方策6 | 景観形成をマネジメントする

技術力の向上

事業・取組名

28 景観形成推進コーディネーターの養成【普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

セミナーや研修会等の景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供し、景観行政担当者が景観形成において求められる知識を習得できるようにして、景観形成をマネジメントできる人材を育成することで市町担当者による景観形成の推進を目指す。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3
取組	研修会や臨場研修等の実施	景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供				
成果	景観行政担当者の専門的な知識の習得	景観行政担当者の知識の習得				
景観の質	受講者の理解・満足度	研修後のアンケート調査による把握				

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

平成29年度

- 伊豆地域において屋外広告物の規制強化（条例施行11月1日）に備え、10月に伊豆地域の3会場で屋外広告物の設置許可基準に関する説明会を開催した。【関連事業：09伊豆半島における屋外広告物対策】
- 2月に開催した「世にも面白い景観・まちづくり」は、県内にある静岡文化芸術大学の景観分野に関わる4名の教授等を講師に、先生方の研究分野、研究実績等の講演や市町の抱えている課題に関する相談会を実施した。

時期	開催地	テーマ等	参加者数
4/13	静岡市	景観及び屋外広告物担当者研修会	88名
10/6	沼津市	屋外広告物を活かしたおもてなし、伊豆半島における屋外広告物の設置許可基準説明会	79名
10/10	下田市	伊豆半島における屋外広告物の設置許可基準説明会	27名
10/13	伊豆市		24名
2/8	静岡市	世にもおもしろい景観・まちづくり	80名

平成30年度

- 12月に実施した「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編の見直しに併せて、1月に2会場で県・市町職員向けの説明会を開催した。【関連事業：13公共施設整備のデザイン協議の推進】
- 伊豆半島でモデル的に策定した観光地エリア景観計画が、平成29年度から全市町が策定対象となったことから、2月にワークショップの臨場研修を開催した。【関連事業：17観光地エリア景観計画の策定支援】

時期	開催地	テーマ等	参加者数
4/24	静岡市	景観及び屋外広告物担当者研修会	70名
7/23	静岡市	メガソーラーによる景観への影響と対策に関するセミナー	57名
8/30	島田市	ふじのくに茶の都ミュージアム景観のお仕事見聞会～景観設計の考え方と解説～	44名
11/15	静岡市	景観形成活動団体による取組発表（静岡県景観賞表彰式）	80名
1/30	沼津市	ふじのくに色彩・デザイン指針に基づく公共空間高質化説明会 ～景観に配慮した公共施設設計のポイント及び実例解説～	62名
1/31	静岡市		59名
2/8	三島市	プロカメラマンから学ぶ景観写真撮影講座	25名
2/13	川根本町	これでわかる！これでできる！観光地エリア景観計画（ワークショップ臨場）	6名

令和元年度

- 令和元年度は、観光地エリア景観計画策定マニュアルの改定（10月）で、観光施設整備事業の事業実施前の景観チェックシートの提出が必要となったことから、市町担当者の景観検討における実務的な知識の習得を目的とした研修を2月に開催した。【関連事業：24県費助成や許認可を通じた景観形成】
- 県や市町が行う公共事業における景観検討を推進するため、実際の景観検討の様子を体験する臨場研修を開催した。【関連事業：13公共施設整備のデザイン協議の推進】

時期	開催地	テーマ等	参加者数
5/29	静岡市	良い景観とは何か、良い景観を形成するための設計の勘所等	68名
7/17	静岡市	事例と写真で知る景観物語～景観づくりを多数の国内外の事例・写真から学ぶ～	68名
10/1	御前崎市	公共施設の景観検討（御前崎港管理事務所の景観検討に臨場）	9名
10/2	静岡市	高質な公共空間の形成について（静岡県測量設計協会主催の技術講習会）	112名
10/28	静岡市	プロカメラマンから学ぶ景観写真撮影講座	20名
11/28	静岡市	景観形成活動団体による取組発表（静岡県景観賞表彰式）	100名
2/7	静岡市	居心地が良く歩きたくなる景観からの公共空間のデザイン（設計演習）	58名

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

令和2年度

- 県内のコロナ感染予防への対応のため、対面による研修の開催が困難となり、WEB開催に向けた端末・回線整備などの基盤整備を調整した。
- 公共事業の景観配慮の知識を土木職員及び市町職員に普及啓発するため、職員研修を活用し、景観施策や指針の説明を行った。【関連事業：12公共施設整備における景観形成の推進】

時期	開催地	テーマ等	参加者数
4/22	書面	景観及び屋外広告物担当者研修会	約64名
6/15	静岡市	景観施策の概要、ふじのくに色彩・デザイン指針（主査副班長級研修）	18名
7/17	静岡市	景観施策の概要（採用3年目研修）	63名
11/4	静岡市・WEB	景観形成と環境創出研修～基礎編～（土木職員研修）	42名
11/11	静岡市	景観形成と環境創出研修～演習編（土木職員研修）	32名

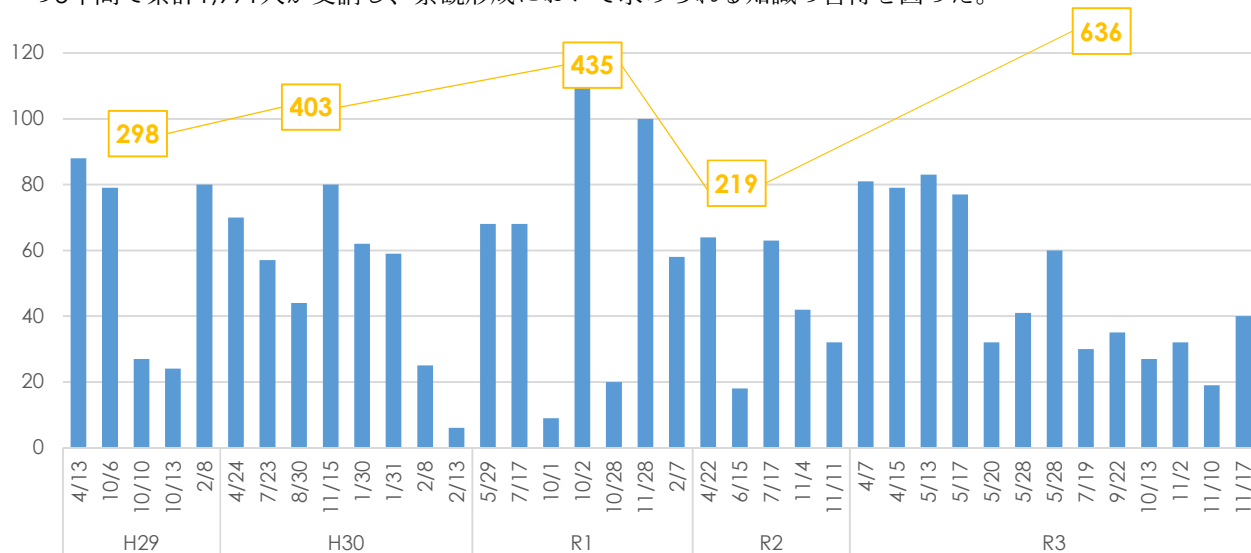
令和3年度

- 令和2年度にWEB開催の基盤整備が整ったことを踏まえ、現地視察や臨場研修を除く座学研修は、積極的にオンラインを活用した研修会を開催した。
- 観光部局や事業課（道路、市街地整備、公園）の事業説明会において、景観施策の概要やふじのくに色彩・デザイン指針及びアドバイザー制度の紹介等を行い、県及び市町の事業課担当者に景観配慮に関する知識及び制度について周知啓発を図った。【関連事業：12公共施設整備における景観形成の推進、17観光地エリア景観計画の策定支援、19専門アドバイザーの派遣】
- 4月の担当者研修会のアンケート結果より、今年度担当者の業務歴を確認したところ、半数が4月から初めて景観行政に携わり、約8割が1年以下の業務歴であることが把握できた。そのため、上半期は、景観法や景観施策に関する基礎的な内容も含めてセミナーを開催するとともに、セミナー後のアンケートにおいて、業務における課題や問題点を聞き取り、以降のセミナー内容に反映させた。

時期	開催地	テーマ等	参加者数
4/7	WEB	景観及び屋外広告物担当者研修会	81名
4/15	WEB	静岡県の景観施策と観光推進（観光交流局事業説明会）	79名
5/13	WEB	景観施策の概要（市街地整備説明会）	83名
5/17	静岡市	公共事業の景観形成とふじのくに色彩・デザイン指針（道路事業説明会）	77名
5/20	WEB	景観セミナー“景観法の活用”	32名
5/28	WEB	公共整備における景観形成（公園事業者説明会）	41名
5/28	静岡市	景観施策の概要（採用1年目研修）	60名
7/19	WEB	景観セミナー“景観まちづくり学習”	30名
9/22	WEB	景観セミナー“地域の魅力を高める景観づくり”	35名
10/13	WEB	景観セミナー“景観計画の活用と意見交換会”	27名
11/2	静岡市・WEB	景観形成と環境創出研修～基礎編～（土木職員研修）	32名
11/10	袋井市	景観形成と環境創出研修～演習編（土木職員研修）	19名
11/17	WEB	景観セミナー“三次元点群データを活用した景観行政”	40名

成果（受講者数）

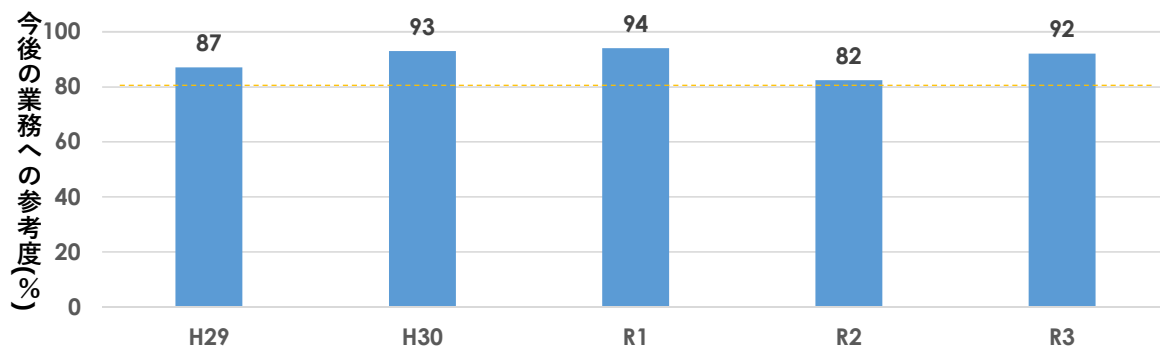
- 県・市町の職員等を対象としたセミナーや研修会等の参加者数は、以下のとおり。平成29年度から令和3年度の5年間で累計1,991人が受講し、景観形成において求められる知識の習得を図った。



景観の質

景観の質（受講者の理解度・満足度）

- 受講者の理解度・満足度については、研修後のアンケート調査に基づき年度ごと集計値は以下のとおり、概ね8割の受講者が今後の業務への参考度合（大いに参考になる、参考になる）と回答している。



- 令和3年度のセミナー受講者に、「どの内容が何の役に立った（立ちそう）」について確認した結果は、以下のとおり。特に今年度から新任した担当者は、他市町の事例紹介や具体的な進め方について、実務の参考になると回答している。

景観セミナー“景観法の活用”

日時・場所：令和3年5月20日（木）10時～12時，WEB（ZOOMミーティング）

内容：講演①景観まちづくりの推進に向けて（国土交通省公園緑地・景観課）

講演②県内の景観法活用状況（静岡県景観まちづくり課）

事例①景観計画策定市町の事例紹介（松崎町企画観光課）

事例②景観計画活用市町の事例紹介（三島市都市計画課）

参加：20市町32名（回答数28,回答率 87.5%）

【受講者の声】

- ☐ 今年度計画策定にあたり、策定済み市町の話聞くことができ、とても参考になりました
- ☐ 景観計画の改定が来年度以降予定されており、景観に関する業務をととして、従前の景観計画を見直す必要がある部分を整理しているタイミングで今回の研修に参加させていただきました
- ☐ 他市町の事例紹介により、重点地区の指定や届出対象行為の改定など、見直すことがたくさんあると痛感しました

担当課による事業・取組の検証

- 平成29年度より年々研修会やセミナーの開催頻度や受講者数は、増加傾向にあったが、令和2年度以降はコロナ感染予防を鑑みた対応が必要になり、開催方法の検討に時間を要し、セミナー開催頻度が減少した。対応策としてWEBを活用した研修を開催しているが、一方的な研修となり、受け身での受講となる恐れもある。WEBの投票機能や意見交換などを組み込むなど進行に工夫を行うことが必要と考える。
- 人事異動により、景観行政担当者の実務経験にばらつきが生じるため、ある程度基礎的な知識の習得については、常時動画配信を行う等のシステムティックな体制構築が必要である。

評価		要因分析
進捗状況	A	- 景観に関して実践的に学習できる機会をセミナーや研修会の開催により継続的に提供することができた（年間5回以上の開催実績）。 - 令和2年度以降、コロナ感染予防への対応のため、WEBを活用したセミナーを開催したところ、開催地から遠方の市町受講者が増加した。
目標成果	○	5年間で累計38回、累計受講者数は1,991人が参加した（年平均約8回、約400人）。 - 年度当初の担当者研修会は、毎年実施する研修であるが、その他の研修については、景観行政担当職員のニーズや他の景観施策との連携も見据えた内容を企画している。
景観の質	- 受講者の理解や満足度は、研修後のアンケート調査の結果より、概ね8割を超える受講者より参考になる旨の回答を得たことから、実務担当者のニーズを捉えた研修を実施することができたと考える。 - 毎年の人事異動により、景観行政担当者の実務年数はばらつきが生じるため、年度当初に担当者の実務経験や必要とする情報に関して把握し、研修内容を受講者ニーズに合わせていくことが必要である。	

静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）

- 市町独自では実施困難な研修を県が継続的に開催することで、市町担当者の学習機会が確保され実務に生かされている。県内広域で景観形成計画を実施するにあたり土台となる事業なので、受講者の属性やニーズに合った研修開催を継続してもらいたい。新型コロナウイルス対策として始まったオンライン研修であるが、感染症終息後もオンラインでできる研修は継続し、対面時には対面ならではの内容にするなど、研修方法と内容を精査する必要がある。講師の意向にもよるが、講義画像を学習コンテンツとして何らかの形で公開することも検討を願う。

事業・取組名

29 多面的なモニタリングの実施【普及啓発】

担当課 | 交通基盤部 景観まちづくり課

達成目標

多様な外部の視点から意見や提言をいただくとともに、その結果をまとめたものをWEBページやリーフレット等の多様な媒体を通じて発信することで、多面的な外部の視点から見た静岡の景観のモニタリングを実施し、実効性の高い施策に結びつける。

	項目	H29	H30	R1	R2	R3		
取組	多様な外部視点からの 意見・提言	静岡県景観懇話会の開催			景観施策向上・評価専門部会 の設置・開催			
成果	情報発信	多様な外部の視点からの意見・提言の情報発信 (ホームページ等での公表)						
景観 の質	—	—						

平成29年度から令和3年度の取組実績・成果

取組実績

平成29年度

- 静岡県の景観施策等について専門的、技術的な助言等を受けるため、緑地環境学、景観工学、教育、観光・広報等の専門家10名で構成する「静岡県景観懇話会（以下「懇話会」という）を平成30年1月29日に設置して、県の景観政策に関して幅広い視点から助言等をいただいた。
- 懇話会では、メガソーラーと景観等について検討し、景観は人と自然が付きあってきた歴史の結果であり、それが表に現れたものであることから、ライフスタイルや産業構造を含んだものと捉え幅広い検討を行っていくとの提言をいただいた。懇話会からの提言を受け、県の景観施策等について検討する庁内組織「静岡県景観づくり推進本部」において、メガソーラーと景観について全庁的に対応していくことを確認した。

静岡県景観懇話会 委員一覧

氏 名	所 属・職 名	専門分野
(会長) 武内 和彦	東京大学国際高等研究所サステナビリティ学連携研究機構 特任教授	緑地環境学
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	都市計画
天野 光一	日本大学理工学部 教授	景観工学
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ
金田 享子	公益社団法人日本サインデザイン協会 常任理事	サインデザイン
川口 宗敏	静岡文化芸術大学 名誉教授	都市デザイン
齋藤 潮	東京工業大学環境・社会理工学院 教授	景観論
西森 陸雄	工学院大学建築学部 教授	建築デザイン
渡邊 靖乃	静岡県教育委員	教育
Tony Everitt	Tourism Shizuoka Japan 戦略アドバイザー	観光・広報

敬称略 会長を除き五十音順

平成30年度

- 静岡県景観懇話会を、平成30年8月に開催し、幅広い視点から助言等をいただいた。
- 懇話会では、大規模太陽光発電設備の適正導入に向けた取組について検討し、「必ずしも排除が最良ではなく地域の振興につながる考え方もあるので、地域づくりの問題の一環としてさらに検討すべきである。」「土砂流出等による河川や海洋の汚染が二次的な景観改変を引き起こすことも考えていくべきである。」等、大所高所からの提言をいただいた。懇話会からの提言を受け、静岡県景観づくり推進本部において、大規模第要綱発電設備の適正導入については、景観施策での対応のみならず、今後も引き続き関係部局が主体的に対応することを確認した。

令和元年度

- 静岡県景観懇話会を、令和元年8月に開催し、幅広い視点から助言等をいただいた。
- 懇話会では、大規模太陽光発電設備の適正導入に向けた取組について検討し、「太陽光発電設備やその他の再生可能エネルギーを使いながらの地域づくりについてさらに検討すること」、「ふじのくに景観形成行動計画進捗評価について、詳細な評価を外部専門家に丁寧に見てもらうこと。また、進捗だけではなく、景観の質及び取り組む上での課題・対応についても評価すること。」等、大所高所からの提言をいただいた。懇話会からの提言を受け、静岡県景観づくり推進本部において、大規模太陽光発電設備の適正導入に向けては、関係部局が連携して取り組んでいくことを確認した。進捗評価については、評価方法及び外部評価の検討を行った。

平成29年度から令和3年度の実績・成果

取組実績

令和2年度

- 令和元年度の懇話会で提言を受けた「ふじのくに景観形成計画進捗状況評価の新たな評価方法及び外部評価」について検討するため、令和2年度より懇話会の専門部会として、景観工学やまちづくり、教育、生態学、観光・広報等の専門家からなる「景観施策向上・評価専門部会」（以下「評価部会」という）を設置した。
- 評価部会は、7月から12月までの間に計4回を開催し、新たな評価方法を整理した上で、令和元年度の行動計画の取組評価を実施した。
- 新たな評価方法により、県が主体的に取り組む事業について、各事業ごとに有識者による外部評価が行われるとともに、施策のさらなる向上に向けた助言を得るものとなった。

静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会 委員一覧

氏名	職名	専門分野	備考
伊藤 光造	特定非営利活動法人くらしまち継承機構 理事長	地域コミュニティ	部会長
浅見 佳世	常葉大学社会環境学部 准教授	植物生態学	
天野 光一	日本大学理工学部 特任教授	景観工学・観光	
渡邊 靖乃	静岡県教育委員	教育	

敬称略 部会長を除き五十音順

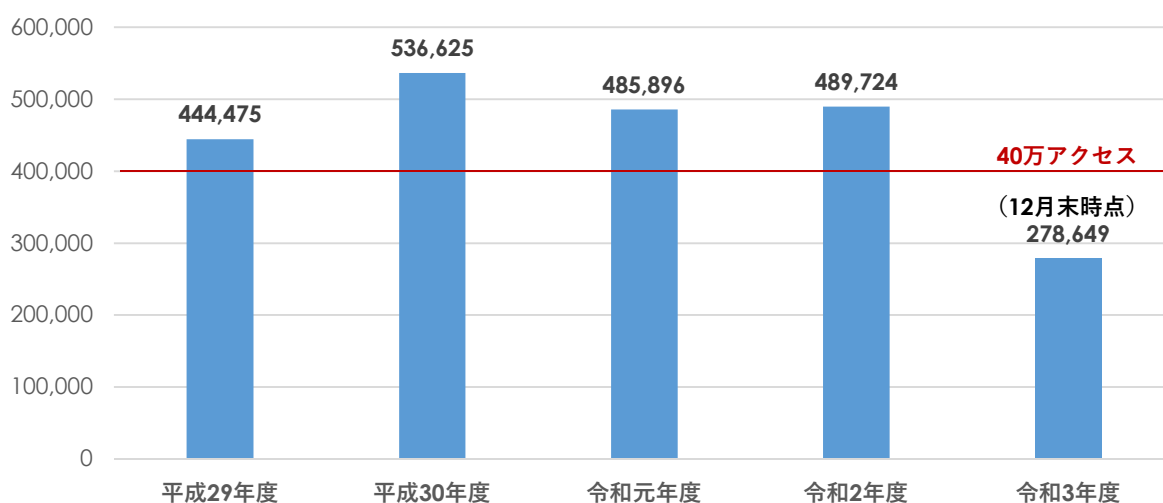
令和3年度

- 令和2年度に評価部会で検討した新たな評価方法により、ふじのくに景観形成計画進捗状況評価（令和2年度の取組）について、6月に評価部会を開催し、外部評価を行った。評価結果は、静岡県景観づくり推進本部に諮り、7月末に県ホームページで公表した。
- ふじのくに景観形成計画の中間年である令和3年度は、計画策定から5年間の行動計画取組による質の向上に関する評価を含めた5年間の取組を評価（以下「中間評価」という。）するため、評価部会で評価方法の検討を行っている。併せて、令和4年度から8年度の5年間における行動計画取組を策定するため、静岡県景観づくり推進本部で検討を行い、評価部会での助言を踏まえ、次期行動計画の策定を進めた。なお、公表は令和4年度上半期を予定している。

成果（情報発信）

- 懇話会及び静岡県景観づくり推進本部の開催結果は県ホームページに掲載し、ふじのくに景観形成計画の取組進捗状況について情報発信を行った。その他、県が取組む景観施策（静岡県景観賞や屋外広告物、静岡県景観形成アドバイザー制度や観光地エリア景観計画等）について、定期的にホームページを更新して、情報発信に取り組んだ。
- 景観行政に関するホームページの総アクセス数は、平成29年度は約44万アクセス、平成30年度は約54万アクセス、令和元年度は49万アクセス、令和2年度は49万アクセス、令和3年度（12月末時点）は約28万アクセスと、毎年約40万を超えるアクセスがある。

ホームページ総アクセス数



- 特にアクセスが多いコンテンツは、「公共事業の景観配慮」、「静岡県景観賞」、「屋外広告物」であり、平成29年度から令和3年度における上位3位は、これらのコンテンツが占めている。また、上位3位までのアクセス数の合計は、総アクセス数の7割程度を占めている。「公共事業の景観配慮」では、県が行う公共事業における景観配慮の方針をまとめた「ふじのくに色彩・デザイン指針」へのアクセスが顕著である。「静岡県景観賞」では、年度ごとの受賞一覧や受賞箇所などに毎月コンスタントにアクセスされている。「屋外広告物」は、伊豆地域の屋外広告物規制強化を周知した時期（平成29年10月）に急激に増加している。

景観の質															
景観の質（評価レポートのアクセス数等） ふじのくに景観形成計画の外部評価の結果は、県ホームページで「懇話会」や「推進本部」のコンテンツとして平成30年度から公表している。これらのコンテンツへのアクセス状況は、下記図のとおり。ホームページで公表後、毎年2万近いアクセスが確認されている。															
<table border="1"> <caption>景観の質（評価レポートのアクセス数等）</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>アクセス数（概数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>25,000</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>令和3年度（R3.12末時点）</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>		年度	アクセス数（概数）	平成29年度	5,000	平成30年度	10,000	令和元年度	25,000	令和2年度	18,000	令和3年度（R3.12末時点）	10,000		
年度	アクセス数（概数）														
平成29年度	5,000														
平成30年度	10,000														
令和元年度	25,000														
令和2年度	18,000														
令和3年度（R3.12末時点）	10,000														
情報発信の媒体として、令和3年度に実施したインターネットモニターアンケート（回答数686）によると、ホームページが65.5%と高く、次いで県民だより、テレビ・ラジオとの結果となった。そのため、今後もホームページのコンテンツ内容を充実させて、多くの県民に景観施策の取組状況が伝わるよう情報発信を行う。															
県が発信する景観に係る情報に関する入手媒体（R3インターネットモニターアンケート） <table border="1"> <caption>県が発信する景観に係る情報に関する入手媒体（R3インターネットモニターアンケート）</caption> <thead> <tr> <th>媒体</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その他</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>ポスター、チラシ等</td> <td>23.3%</td> </tr> <tr> <td>県民だより</td> <td>51.7%</td> </tr> <tr> <td>テレビ、ラジオ</td> <td>46.9%</td> </tr> <tr> <td>SNS</td> <td>32.5%</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>65.5%</td> </tr> </tbody> </table>		媒体	割合	その他	1.6%	ポスター、チラシ等	23.3%	県民だより	51.7%	テレビ、ラジオ	46.9%	SNS	32.5%	ホームページ	65.5%
媒体	割合														
その他	1.6%														
ポスター、チラシ等	23.3%														
県民だより	51.7%														
テレビ、ラジオ	46.9%														
SNS	32.5%														
ホームページ	65.5%														
担当課による事業・取組の検証															
外部評価の結果をまとめた進捗状況評価レポートは毎年ホームページで公表しており、県民の情報入手媒体の主要媒体と一致していることから、今後もホームページによる発信を行うことが有効と考える。一方、県のホームページは、県からの一方通行の情報発信となるため、ホームページにアクセスする人が求める情報が発信されているかわからない。そのため、発信する情報内容に関する検討を今後取り組んでいきたい。															
評価	要因分析														
進捗状況	A - 多様な外部の視点からの意見や提言をもらう場として、平成29年度より静岡県景観懇話会を発足し、令和元年度までの3年間、行動計画進捗状況評価等の議論をいただいた。 - 行動計画進捗状況評価は、丁寧な評価を行うため、令和2年度より静岡県景観懇話会景観施策向上・評価専門部会を発足し、取組の外部評価を実施している。														
目標成果	○ ホームページによる情報発信では、問い合わせ頻度の高い内容について掲載内容の充実を図る等の改善を行った。ホームページのアクセス数は、年間40万アクセスを超える状況であり、県が行う景観施策の情報発信が適切に行うことができたと考える。														
景観の質	R3インターネットモニターアンケートの結果から、県民が情報を入手する媒体はホームページが最も高く、県の景観施策に関する情報発信をホームページで行うことは情報発信媒体として有効であることが確認された。														
静岡県景観懇話会施策向上・評価専門部会委員のコメント（渡邊委員）															
「景観懇話会」設置により幅広い視点からの助言を受けるようになったことで、「景観づくり推進本部」においてより多角的で主体性を備えた議論が行われるようになった。「評価部会」による外部評価も加わり、進捗管理中心の評価から施策目標に対する達成度を含む評価に深化したことは、大きな成果である。これは各々の施策が、「こなすもの」から「主体的に取り組むもの」に進化したとも言える。 - 目標が言語化可視化されたので、担当者が変わっても目標が引き継がれ、広く県民にも「何のため」かが伝わりやすくなった。次期行動計画策定においても有用な資料であると考え。今後も、「景観形成は、単に視覚的に美しいものを形成するだけではなく、「地域らしさ」を大切に、「心の豊かさ」を感じることができる地域づくりにつながるもの（「ふじのくに景観形成計画概要版」より）」であることを大前提として、取り組む者の体温が伝わるような施策展開を期待する。															

3 景観に配慮して行う事業・取組（行動計画(B)）の取組実績

評価対象の63の事業・取組の平成29年度から令和3年度における5年間の取組実績は、計画期間中の取組予定と、これまで5年間（平成29年度から令和3年度）の取組実績を整理して、中間評価を行います。

行動計画(B) 評価書の見方、構成

行動計画（Ｂ）の事業・取組は、毎年行う進捗評価では、前年度の取組実績を記入しています。中間報告書では、ふじのくに景観形成計画の計画期間（平成29年度から令和８年度）の主な事業・取組予定と、これまでの５年間（平成29年度から令和３年度（見込み））の取組実績を整理します。

事業・取組が位置付けられている「主要方策名称」				
事業・取組名		5カ年の実績		
事業・取組名	計画期間中の主な事業・取組予定		ふじのくに景観形成計画行動計画（平成29年3月策定）で記載されている、各事業・取組の計画期間中の主な事業・取組予定を記載	
	実績	平成29年度	これまでの進捗評価レポートに記載した実績を整理	
		平成30年度		
		令和元年度		
		令和2年度		
		令和3年度	令和3年度末に取組実績（見込み）を記載	
担当部局 担当課				

主要方策1 広域景観形成をさらに加速させる		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
01 定点観測地点からの展望景観の観察 スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課	計画	地元市町による県内11箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。
	実績	毎年度、定点観測地点からの展望景観を観測し、それらを経過観察指標に係る年次報告書としてまとめ、次年度の富士山世界文化遺産協議会において審議している。 平成29年度から令和3年度に開催された同協議会において、良好な富士山の眺めが保全されていることが承認された。
02 ぐるり富士山風景街道（日本風景街道）の取組推進 交通基盤部 道路企画課	計画	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。 富士山の包括的な道路景観管理に向けた継続的な検討・取組を実施するとともに、例年10月の1か月間を「ぐるり富士山風景街道一周清掃」として、富士宮市朝霧地区を中心とした清掃活動を実施していく。
	実績	平成29年度から令和3年度において、地域住民、NPO、企業と行政の協働のもと、「ぐるり富士山風景街道一周清掃」として、富士山周辺の道路環境美化活動を実施し、地域の景観的な魅力を高めた。 【参加者】H29:150人、H30:180人、R1・R2:雨天中止、R3:64人
03 駿河湾の世界で最も美しい湾クラブ関連事業の推進 経済産業部 産業イノベーション推進課	計画	沿岸市町や加盟他湾との連携・協働による国内外への情報発信を行う。
	実績	平成28年度に「湾クラブ」に加盟し、平成29年度からはポスター等を活用したPRを行った。平成30年度には駿河湾の普及啓発事業として、駿河湾フェリーを活用した「駿河湾魅力発見親子ツアー」やフォトコンテスト等を行った。平成29年度から令和3年度には、マックスバリュ東海㈱や駿河湾沿岸に本社や工場を置く企業が連携し、駿河湾をデザインした商品を企画販売し、駿河湾のPRを行った。
主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
04 清水都心WF地区開発基本方針の策定 交通基盤部 港湾企画課	計画	物流機能移転、大型客船受入環境整備、防潮堤整備、緑地整備を行う。
	実績	平成28年7月に「国際旅客拠点形成港湾」の指定を受け、平成29年12月に清水港国際旅客拠点形成計画を策定し、平成30年3月に連携するクルーズ船社と清水港クルーズ拠点形成協定書を締結した。 当該地区の施設整備にあたっては、清水都心WF地区デザイン専門会議に諮り、施設設備や意匠などの空間デザインを進めている。また、県も参画する（一社）清水みなとまちづくり公民連携協議会は、日の出地区全体の基本計画となる実行プランを作成している。 このような活動を踏まえ、現在までに、日の出埠頭では旅客施設や緑地、臨港道路等の整備が進んでおり、令和3年度からは防潮堤整備も始まった。
05 東静岡周辺地区の整備 スポーツ・文化観光部 政策管理局企画政策課	計画	東静岡周辺地区の整備にあたり、眺望・景観へ配慮する。
	実績	静岡市と県が作成した東静岡地区景観形成基本方針などを踏まえ、新県立中央図書館をはじめとした東静岡周辺地区の施設が眺望や景観に配慮したものとなるよう、令和2年度に県と市の当地区に関連する取組の情報共有等を目的とした県・市連絡調整会議を立ち上げるなど、検討を実施した。
06 日本平山頂シンボル施設の整備 スポーツ・文化観光部 観光政策課	計画	文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市景観条例に基づき眺望施設を整備する。
	実績	平成29年6月に文化財保護法の許可を受け、10月から工事に着手し、平成30年11月3日に世界遺産富士山と勇断な駿河湾を一望できる展望施設、愛称「日本平夢テラス」を開館した。本施設は、周囲の視線環境と調和した施設で、令和元年11月に静岡県景観賞の優秀賞（静岡県建築士会）を受賞した。平成30年度の開館から年間目標（30万人）を大幅に上回る来館者数があり、令和3年度12月末時点での来館者数は約206万人となっている。

主要方策2 国内外に誇れる高質な公共空間を形成する		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
07 無電柱化の推進 交通基盤部 道路企画課	計画	市町の策定する景観計画等を踏まえつつ、道路管理者と電線管理者、地元自治体と連携・調整して、実施箇所の選定を図り、無電柱化の推進に努める。
	実績	平成29年度から候補箇所の整理、関係機関との調整を行い、平成31年4月に「静岡県無電柱化推進計画」を策定した。計画では、「防災」、「安全・円滑な交通確保」とともに、「景観形成・観光振興」を基本方針としており、電線管理者、地元住民等との調整に努め、景観形成に資する箇所における無電柱化の推進を図っている。
08 わかりやすい道案内の推進 交通基盤部 道路保全課	計画	主要な観光地において、観光施設等を案内する標識の多言語化（4ヶ国）を実施する。道路案内標識の英語表記ルールを統一し、改善する。
	実績	平成29年度には景観に配慮した色彩（茶板）を用いた多言語化（4か国語）標識を2基設置した。平成30年度から令和3年度まで、ラグビーW杯や東京オリンピックパラリンピックの開催に向けて、アクセスルートの英語表記の改善を優先的に実施し、地域内外の来訪者へのおもてなしを行った。 【英語表記改善進捗状況（参考H27改善287基）全2,339基完了見込】 H29:現地調査、H30: 53基、R1:279基、R2:372基、R3:1,348基
09 津波対策「静岡方式」の推進 交通基盤部 河川企画課	計画	伊豆半島沿岸10市町にて、市町と連携し、地域住民や漁業関係者等、様々な立場の方々の参加による津波対策地区協議会において、地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策の検討を行い、方針を決定する。
	実績	津波防災と景観・利用等の調和や避難困難地区の解消を図るため、防潮堤等の施設整備と避難体制の整備など地域の実情にあった津波対策について検討を進めている。令和4年3月末までに32地区で「津波対策の方針」を、さらに5地区で「津波対策の方針（中間報告）」がとりまとまった。
10 景観デザインの基本方針に基づいた防潮堤整備の実施 交通基盤部 河川海岸整備課	計画	防潮堤本体工事の進捗に併せて利活用等に資する施設を整備する。
	実施	浜松市沿岸域防潮堤の進捗に併せて、防潮堤完成後の利活用や配慮すべき事項をまとめた「景観デザインの基本方針」に基づいて、斜路、階段を整備し、令和2年3月末に竣工した。
11 津波避難誘導標識の設置 危機管理部 危機情報課・危機政策課	計画	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。
	実施	「静岡県津波避難標識指針」において、市町が整備する津波避難標識の図記号や色彩・レイアウト等を統一するように促している。これにより、当指針に準拠した津波避難標識が、毎年整備され（487基：平成29年度、497基：平成30年度、316基：令和元年度、128基：令和2年度、100基：令和3年度（見込み））、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。
12 公共建築物等での県産材利用促進 経済産業部 林業振興課	計画	木材需要拡大庁内会議、地域連絡会、県産材利用講習会・セミナー、ふじのくに木使い建築施設表彰を開催する。
	実施	第5期“ふじのくに”公共建築物等木使い推進プランに基づき、木材需要拡大庁内会議や地域連絡会を開催し、県産材の率先利用に努めた結果、県産材利用量の目標は毎年達成している。なお、令和3年度中に第6期プランを策定する。 また、県産材利用講習会・セミナーやふじのくに木使い建築施設表彰を開催して、県産材利用の具体的な事例などを発信し、公共建築物等での県産材利用の促進に努めた。

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げする

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）
13 産業廃棄物適正処理・不法投棄対策事業 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	計画	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等を実施する。
	実施	不法投棄の撲滅等を図るため、毎年2回の統一パトロールの実施の他、平日・夜間のパトロール、民間警備会社による休日パトロールを実施するなど不法投棄の未然防止と早期発見に努め、県内の良好な景観形成・保全を図った。 平日・夜間のパトロール実績 平成29年度約170回、平成30年度約150回、令和元年度153日、令和2年度222日、令和3年度173日（見込み） 休日パトロール 平成29年度230回、平成30年度230回、令和元年度224日、令和2年度128日、令和3年度138日（見込み）
14 不法投棄未然防止緊急対策事業費助成 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	計画	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する市町に対し、設備の設置費用を助成する。
	実施	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する市町に対して、設備の設置費用を助成し、県内の良好な景観の保全を図った。 助成実績（令和2年度で助成終了） 平成29年度5市町、平成30年度6市町、令和元年度4市町、令和2年度3市町
15 多自然川づくりの推進 交通基盤部 河川海岸整備課	計画	河川整備を行うにあたっては、多自然川づくりを基本とし、多自然工法の検討を実施する。
	実施	平成29年度は、二級河川庵原川において、洗掘防止かつ水棲生物の生育環境に配慮した根固工（石倉かご）を平成28年度末に完了したため、平成29年度は、整備前後における水棲生物のモニタリング調査を地元住民を中心とした団体、地元学生等と実施した。 平成30年度は、一級河川稲瀬川において、河道掘削工の施工にあたり、治水機能の確保と併せ、水生生物の生育環境に配慮した工事を実施した。その後、施工前後の水生生物のモニタリング調査結果をまとめ、当該箇所自然環境の復元を確認した。このことにより、河川景観の保全を図った。 令和元年度は、一級河川佐野川において、河道掘削工の施工と併せ、同一河川の巨石を活用して巨石据付を行うことで、護岸の健全度を確保するとともに、水生生物の生育環境に配慮した工事を実施し、水際に魚類や水生動物の生息場所を形成した。 令和2年度は、二級河川太田川において、ワンドが形成されるよう、高水敷部を小堤を残して河道掘削工を行うことで、水生生物の生育環境に配慮した工事を実施し、魚類や水生植物の生育場所を形成した。 令和3年度は、一級河川一雲済川において、容易に施工が可能な石組みによる水制工の設置を行い、流速、水深の変化等を生み出し、様々な流れを有する多様性に富んだ水生生物の生息環境を創出した。
16 養浜を主体とした侵食対策の実施 交通基盤部 河川海岸整備課	計画	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する。
	実施	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する侵食対策方針に基づき、平成29年度から令和3年度（見込み）において約150万㎡の養浜工を実施し、海岸の景観保全を図った。
17 海岸漂着物等対策事業費助成 くらし・環境部 廃棄物リサイクル課	計画	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、助成を行う。
	実施	海岸漂着物の回収・処理及び発生抑制のための事業を行う市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用して助成し、海岸の良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全を図った。 助成実績 平成29年度から令和2年度15市町、令和3年度14市町

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げる

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）
18 放置艇プレジャーボート対策 （浜名湖） 交通基盤部 河川砂防管理課	計画	二級河川浜名湖（都田川）等における、不法係留船や放置艇のパトロール調査、放置艇や沈没船の緊急移動・撤去等を行う。
	実施	（公財）浜名湖総合環境財団や関係市町と共にパトロールを実施し、撤去指導等を行うことにより、浜名湖の景観保全を図った。平成29年度は、23隻の放置艇を発見し、告知書の添付などを行った。2～3隻は適正な係留場所へ移動するなどしているが、10隻程度は現在も指導を継続している。（23隻は2回のパトロールでの延べ数であり、実際には14隻である。）
19 造林事業 経済産業部 森林整備課	計画	森林を適切に管理するため、森林所有者等が行う森林施業（保育、間伐等）を造林事業等により支援する。
	実施	造林事業等により、間伐等の実施による森林の適正な管理を実施し、良好な森林景観の形成を支援した。 森林整備実績 平成29年度 9,971ha、平成30年度 10,080ha、令和元年度 10,144ha、令和2年度 10,314ha、令和3年度 10,000ha（見込み）
20 治山事業 経済産業部 森林保全課	計画	保安林の機能回復、強化を図るとともに、森林景観の改善に努める。
	実施	荒廃山地の復旧や、過密林分における本数調整伐等により、良好な森林景観を形成した。 本数調整伐実績 平成29年度 166ha、平成30年度 259ha、令和元年度 292ha、令和2年度 244ha、令和3年度 147ha（見込み）
21 静岡県森林景観形成ガイドラインの普及啓発 経済産業部 森林保全課	計画	森林土木工事の設計者や民間事業者に対し情報提供する。
	実施	森林土木工事の設計や林地開発行為の許可にあたり、森林景観形成ガイドラインに配慮した事業実施を指導した。 林地開発許可実績 平成29年度 8件、平成30年度 17件、令和元年度 13件、令和2年度 9件、令和3年度 13件（見込み）
22 都市山麓グリーンベルト整備事業 交通基盤部 砂防課	計画	竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や里山の保全を定期的かつ継続的に実施する。
	実施	H29年度は、1溪流で管理道の整備や間伐作業を実施した。管理協定を締結している地域住民団体（NPO法人）と協働で、植樹等のイベント、間伐や下草刈り等の作業会を年間を通じて実施した。 平成30年度は、庚申塔沢における管理道の整備（木製階段工100段、筋工L=30～50m）や間伐作業等を実施した。材料を木製にする等、景観を考慮した。 令和元年度は、庚申塔沢及び沢の谷沢における管理道整備（L=480m）や木製階段工（145段）、間伐作業等を実施した。材料を木製にする等、景観を考慮した。 令和2年度は、庚申塔沢及び杉谷津沢における管理道整備（L=240m）や木製階段工（100段）、竹くず運搬処分等を実施した。材料を木製にする等、景観を考慮した。 また、地元自治会、NPO、大学、食品会社を繋ぐ官・民・学・産の協働で負の産物であった若竹からメンマを生産する循環型の取組の輪を形成した。 令和3年度は、庚申塔沢において伐竹（2,500m ² ）及び竹くず運搬処分等を実施した。また、引き続き関係機関との協働によりメンマの生産を行った。

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げする

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）																																							
23 富士山不法投棄廃棄物撤去事業費助成	計画	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保松原を除く。）並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対して、助成を行う。																																							
	実施	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯（三保松原を除く。）並びに保存管理区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体の自主的な活動に対して、助成した。 助成実績 平成29年度2団体、平成30年度1団体、令和元年度2団体、令和2年度1団体、令和3年度1団体																																							
くらし・環境部 廃棄物リサイクル課																																									
24 茶草場農法実践者の応援制度の確立	計画	茶草場農法応援企業の募集・登録及び、連携した作業支援を行う。茶草場農法の広報と実践者認定マーク入り商品のPRを行う。																																							
	実施	以下のとおり伝統技術の維持・活用に取り組んだ。 <table><tr><th>項目</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>販売登録者数（社）</td><td>131</td><td>138</td><td>145</td><td>151</td><td>151</td></tr><tr><td>生物多様性貢献表示シール販売累計（千枚）</td><td>2,917</td><td>3,788</td><td>4,670</td><td>5,517</td><td>6,103</td></tr><tr><td>開発した新商品数（個）</td><td>9</td><td>4</td><td>10</td><td>3</td><td>7</td></tr><tr><td>世界農業遺産認定地域と連携した首都圏等でのPR実績（回）</td><td>14</td><td>20</td><td>16</td><td>9</td><td>14</td></tr><tr><td>作業応援ボランティア参加者数（人）</td><td>144</td><td>132</td><td>149</td><td>-</td><td>-</td></tr></table> コロナ禍により、R2,R3年度の作業応援ボランティアは実施せず					項目	H29	H30	R1	R2	R3	販売登録者数（社）	131	138	145	151	151	生物多様性貢献表示シール販売累計（千枚）	2,917	3,788	4,670	5,517	6,103	開発した新商品数（個）	9	4	10	3	7	世界農業遺産認定地域と連携した首都圏等でのPR実績（回）	14	20	16	9	14	作業応援ボランティア参加者数（人）	144	132	149	-
項目	H29	H30	R1	R2	R3																																				
販売登録者数（社）	131	138	145	151	151																																				
生物多様性貢献表示シール販売累計（千枚）	2,917	3,788	4,670	5,517	6,103																																				
開発した新商品数（個）	9	4	10	3	7																																				
世界農業遺産認定地域と連携した首都圏等でのPR実績（回）	14	20	16	9	14																																				
作業応援ボランティア参加者数（人）	144	132	149	-	-																																				
経済産業部 お茶振興課																																									
25 わさび田の保全と活用	計画	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援する。																																							
	実施	平成30年3月に「静岡水わさびの伝統栽培」が世界農業遺産に認定された。平成30年度から、世界農業遺産の認定をきっかけとして、わさび生産者、地域住民による、わさび田周辺の草刈りや耕作放棄田の再生利用、新資材の実用性評価などが行われ、景観保全の意識が高まっている。景観と調和した遮光資材等の導入に向け、専門家からのアドバイスを受けるなど引き続き検討していく。																																							
経済産業部 農芸振興課																																									
26 世界かんがい施設遺産登録の支援	計画	世界かんがい施設遺産登録を支援する。 世界かんがい施設遺産のPRを行う。																																							
	実施	静岡県では、平成28年度までに2箇所（深良用水、源兵衛川）の世界かんがい施設遺産が登録されており、現地視察やPR動画を作成し、県庁展示スペースで公開するなど、かんがい施設遺産のPRを行ってきた。令和3年度には、新規登録を目指す寺谷用水土地改良区及び沼津市の申請書作成支援を行った。（令和4年2月に国際かんがい排水委員会日本国内委員会に申請書提出）																																							
経済産業部 農地計画課																																									
27 景観農業振興地域整備計画の策定支援	計画	①市町が策定する景観農業振興地域整備計画を支援する。 ②景観行政担当者会議等において、制度の周知等を行う。																																							
	実施	①農山村地域の良好な景観を形成するため、本計画については随時説明を行っているが、令和3年度は景観農業振興地域整備計画を策定する市町はなかった。 ②県内市町の景観担当者に対して、景観法等基礎知識や県の景観施策等を説明する会議を開催し、その中で景観農業振興地域整備計画の周知を図った。また、平成30年度に景観法活用のマニュアルである「市町における景観形成の推進」を策定し、同計画の活用イメージや策定方法、先行事例などを示して制度の周知を図っている。																																							
①経済産業部 農地利用課 農地計画課・農地保全課 ②交通基盤部 景観まちづくり課																																									

主要方策3 | 静岡の景観を全ての地域から底上げる

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）				
28 荒廃農地対策の推進	計画	農業者が行う再生作業等の取組に対して支援する。耕作放棄地の再生利用事例や手法を研究するためのシンポジウムを開催する。				
	実施	担い手による耕作の再開、地域団体による景観向上活動や地権者による保全等により荒廃農地（耕作放棄地）が再生され、良好な景観形成が図られた。				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		304ha	200ha	192ha	251ha	R4.5月頃集計予定
経済産業部 農業ビジネス課 農地計画課	実施	荒廃農地再生・集積促進事業で荒廃農地が解消された。				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		15.2ha	15.0ha	10.9ha	9.1ha	R4.5月頃集計予定
	ふじのくに農地有効活用シンポジウムを開催し、一般県民や農業者、農業関係団体等に対し、荒廃農地再生や景観形成への意識啓発を行った。（開催日：平成29年度：H30.2.8、平成30年度：H31.1.31、令和元年度：R2.2.3、令和2年度：新型コロナの影響で中止、令和3年度：R4.2.7予定） 令和2年度に荒廃農地解消保全管理等協議会で策定した「非農地化後の保全管理等に関する基本指針」の中で、再生不可の荒廃農地を非農地化した場合の景観形成に与える影響について整理した。					
29 （公財）静岡県グリーンバンク環境緑化事業への支援	計画	（公財）静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て行う環境緑化事業に対し助成する。				
	実施	緑化推進等に関する事業の実施と活動助成を行った結果、県内各地で緑化活動が促進され、地域緑化活動に対する地域住民参加の機運が高まり、地域の景観的な魅力が向上した。 緑化グループ等の活動支援：599団体 景観づくり団体の支援：74団体 住民参加による芝生緑化支援：29団体 駅前などに質の高い花壇を整備する花と緑の地域シンボル創造：8団体				
くらし・環境部 環境ふれあい課	計画	景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路樹等を設置する。無電柱化を推進する。				
		平成29年度から（都）沼津南一式線において、新たな区間の無電柱化工事に着手し、電線共同溝L=610mの敷設を完了した（無電柱化事業は、R12完了予定） 平成30年度より、（都）西間門新谷線の無電柱化工事に着手し、電線共同溝L=470mの敷設を完了した。（事業期間：H22～R6予定、電共工事期間：H30～R6） 令和2年度には、（都）袋井駅森線において景観に配慮した歩道舗装を行い、供用を開始した（事業期間：H25～R2、工事期間：H28～R2）。令和2年度には、富士市景観計画の景観重要公共施設である（都）本市場大淵線では県内道路初となる景観形成方針を策定し、路線全体で統一した景観整備を進めていくこととした。伝法工区R3.9.13供用を開始し、次期工区である片宿工区はR3～R11に事業を行う。				
30 街路整備事業	計画	市町が行う都市緑化に貢献する公園やその他緑化施設の整備事業に対して補助を行う。				
	実施	緑豊かで、安全・安心な都市環境の形成を図るため、市が行う公園整備への助成を行ったことで、地域の景観的魅力（利便性・快適性）が高まった。				
交通基盤部 公園緑地課	計画	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		4市5公園	3市6公園	2市3公園	3市3公園	3市3公園
31 公園・緑化推進事業	計画	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井川梅高地区の親水公園整備等を実施する。				
	実施	瀬戸川保福島地区及び大井川梅高地区において、親水公園の整備に伴う基盤造成や園路整備を実施し、良好な河川景観の形成を推進している。				
交通基盤部 河川海岸整備課	計画	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井川梅高地区の親水公園整備等を実施する。				
	実施	瀬戸川保福島地区及び大井川梅高地区において、親水公園の整備に伴う基盤造成や園路整備を実施し、良好な河川景観の形成を推進している。				

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
33 空家等対策 ①くらし・環境部 住まいづくり課 ②交通基盤部 景観まちづくり課	計画	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡会議により情報提供を行なうとともに、特定空家対策の推進に取り組む。
	実施	①毎年、空き家等対策市町連絡会議4回や略式代執行に関する研修会を1回開催する等、市町の空き家対策を支援し、これまでに浜松市4件、静岡市1件、伊豆の国市1件の特定空家に対する略式代執行、行政代執行が実施され、景観形成の向上に貢献した。 ②住まいづくり課及び建築安全推進課との連携体制を構築し、情報共有を行った。
34 富士山麓フロンティアパーク 小山造成事業 企業局 地域整備課	計画	富士山麓フロンティアパーク 小山（小山湯船原工業団地）の造成にあたり『富士山を借景にした森に佇む工業団地』をコンセプトに、富士山の眺望確保のため、富士山側の道路は電線地中化する。また、新たに設置する緑地には潜在自然植生を尊重した樹種を選定し自然環境との調和を図る。
	実績	平成29年度には、工業団地の造成にあたり富士山眺望ポイントになる範囲について、電線地中化を進めた。 平成30年度には、周辺の自然環境との調和を図るため、調査・選定した地域由来の樹種を、工業団地全体で約81,000m ² に約44,000本を植樹した。 富士山麓フロンティアパーク小山造成事業は、平成30年度に完了した。
地域振興整備事業【R2新規】 企業局 地域整備課	計画	景観や環境に配慮した工業団地等を造成し、地域のブランド力を高める
	実績	平成29年度から藤枝市において藤枝高田工業団地（10.2ha）に事業着手した。A工区（6.1ha）には、既存の河川緑地と繋がりを持たせた緑地を配置し、B工区（4.1ha）には、地域に開かれた公園を整備した。藤枝高田工業団地造成事業は令和3年度に完了した。
35 市町の条例の策定や運用に関する助言、工場緑化セミナーの実施 経済産業部 企業立地推進課	計画	随時の情報共有やアドバイスを行う。 市町と協働して、工場緑化や企業が行う環境活動に関するセミナーや見学会を実施する。
	実績	市町に対し、条例の運用などに関するアドバイスを行った。 緑化優良工場に関するHPを作成し、優良事例の紹介を行った（平成29年度から令和元年度は産業見学会を実施し、緑化優良工場として表彰された工場を視察。令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止。）。
36 連絡協議会の開催 スポーツ・文化観光部 文化財課	計画	「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」及び「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を定期的に開催する。
	実績	「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を開催し、文化財保護法に関する情報共有を図った（平成30年1月26日、平成30年7月17日、令和元年7月16日）。令和2年度から2ヵ年計画で南伊豆町・松崎町・西伊豆町の共管事業として、「名勝伊豆西南海岸保存活用計画」の作成に取組んでおり、その中で関係者間の連絡調整体制が構築されているため「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」は開催しなかった。 「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」を開催し、文化財保護法に関する情報共有を図った（平成30年3月5日、平成31年3月6日、令和2年3月4日、令和3年3月12日）。
37 文化財の指定、整備・活用の促進 スポーツ・文化観光部 文化財課	計画	県文化財保護審議会を開催する。 文化財指定に向けた調査を実施する。 国、市町の調査事業への助言・協力等を行う。 文化財保存費等の補助を行う。
	実績	指定候補文化財について調査を実施した上で、県文化財保護審議会を開催し、新たに県指定文化財として指定した。保存・活用上修理を要する国・県指定文化財には、所有者へ文化財保存費等の補助を行い、経年劣化した建造物等を改修することで歴史的な景観の向上につなげた。 県指定文化財の指定実績：平成29年度3件、平成30年度2件、令和元年度3件、令和2年度4件、令和3年度2件

主要方策3 静岡の景観を全ての地域から底上げする		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
38 重要文化的景観の選定支援 ①スポーツ・文化観光部 文化財課 ②交通基盤部 景観まちづくり課	計画	文化財担当者研修等において保護制度等を説明する。 市町調査事業への助言・協力等を行う。
	実績	①平成29年度から令和元年度の3年間、市町文化財担当職員を対象とした研修会において、重要文化的景観保護制度を説明し、重要文化的景観の選定に向けて働きかけた。令和2年度から、2ヵ年計画で、「静岡県文化的景観総合調査」に着手した。調査にあたり、有識者4名をアドバイザーに任命し助言を受けるとともに、関係課で構成する庁内連絡会を立ち上げた。 ②重要文化的景観の選定に向けた検討会や現地調査に参加した。
主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
39 日本平・三保の松原県立自然公園 公園計画の見直し くらし・環境部 自然保護課	計画	公園計画の見直しについて、環境調査結果を基に関係機関と調整を行う。
	実績	平成29年度には、自然公園区域の適正な管理を行うため、公園区域の変更を検討し、地権者や関係機関等との調整を行った。 平成30年度には、自然公園区域の適切な管理を行うため、自然環境の状況を把握し、自然環境や景観保全のための区域変更の必要性を見直して、地権者や関係機関と調整の結果、変更手続きが完了した。
40 環境影響評価法や静岡県環境影響評価条例等に基づく審査・指導 くらし・環境部 生活環境課	計画	環境影響評価対象事業となる開発事業案件に対し、随時審査・指導を実施する。
	実績	環境影響評価審査会における審査や知事意見を述べることを通じて、事業者が地域の景観の保全に配慮して事業を実施するよう促した。 審査実績 平成29年度：掛川風力発電事業、志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業、(仮称)御前崎港バイオマス発電事業 平成30年度：(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業、志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称)クリーンセンター整備事業、(仮称)御前崎港バイオマス発電事業、一般国道414号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町） 令和元年度：(仮称)遠州灘洋上風力発電事業、(仮称)南伊豆洋上風力発電事業、(仮称)遠州東部風力発電事業 令和2年度：(仮称)沼津真城山風力発電事業、(仮称)沼津風力発電所、(仮称)遠州東部風力発電事業、(仮称)御前崎港バイオマス発電事業 令和3年度：(仮称)函南太陽光発電事業、(仮称)沼津真城山風力発電事業、(仮称)伊豆スカイラインC C太陽光発電所建設事業
41 林地開発許可制度の運用 経済産業部 森林保全課	計画	林地開発許可の審査を通じて、良好な森林景観の維持に努める。
	実績	民間事業者が実施する林地開発行為の許可にあたり、法面の在来種による緑化や、残置森林・造成森林の適切な配置等を指導した。
42 建築協定の認可促進 くらし・環境部 建築安全推進課	計画	住民主導の潤いのあるまちなみを整備するため、市町への支援を行う
	実績	良好な景観や住環境を保全する方法として建築協定制度的があるため、県では市町建築行政担当者を対象とした研修会を毎年開催し、建築協定制度等の説明を行うとともに、各市町に対して建築協定制度条例の制定を働きかけている。 平成29年度から令和3年度に建築協定制度条例を制定した市町及び建築協定制度認可地区はなかったが、令和4年3月末現在、全35市町のうち32市町が建築協定制度条例を制定し、建築協定制度認可地区は累計134地区となっている。

主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
43 都市計画法の開発許可を通じた景観形成の誘導 交通基盤部 土地対策課	計画	市町への助言を行う。 開発審査会を開催する。
	実績	市町が県開発審議会に付議する際に提出する図書（「事業概要書」）の記載事項「景観への配慮」に対して助言を行い、地域の良好な景観の形成に寄与した。 開発審査会開催実績 平成29年度5回、平成30年度6回、令和元年度5回、令和2年度5回、令和3年度6回
44 工場立地法の制度活用支援 経済産業部 企業立地推進課	計画	届出を所管する市町への情報提供、運用に対するアドバイスを行う。 工場緑化ガイドラインを更新し、事業者に優良な取り組みを紹介する。
	実績	市町に対し、工場立地法の運用に関して、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行った。 緑化優良工場に関するHPを作成し、優良事例の紹介を行った。
45 文化財保護法・条例に基づく手続きの実施 スポーツ・文化観光部 文化財課	計画	保護制度等の周知事業を実施する。 許可手続き等を適切に履行する。
	実績	毎年、市町文化財行政担当者研修会を開催し、文化財の保護制度及び法・条例に基づく手続きを周知した。文化財指定地内における現状を変更しようとする行為については、法令に基づく厳格な対応により、歴史的な景観の維持及び向上を図った。 開催実績：平成29年4月28日、平成30年4月27日、平成31年4月26日、令和2年7月31日、令和3年6月3日
主要方策5 自立した持続性のある県民・事業者生根差した景観形成を進める		
事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
46 農村の魅力フォトコンテストの実施 経済産業部 農地保全課	計画	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。
	実績	県民に農山村景観保全の必要性周知を図るため、ラジオや広報誌等による情報発信により、幅広く写真を募集。特に若い世代への周知を図るため、県内高校写真部や大学等へ案内した。毎年800点近い応募があり、その中から入賞作品を選出。入賞作品の展示を通じて、農山村景観の魅力を発信した。 応募、入賞実績 平成29年度800点を超える応募、50点を選出 平成30年度800点を超える応募、41点を選出 令和元年度760点を超える応募、41点を選出 令和2年度1200点を超える応募、40点を選出 令和3年度1000点の応募、41点の選出(見込み)
47 「花の都しずおか」づくりの推進 経済産業部 農芸振興課	計画	花や緑に関する講座やコンクールを開催する。
	実績	「ふじのくに花の都しずおか花緑コンクール」をきっかけとし、地域住民の花や緑の利活用に対する意識や景観美化への意識が高まった。 受賞実績 上記コンクールの最優秀賞受賞の4団体及び1名を「全国花のまちづくりコンクール」に推薦し、各種賞を受賞した。

主要方策5 | 自立した持続性のある県民・事業者に根差した景観形成を進める

事業・取組名	5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）	
48 緑化優良工場等表彰の推薦 経済産業部 企業立地推進課	計画	県内で先進的な緑化や環境活動に取り組む工場を、経済産業省等の表彰に推薦する。
	実績	景観美化に繋がる緑化や環境活動に取り組む県内工場の推薦を行い、各賞を受賞した。 毎年の受賞実績 平成29年度：4賞（経済産業大臣賞：ヤマハ発動機(株)袋井工場、関東経済産業局長賞：(株)河合楽器製作所竜洋工場、日本緑化センター会長賞：日研フード(株)、日本緑化センター会長奨励賞：(株)コーリツ） 平成30年度：4賞（経済産業大臣賞：(株)キャタラー、関東経済産業局長賞：ミネベアミツミ(株)浜松工場、日本緑化センター会長賞：(株)日立ハイテクサイエンス小山事業所、日本緑化センター会長奨励賞：静岡製機(株)浅羽工場） 令和元年度：3賞（関東経済産業局長賞：プライムアースEVエナジー(株)大森工場、日本緑化センター会長賞：日本コヴィディエン(株)袋井工場、日本緑化センター会長奨励賞：住友ベークライト(株)静岡工場） 令和2年度：3賞（経済産業大臣賞：(株)ジーシー富士小山工場、関東経済産業局長賞：(株)不二家富士裾野工場、日本緑化センター会長奨励賞：沼津米穀卸(株)） 令和3年度：3賞（関東経済産業局長賞：(株)アマダ富士宮事業所、日本緑化センター会長賞：ベックマン・コールター(株)三島事業場、共和レザー(株)浅羽工場）
49 調査研究成果等を踏まえた情報提供 スポーツ・文化観光部 富士山世界遺産課	計画	調査研究成果等を基に、富士山世界遺産セミナーや企画展等を開催する。
	実績	富士山の景観は、「芸術の源泉」として数多の芸術作品の題材になり、「信仰の対象」として様々な信仰を生み出し日本人の心のよりどころになっている。そのような富士山の普遍的な価値を後世に守り伝えていくための調査研究を実施し、その成果を公開するため、企画展及び世界遺産セミナー等を開催した。 開催実績（企画展） 平成29年度：富士山の曼荼羅にみる富士山信仰などに係る企画展 平成30年度：富士山の絵画や巡礼路に係る企画展 令和元年度：富士山の絵画や曼荼羅にみる富士山信仰などに係る企画展 令和2年度：富士山の絵画や曼荼羅にみる富士山信仰などに係る企画展 令和3年度：富士山の絵画や曼荼羅にみる富士山信仰などに係る企画展 開催実績（セミナー） 平成29年度：富士山の芸術、文学に係る世界遺産セミナー 平成30年度：富士山の文学などに係る世界遺産セミナー 令和元年度：伊豆半島と富士山の関係を「信仰」をテーマに考える世界遺産セミナー 令和2年度：富士山並びに三保の松原の絵画について時代による変遷と定型化をテーマに考えるセミナー 令和3年度：富士山の文学に係る世界遺産セミナー
50 「水の都しずおか」の推進 くらし・環境部 企画政策課	計画	県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行う。
	実績	水環境の保全を呼び掛けるため、県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行い、水のある景観保全の意識の醸成を図った。また、県HPの掲載内容を時点修正し、情報を更新した。
51 県産材利用促進 経済産業部 林業振興課	計画	県産材PRイベントへの出展及び、出展支援を行う。webサイト「木使いネット」による情報発信を行う。木工工作コンクールを実施している団体への補助及び知事賞、部長賞の表彰を行う。
	実績	関係団体への補助等による県産材をPRするイベント出展や木工工作コンクール実施に対する支援、webサイト「木使いネット」による情報発信などの取組を通じて、木材を利用した良好な景観形成に対する関心を深めた。

主要方策5 | 自立した持続性のある県民・事業者に根差した景観形成を進める

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）				
52 文化財クローズアップ	計画	県内の文化財と気軽に触れ合える機会として講演会やシンポジウムを開催する。				
	実績	毎年、文化財クローズアップ講演会を開催し、地域の歴史が育んだ景観への理解を深めることが出来た。				
		年度	開催地	参加者	題材	
		平成29年度	沼津市	135名	旧沼津御用邸苑地～魅力の再発見～	
		平成30年度	島田市	147名	川越遺跡と大井川	
		令和元年度	湖西市	171名	特別史跡新居関跡	
		令和2年度	三島市	105名	日本遺産「箱根八里」へ誘うまち 三島の文化財	
令和3年度	藤枝市	93名	日本遺産「駿州の旅」の舞台 岡部宿の文化財			
スポーツ・文化観光部 文化財課						
53 観光人材育成講座の開催	計画	景観づくりに関する講座を、静岡文化芸術大学に委託して実施する「観光人材育成講座」の一部として実施する。（H29年度）				
	実績	静岡文化芸術大学において、「都市の遺構とデザイン」をテーマに、建築家の長坂大氏を講師に迎え、使われなくなった都市インフラ等の再活用による観光資源の創出についての講演を行い、観光関係者など60名が参加した。（平成30年1月27日）				
スポーツ・文化観光部 大学課						
54 総合的な学習の時間等をととした実践	計画	市町において、地域のひと、もの、こととの関わりを生かした総合的な学習の時間の実践を行う。				
	実績	各学校の総合的な学習の時間において、地域の人々の暮らし、自然や文化等、児童を取り巻く環境に目を向けたテーマを設定し、創意工夫を生かした学習活動を行った。 協力校において「景観まちづくり学習手引き（H31.3）」を活用した実践を行い、よりよい取組方法等を検討した。 取組実績 平成30年度・令和元年度：御殿場市立原里小学校、掛川市立第一小学校 令和元年度・令和2年度：三島市立德倉小学校、牧之原市菊川市学校組合立牧之原小学校 令和3年度：南伊豆町立南伊豆東小学校、森町立森小学校				
教育委員会 義務教育課						
55 「地域学」推進事業	計画	指定校（平成29年度、県立松崎高校等10校）において地域学の学習活動を推進する。 富士山や伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施する。 地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進する。				
	実績	平成28年度から30年度は、県立高校10校を指定し、地域の歴史や文化を学び、地域づくりに参画するような活動に対して学校全体での実施を支援した。 令和元年度には、指定校（平成28～30年度、県立松崎高校等10校）における取組をリーフレットとして全公立高校に配布し、各校における取組推進を促した。 令和元年度から、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を受けた県立高校2校において、市町、高等教育機関、産業界等との協働によるコンソーシアムを構築し、研究開発課題を設定して、地域課題の解決等の探究的な学びに取り組んでいる（熱海高等学校、榛原高等学校）。 平成29年度から令和元年度には、富士山や伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施した（平成29年度58名、平成30年度101名、令和元年度88名が参加）。				
教育委員会 高校教育課						

主要方策5 | 自立した持続性のある県民・事業者に根差した景観形成を進める

事業・取組名		5カ年の実績（平成29年度～令和3年度）
61 日本風景街道の取組促進 交通基盤部 道路企画課	計画	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。
	実績	景観ワークショップや道路環境美化活動など地域主体の活動に参加し、地域の景観的な魅力を高めた。
62 河川海岸愛護団体等活動事業（補助金） 交通基盤部 河川砂防管理課	計画	引き続き、県内の市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行う。
	実績	河川海岸愛護事業費補助金の交付を行い、河川海岸の美化活動を援助することにより、河川海岸の景観保全を図った。 交付市町数 平成29年度31市町、平成30年度の31市町、令和元年度31市町、令和2年度29市町、令和3年度29市町
63 沼津港みなとまちづくり推進計画への取組 交通基盤部 港湾企画課	計画	平成29年度まで、官民の関係者が参加する沼津港まちづくり会議及びプロデュースチームのワークショップにおいて、取組み内容を纏め整備方針に反映させる。 それ以降、機能再編として物流機能の移転、緑地整備、施設整備を進めていく。
	実績	平成29年度には、沼津港内港北側の多目的広場整備にあたって必要となる観光バスの受け入れ方法の変更について、実証実験を行い、乗降ルールを定め、H30.4から新たな観光バス受け入れ方法に移行した。平成30年度から新たな観光バスの乗降ルールを運用する内港北側については、乗降場に配慮した多目的広場の設計を行った。 令和元年度から、賑わい空間の創出を目指し、港の景観に調和するよう色彩検討を実施した上で、内港に浮棧橋の整備を進めている。浮棧橋は令和2年度に暫定供用を開始、令和5年度の完成を予定している。また、内港西側においては、人々が憩い、交流できる緑地の整備に向けて、整備手法の検討及び用地買収を進めており、美しい景観と港らしい風情とが調和した「高質な水辺空間」を目指している。

ふじのくに景観形成計画進捗状況評価レポート（中間報告書）

静岡県景観づくり推進本部

（事務局 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-3490 FAX 054-221-3493 E-MAIL keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp